

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

開会 令和7年3月18日

閉会 令和7年3月27日

寒 川 町 議 会

出席委員 小泉委員長、廣田副委員長
山上委員、山田委員、横手委員、吉田委員、太田委員
岸本議長

欠席委員 なし

説明者 宮崎学び育成部長、鳥海子育て支援課長、野呂技幹、遠藤副主幹、高橋副主幹、
加藤副主幹、熊倉主査
徳江保育幼稚園課長、川部副主幹、前田主査
岡野学び推進課長、佐野主査、原主査
大鷲副主幹、山仲主任主事、原田主事
小林健康福祉部長、中澤福祉課長、新藤主幹、渡辺副主幹、藤井副主幹、柏木主査
三橋高齢介護課長、青木副主幹、秋庭副主幹、伊波副技幹、中瀬主査
高木保険年金課長、吉野副主幹、山本主査、早乙女主査
原健康づくり課長、渡邊主査、石黒主査、安藤主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第13号 令和7年度寒川町一般会計予算
2. 議案第14号 令和7年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第15号 令和7年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第16号 令和7年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第17号 令和7年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和7年3月21日

午前9時00分 開会

【小泉委員長】 おはようございます。

それでは、まず審査に先立ちまして、本日、傍聴の方の申出がありますので、これを許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小泉委員長】 それでは、傍聴の方、入室のほうをよろしく願いいたします。

それでは、本日予算委員会2日目、よろしく願いいたします。

それでは、学び育成部子育て支援課の審査のほうに入ります。執行部の説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 皆さん、おはようございます。

これより学び育成部4課の予算審査をお願いいたします。

それではまず、子育て支援課の審査をお願いいたします。説明につきましては、鳥海子育て支援課長

より、質疑につきましては出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 鳥海子育て支援課長。

【鳥海子育て支援課長】 それでは、子育て支援課が所管いたします令和7年度予算について、タブレット資料010予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、事業大002子育て支援の充実事業費、事業中14少子化対策推進事業費と、事業中04子ども・子育て支援事業計画推進事業費の予算につきましては、組織の見直しに伴い、令和7年度から新設されます子ども政策課所管の予算であります。併せて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料2ページをご覧ください。職員給与費は、子ども育成部長、子ども政策課長と同課子ども政策担当、子育て支援課長と同課子ども家庭担当、保育幼稚園課長と同課保育幼稚園担当及び学童保育担当、合わせて24人分の給与、職員手当等及び共済費でございます。

特定財源は下表に記載のとおりで、歳入番号②は、自治体が行う少子化対策の取組を支援するための国の交付金である地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚新生活支援事業を行う市町村に対して、県が交付する交付金で、後ほどご説明いたします。結婚新生活支援事業費補助金の事務を行う子ども政策課職員の給与に充当するものでございます。

資料3ページをご覧ください。子育て支援事業費は、子育てサポートセンターにおいて、子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業を実施するなどして、保護者の育児不安を解消し、児童の健全育成を図るものでございます。予算の主な内容と増減理由は、備考欄記載のとおりで、児童虐待防止に関する事業を集約するために新設した子育て世帯訪問等支援事業費に子育て支援相談員、子育て講座の保育者及びファシリテーター、要保護児童対策地域協議会に関する予算を移行する整理統合を行ったことに伴い、報酬、職員手当等、共済費、旅費、役務費が皆減となり、負担金、補助及び交付金が減額となっております。

また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策事業費において実施していた感染拡大の影響により、社会情勢が大きく変化する中、妊娠生活を乗り切り、出産に至った方に感謝の意を表すための事業を、出生数が減少し、急速な少子化が進行する中で、次代を担う子どもを出産した方に対して感謝を表すための事業として継続するため、新型コロナウイルス感染症対策事業費を子育て支援事業費に統合しております。なお、マスク及びマスクケースの贈呈をやめ、メッセージの印刷を外注から庁内での印刷に切り替えたことから、これらに関する予算の計上はしておりません。特定財源は下表の記載のとおりでございます。

資料4ページをご覧ください。小児医療費助成事業は、子どもが病院等を受診した際に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を助成することにより、子どもの健康増進を図るものでございます。通院、入院ともに0歳から高校3年生相当までを対象とし、所得制限なく適用しております。予算の主な内容と増減理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表に記載のとおりでございます。

資料5ページをご覧ください。ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭の父または母や児童が、病院等を受診した際に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を助成することにより、生活の安

定と自立支援を図るものでございます。予算の主な内容と増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。

特定財源は、下表に記載のとおりで、歳入番号01、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金につきましては、令和7年1月1日から県の改正実施要綱が施行され、助成に係る所得制限限度額が192万円から208万円に引き上げられ、対象者が増えたことに伴って増額となっており、増額分240万4,000円のうち86万円程度がその影響を見込んだものでございます。

資料6ページをご覧ください。子ども・子育て支援事業計画推進事業費は、子ども・子育て支援法に基づき、国の基本指針に即して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について定める5年1期の法定計画である寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定と進行管理を行い、計画を総合的に推進するものでございます。

令和6年度が第3期計画の策定年度でございますので、令和7年度は計画期間の初年度となります。令和6年度までは、子育て支援事業計画策定事業費に計画策定委託料を計上し、児童福祉事務経費に子ども・子育て会議委員報酬を計上しておりましたが、計画の策定と進行管理を行うという事業の内容と、事業費の名称を一致させるため、事業費の名称を子ども・子育て支援事業計画策定事業費から、子ども・子育て支援事業計画推進事業費に変更し、計画に関する予算を集約するため、子ども・子育て会議委員報酬を児童福祉事務経費から子ども・子育て支援事業計画推進事業費に移行しております。

また、令和7年度からは、子ども政策課において、子育て支援や次世代育成支援対策などを含む子ども政策の企画調整を行うこととなることから、所管課を子ども政策課に変更しております。予算については全額報酬で、増減理由は備考欄記載のとおりでございます。本事業については、全額一般財源でございます。

なお、この後ご説明する事業につきましては、全額一般財源の場合、特に財源について申し上げますのでご了承ください。

資料7ページをご覧ください。地域子育て環境づくり支援事業費は、子育て支援に関する事業等を行う団体に補助金を交付し、地域で子育てを支援する環境づくりを推進するもので、備考欄に記載のとおり、全額負担金、補助及び交付金でございます。備考欄に記載の①は、平成27年度に創設した地域子育て環境づくり支援事業補助金で、②は、令和6年度から国の補助金を活用できる制度として創設した地域こどもの生活支援強化事業補助金でございます。

②は、同年度において、こども家庭庁の発足に伴って、地域子供の未来応援交付金が、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金に整理統合され、補助対象となる事業の名称などが、子どものつながりの場づくり緊急支援事業から地域こどもの生活支援強化事業に改められたことに伴い、子どものつながりの場づくり支援事業補助金から、地域こどもの生活支援強化事業補助金に名称を改めるなどの変更を行ったものでございます。特定財源は下表に記載のとおりでございます。

資料8ページをご覧ください。児童福祉施設維持管理経費は、町内の児童の遊び場9か所に設置しております遊具30点の維持管理を行うもので、備考欄に記載のとおり、全額委託料でございます。

資料9ページをご覧ください。児童発達支援事業費は、児童発達支援事業所であるひまわり教室の運営に係る経費で、発達が気になる未就学児に対して日常生活における基本的動作の指導、集団生活への

訓練等を実施するものでございます。予算の主な内容と増減理由は、備考欄記載のとおりで、業務継続計画に基づき防災用品を備蓄するため、需用費、消耗品費に非常食、簡易トイレ、LEDランタンなどを購入するための予算を計上し、災害時に事業を継続するための電源を確保するため、備品購入費に災害用ポータブル電源及び充電用ソーラーパネルを購入するための予算を計上しております。

修繕料は、2027年末までに段階的に蛍光灯の製造輸出入が禁止されることから、蛍光灯照明器具をLED照明器具に取り替えるための予算を計上したものでございます。

委託料におきましては、危機管理の一環として、不審者の侵入時等に警備会社に通報する非常時通報システムの利用を開始するため、警備業務委託料を増額し、使用済み紙おむつの持ち帰りをなくして、保護者の負担軽減を図るため、新たに紙おむつ等処理委託料を計上しております。なお、発達に心配がある未就学児が利用する中で、万が一の事態が生じた場合に備えて、令和6年8月からひまわり教室にAEDを設置していることから、これに伴って、使用料及び賃借料が増となっております。特定財源については、下表に記載のとおりでございます。

資料10ページをご覧ください。不育症治療費助成事業費は、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる不育症治療に要する費用に対して1治療期間を単位として、20万円を限度に助成することにより、不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るもので、全額負担金、補助及び交付金でございます。

この事業費は、令和6年度までは、特定不妊治療費等助成事業費という名称でしたが、不妊治療が保険適用となり、特定不妊治療費助成金の支給が令和5年度で終了したことから、名称を不育症治療費助成事業費に変更しております。

資料11ページをご覧ください。少子化対策推進事業費は、少子化対策を目的に結婚を希望される方に対して、住居費や引っ越し費用の一部補助や、行政ポイントの付与を行うことにより、結婚を希望される方への支援及び結婚への機運醸成を図るために新設したもので、子ども政策課が所管課となります。

予算の主な内容は備考欄記載のとおりで、負担金、補助及び交付金の寒川町結婚新生活支援事業費補助金は、地域少子化対策重点推進交付金を活用して、町内在住でいずれも39歳以下であり、夫婦の合計所得金額の合計が500万円未満の新婚世帯に対して、住宅の購入、新築リフォームに要する費用や引っ越しに要する費用の一部を補助するもので、補助の上限は、結婚の日における年齢がいずれも29歳以下の新婚夫婦については60万円、それ以外の夫婦については30万円、引っ越し費用のみの場合は5万円とする予定です。

寒川町結婚新生活支援行政ポイント付与事業は、町内在住でいずれも39歳以下である新婚世帯に対して、新婚生活開始時期の経済的な負担を軽減するという観点で、経済的な支援として、本年2月に開始した寒川版地域通貨さむかわPayの行政ポイントを付与するもので、基本ポイントである2万ポイントに加え、町内で働いている人がいる場合は1万ポイントを加算し、自治会に加入している、または加入する場合にはさらに1万ポイントを加算し、最大で4万ポイントを付与する予定です。特定財源は下表に記載のとおりで、地域少子化対策重点推進交付金の補助率は6分の5となっております。

資料12ページをご覧ください。児童手当等事業費は、子育て家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、高校生年代までの児童を養育している人に支給する児童手当の支給に関する事務や、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進するため、父母の離婚、死亡などによって父または母と生

計を同じくしていない児童について手当を支給する児童扶養手当と、中程度以上の障害のある二十歳未満の児童について、児童の福祉の推進を図るために手当を支給する特別児童扶養手当について、認定請求の審査等に関する事務を行うものでございます。

令和6年度までは、児童手当等事務経費と児童手当支給事業費に分けて計上しておりましたが、予算科目の整理統合を図るため、児童手当等事務経費の名称を児童手当等事業費に変更し、児童手当支給事業費を統合しております。予算の主な内容と増減理由は備考欄記載のとおりでございます。

特定財源は下表に記載のとおりで、児童手当の抜本的な制度改正に伴い、負担割合が変わって国の負担が大きくなったことから、国庫支出金の充当額が3億1,165万7,000円の増となり、県の支出金の充当額が832万8,000円の減、一般財源が832万9,000円の減となっております。このため、児童手当につきましては、支出額としては大きな増となっておりますが、町の自主的な負担としては、減となっております。

資料13ページをご覧ください。職員給与費は、子育て支援課のびのびすくすく担当、健康福祉部健康づくり課の課長及び健康づくり担当合わせて22人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

特定財源は下表に記載のとおりで、歳入番号②及び④につきましては、現在、国の予算事業として実施されている出産・子育て応援給付金が令和7年度から制度化され、妊婦のための支援給付金となることに伴って、出産・子育て応援交付金から妊婦のための支援給付費補助金に変わっております。

また、令和6年度からこども家庭センターが設置されたことに伴って、こども家庭センターの統括支援員と、保健師などの専門業務を行いながら、特定妊婦など対応が困難な事例への対応を兼任する職員の給与等にも補助がつくことになったため、給与改定を伴う増も含めて、給料への充当額が823万7,000円の増、職員手当等への充当額が419万1,000円の増となっております。

資料14ページをご覧ください。母子保健事業費は、母子保健法に基づき離乳食講習会などの母子健康教育、7か月児相談や育児相談などの母子健康相談、1歳6か月児健診などの母子健康診査など乳幼児の健康の保持及び増進のための事業を行うものでございます。乳幼児に関する事業を母子保健事業費に集約し、妊産婦に関する事業を妊産婦支援事業費に集約するため、2歳児を中心に歯磨き習慣の確立と口腔の健康増進を図るう蝕予防対策事業費を母子保健事業費に統合し、父親・母親教室、母子健康手帳作成事業、妊婦健診、妊婦歯科健診、産婦健診、妊婦に対する初回産科受診費用助成金を妊産婦支援事業費に移行しております。

予算の主な内容と増減理由は備考欄記載のとおりで、負担金、補助及び交付金の幼児健康診査等受診者への行政ポイント負担金は、7か月児相談や1歳6か月児健康診査などの乳幼児の健診や相談、離乳食講習会や父親・母親教室などの乳幼児の育児に関する講座などの受診率や参加率の向上を図るため、健診等の終了後に保護者に対して行政ポイントを付与するためのものです。健診や相談においては、子ども1人につき100ポイント、講座においては1家庭に100ポイントの付与を予定しております。特定財源は下表のとおりでございます。

資料15ページをご覧ください。妊産婦支援事業費は、子どもが健やかに成長することができるように、妊娠から出産1年後を経過するまでの不安が高まる時期にある妊産婦に対して各種健診、こども家庭センター型の利用者支援事業、産後ケア事業などの妊産婦に寄り添った支援を実施することにより、妊産

婦の心身の安定を図るため新設したものでございます。

この事業で実施いたします妊産婦に関する事業につきましては、先ほどご説明いたしました母子保健事業費からの移行、産後ケア事業を実施する子育て世代包括支援センター事業費の統合により集約したものでございます。予算の主な内容と増減理由は備考欄に記載のとおりで、委託料のうち、産後ケア事業委託料につきましては、デイサービスを中心に利用実績が伸びていること、助産院が会員となっている湘南助産師会から、近年の物価高騰などの影響により、現在の委託料では事業の実施が困難であるため、委託料を見直してほしいとの要望をいただいたことから、子ども・子育て支援法が改正され、令和7年度から産後ケアが地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、計画的な提供体制の整備を進めなければならないとなったことも含めて検討した結果、委託先を確実に確保するため、委託料を増額することといたしました。

利用1回に対する委託料ですが、宿泊型は7万5,000円で2万5,000円の増、デイサービス型は3万2,000円で1万2,000円の増、訪問型は1万1,000円で3,500円の増とする予定です。また、自己負担の割合は現行の1割を維持しますので、宿泊型は7,500円で2,500円の増、デイサービス型は3,200円で1,200円の増、訪問型は1,100円で350円の増となります。

特定財源は下表に記載のとおりでございまして、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられたことに伴い、補助金が母子保健衛生費国庫補助金から子ども・子育て支援交付金に変わり、負担割合が、国2分の1、町2分の1から国2分の1、県4分の1、町4分の1に変わっております。

資料16ページをご覧ください。妊婦等包括相談・給付支援事業費は、妊婦のための支援給付金と利用者支援事業、妊婦等包括相談支援事業型、以下、妊婦等包括相談支援事業と申し上げます、による援助等を効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担を軽減するための支援を行うために新設したものでございます。

子ども・子育て支援法が改正され、令和7年度から出産・子育て応援給付金が妊婦のための支援給付金として、伴走型相談支援が妊婦等包括相談支援事業として同法に基づく制度となることに伴い、妊産婦に関する事業を集約する保健衛生総務費に妊婦等包括相談給付支援事業費を新設し、児童福祉総務費の出産子育て応援事業費を廃止いたしました。

制度の概要につきましては、妊婦等包括相談支援事業は妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図るというもので、妊婦のための支援給付金は妊婦であることの認定後に5万円を支給し、その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に妊娠している子どもの人数掛ける5万円を支給するというものでございます。

出産・子育て応援給付金は、出産した児童数に応じて支給するものでしたが、妊婦のための支援給付金は、妊娠している胎児の数に応じて支給するものでありますので、流産や死産した場合も新たに支給の対象となります。

予算の主な内容と増減理由は、備考欄記載のとおりで、負担金、補助及び交付金の妊婦のための支援給付金につきましては、対象人数を精査し、妊婦であることの認定を受ける妊婦の人数を316人、妊娠している子どもの人数として届出される子どもの人数を286人、令和6年度中に妊娠の届出や出産をし

ているが、令和7年度に給付金の申請をする旧制度対象分を30人と見込んで予算を計上したため、令和6年度の出産・子育て応援給付金に係る負担金、補助及び交付金と比較しますと、640万円の減となっております。

特定財源につきましては下表に記載のとおりで、制度化に伴って補助金も変わっております。令和6年度においては、出産・子育て応援交付金のみで、伴走型相談支援に対して国2分の1、県4分の1、出産・子育て応援給付金に対して国3分の2、県6分の1の補助というものでしたが、下表の子ども・子育て応援交付金は、妊婦等包括相談支援事業の事務費に対して国2分の1、県4分の1の補助、妊婦のための支援給付交付金は、妊婦のための支援給付金に対して国10分の10、ただし、旧制度対象分に対しては国3分の2の補助、妊婦のための支援給付費補助金は、妊婦のための支援給付金の事務費に対して、国2分の1、県4分の1の補助、出産・子育て応援交付金は、旧制度対象分に対して県6分の1の補助となっております。妊婦のための支援給付金の補助率が、国10分の10となったことに伴い、負担金、補助及び交付金に充てる一般財源が608万4,000円の減となっております。

資料17ページをご覧ください。子育て世帯訪問等支援事業費は、生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問して育児等の相談に応じ、子育て支援に関する情報を提供し、養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業。そこで把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭などを子育て支援相談員が訪問して養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行う養育支援訪問事業。家事支援・育児養育支援を行う子育て世帯訪問支援事業、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者などに対して、子育て講座などを通じて、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う親子関係形成支援事業、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会の運営などを行うことにより、保護者の心身の安定と児童虐待の防止を図るため、新設したものでございます。

この事業費で実施いたします事業につきましては、子育て支援事業費で説明いたしました移行などにより集約したものでございます。予算の主な内容と増減理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は下表のとおりでございます。

資料18ページをご覧ください。母子予防接種事業費は、予防接種法に基づき、BCGや小児肺炎球菌、日本脳炎などの子どもに係る個別予防接種を実施することにより、子どもの疾病を予防し、疾病の蔓延を予防するものでございます。

予算の主な内容は備考欄記載のとおりで、会計年度任用職員は一人一人の接種履歴等、予防接種のデータを健康情報システムに入力するために雇用しているもので、委託料は、予防接種法に基づく定期予防接種である個別予防接種と成人の麻しん・風しん混合ワクチンを接種する臨時予防接種の実施を茅ヶ崎医師会などに委託するものでございます。主な増減理由は備考欄記載のとおりで、特定財源は、下表に記載のとおりでございます。

最後に資料の19ページ、歳入の一般財源分について説明させていただきます。13款使用料及び手数料、1項使用料。2目民生使用料の行政財産使用料につきましては、大塚児童の遊び場の東京電力電柱等設置にかかる使用料でございます。なお、説明の中でも触れましたが、資料20ページに記載の6つの事務経費及び事業費については、理由の欄に記載の理由により廃止しておりますので、ご参照くださいます

ようお願いいたします。

以上で、子ども政策課及び子育て支援課の予算についての説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 それでは大きく3問、1問目と2問目が関連するのかなというか、ちょっと事業科目の関連であったり移行が多いので、ちょっと聞き方が間違っていたら、ちょっと直していただければと思うんですけども、1点目、子育て支援事業並びにこの子育て支援充実事業費のところでございます。ここでご説明をいただきました、この子育て支援事業計画。大体の質問がここに集約されるのかなというところではあるんですけども、ここら辺の関連を改めながらお尋ねをさせていただきますが、20分の4ページ、ごめんなさい、20分の、違うな。ごめんなさい、ちょっと後で改めますけれども、子育て支援事業計画の中で、会議回数の減による減少というところがございます。

本年度、これから大変になるところで、地域子育て環境づくり支援事業費並びに子育て世帯訪問事業費とも関連するのかなと思っているんですけども、寒川町子ども・子育て会議の回数が減少ということだったんですが、この会議で、これから事業計画の中のものを詰めていくのかなというところを理解するところなんですけれども、1回目のご質問でございます。そのニーズ把握並びに問題提起が会議の中でなされる予定なのか、向こうから言ってもらうだけではなく、こちらの中でもちゃんとその課題をその会議の中で諮って、聞こうと思っているのか。

といいますのはいろいろなところでいろんな問題が出ていますので、どう集約したものかと悩んではおるんですけども、なかなか保育環境に、保育園であったりとか、幼稚園であったりとか入れる、入れない。働きたいけど、入れないと働けない、働かないと入れない、こういったダブルバインド問題であったりとか、昨今問題になっております、なかなかご飯が食べられない子どもであったりとかね、子ども食堂であったり、そういった場がいろいろなそういった力を貸してくださっているというような話も聞いておりますけど、そこら辺の連携を、全部関連しちゃうんだよな、どのように考えておりますでしょうか。ごめんなさい、質問が子育て支援事業計画のあらましが1点。地域子育て環境づくり支援事業費の中での支援が必要な子どもをどう把握するかが1点。団体との連携方法をどう考えているか、1点、この辺をメインにお答えをいただければと思います。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 まず1点目のご質問ですけども、この会議回数の減のところとの関係なんですけども、まず子ども・子育て会議につきましては、寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定のための会議体でありますので、計画策定年度に関しては、計画策定のための会議が増えますので5回、ない年度に関しては、進行管理のための報告とか、そういったことを行いますので3回に減ります。利用者の方の保育のニーズ等、そういったものに関しては計画策定のときにニーズ調査を行いますので、そこで利用意向などは把握される形になります。これがちょっと1点目、2点目に関連した回答になります。

3点目の支援が必要な子どもですけれども、子ども食堂等の関係で言いますと、子ども食堂を実施している団体については、そういった支援が必要な子がいたときには、行政等の支援につなげてくださいますというのは補助の要件にしておりますので、そういったところでの把握というのはされます。

また健診とか、のびのびすくすく担当でやっている事業等、あと保育園とか幼稚園等、そういった事業を行う中で、ちょっとこの家庭はとか、この子はこの方がいたら、そこは情報共有を図るような形になっておりますので、そういったところでの支援が必要な子の把握というのが行われているという状況でございます。

以上です。

【小泉委員長】 団体との連携というところがありました。

鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 団体というのは子ども食堂とかということでありますと、先ほどお話ししたように、子ども食堂等を実施していただく際には、そういったお子さんたちがいた場合とか、情報提供してくださいという形になっておりますので、そういった形で連携というのは行われていると考えております。

以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 非常に多彩なところに取り組んでくださっていることは理解しているつもりですし、いろいろなところでご意見をちゃんと聞いてくださっていることも理解しておるつもりでございます。

一方で、まだ、聞こえ続けている声が減らないのも実情でございまして、いまだに窓口で泣いているお母さんなんかも見ることがありますので、本年度、そういったものをどういうふうには是正させるのかという、是正されるのかというのを聞いたんですけど、それを是正させるための計画が今年度のこれに、子育て支援事業計画に集約されて、計画的に解消されていくという理解でよろしいでしょうか。2回目の質問にしましょうか。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 保育園とかニーズ調査等を行って、見込み量を出して、それに対してこういった形で提供量を確保していきますという形で計画を立てておりますので、基本的には待機児童等をこういった形で、解消に向けて進めていきますというようなものにはなっております。

以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 もう3回目の質問なので、あれですけど、なかなか策定はもちろん大事ですし、それがなければそれにのっとって執行することもできませんのであれですが、本年度のこのつけられた予算がなかなか予算がないところであったりとか、もう重々理解するところではあるんですけども、どう是正されるのかというのを具体的に見たかったなというところなんです。その会議が少なくなる、策定年度が5回、終わっていけば3回になっていくということなんですけれども、適切な、適正な回数であると理解してよろしいんでしょうかね。取りあえずここでの質問はこれにとどめます。

【小泉委員長】 この是正という部分は、この保育幼稚園課の部分も恐らく含まれるのかなとも思う

んですが、こちらの子育て支援課のほうで答えられる範囲でお答えを頂戴できればと思います。

鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 会議の回数ということに関しましては、計画策定のときにはニーズ調査等を行ってというような流れになりますが、計画策定ではない年度に関してはニーズ調査等は行わないので、必要なものを行うという意味では3回というような進行管理です。計画策定がない年度に関しては、前年度どういった事業が行われて、その結果、目標指標に対してどれぐらいの数値だったというような進行管理の部分を行う形になりますので、回数として3回が適正であると考えております。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

それでは、太田委員。

【太田委員】 すいません、大変久しぶりなので、ちょっと件数が、質問件数多いです。すいません。

まず、ちょっと一応ページ数はお伝えするんですけども、ちょっと今吉田委員が言ったように、いろんな事業が変更とかしているのも、もしかしたら適切なページで言ってない可能性もあるので、その辺は言っていただければというふうに思います。

まず、人件費のところです。今回教育政策課が、教育政策じゃない、子育て政策課でしたっけ、子ども政策課ができることによって、人数が増えていくのかなというふうに思いますけれども、先ほど2ページ目と、あともう1か所、健康づくり課との人件費のところがあったかと思いますが、この辺は総体的に人数として、前年度、6年度よりも増えていくのか、その辺をまずお聞かせいただければと思います。

かなり国の事業とか、突発的に来るいろんな給付金とかがあって、物すごい大変な状況だったかなと思いますけれども、その辺の人件費のところについて、お伺いをいたします。

あと3ページのところで、子育て支援事業費、子育てサポートセンター、本当に重要なところかなというふうに思います。ここちょっと階段を上っていかないと、まずはエレベーターに乗っていかないと、乗れないと思うんですけども、その辺の例えば車椅子のお母さんとか、そういった方が利用しようとした場合に、どのような対応をされてきたか、される手順があるのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

あとファミリー・サポート・センター事業の中で、コロナ禍以降、少しずつ増えているのかなというふうに、戻ってきているのかなと思うんですけども、預かり場所に関しては、当初は預かる側の自宅だったかなと思うんですけど、今、範囲が拡大しているんなところ、お子様のおうちとかサポートセンターでも預かれるような体制になっていると思うんですけど、その辺は、寒川町としてはどのような運用になっているのか、今後もし変更とかがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

それから、4ページの小児医療費助成制度、今回もいろんな消耗品、印刷製本費、入っておりますけれども、今までは所得制限とかあったかと思いますが、それで人の選別というんですかね、対象者を抽出しないといけなかったかと思いますが、所得制限がなくなったことで、基本的には全対象者になっていくと思うので、この辺例えば毎年医療費を、医療保険証でしたっけ、医療証を発行するとか受け取るとか、その辺の作業が3年に一遍ぐらいではないかなという感覚があるんですけども、その辺、令和7年度は今までどおりの体制でいくのか、お聞かせをいただけますでしょうか。

それからすいませんね、多くて、それから6ページです。子ども・子育て支援事業計画のところで、策定年度は回数が増えて、進行管理のところでは3回に減っていくよというお話を先ほど伺いました。この中で前回の病児・病児後保育のニーズがあるので検討していくというような、随分前になりますけど、答弁があったような気がするんですけども、その辺、今回入ってないような気はするんですけども、令和7年度、そこに向けての何かアクションがあるのかお聞かせください。

それから、9ページ、ひまわり教室のところになります。本当に発達が気になる未就学児、いろんな発達障害とか含めて認知をされてきたことで、通園と言うんですか、されるお子さんが増えてきているのかなというふうに思いますけれども、この6年度の実績を見ていくと15人ということで、ピークのときよりは少し減ってきているのかなという印象があります。とはいえ、当初設立したときに10年間限定と言われていたあの園舎というんですか、やっていくことが、今、いろんな今回LED化にしていこうとか、ハード面で改善の予算が上がっていますけれども、そもそも今後、直営で、以前は直営でいきますというお話をいただいていますけれども、やっぱり予算のときに質問したときに、直営でいくなれば、そもそものひまわり教室の改善をしていくべきではないかなというふうに思っています。

あの狭い中で、今多分2歳ぐらいから入園前の5歳児ぐらいまでが、あの狭い中で、毎日ではないけど、いると思うんですけども、年齢ごとの療育がきちんとできているのかなということと、面談とか、具合が悪くなった子の対応できる部屋がそもそもお伺いしたときに、ないとかというお話も伺ったことがあるので、そういったことを考えると、当初の10年が今何十年にもなっている気がするので、その辺の動きが令和7年度あるのかどうか、その辺をお伺いをしたいと思います。

これは本当に結構、町外の施設に流れているケースが多いというふうに伺っています、保護者の方からも。なかなかその療育の質というんですか、その辺がやっぱり民間だからいいとか町営だから悪いとかということではなくて、やっていく療育、一人一人に向けての療育の質が今すごい問われていて、その辺も含めて令和7年度どういうふうにされていくのか、お伺いしたいと思います。

それから10ページ、不妊治療が保険適用になって、令和7年度からは不育症の治療費を助成していく事業に変わっていくと。もう本当にこの不育症に関しても、大変割と早く事業費をつけていただいたかなというふうに思います。不妊治療のほうも保険適用化になって、皆さん、本当に負担が少なくなっているんですけども、一方で、併用して、この保険適用の治療と併用して、先進医療を受けていられる方が結構いらっしゃるって、寒川町、お問合せをいただくと、ごめんなさい、やってないんですというお答えをするケースが何件か私もありました。ここに向けて、寒川町として令和7年度、不育症だけになっているので、そこは考えていらっしゃるかなというふうに思いますけれども、その辺の見解をお聞かせいただければと思います。

それから、すいません、11ページ、新婚家庭に対する補助がついたのはすごくよかったかなというふうに思います。具体的な内容もお聞かせいただいたので、質問しようかなと思ったんですけども、ちょっとここはいろいろ思いはありますけれども、ちょっと省略をさせていただきたいと思います。

最後に、15ページ、妊産婦支援事業費のところですか。産後ケアの体制がまた国の制度の中で変わってきて、妊産婦健診とかもこの間、一般質問等でもありましたけれども、国の法改正によって産後ケア施設の例えば増改築だったり、そういったものの補助がつくような制度に法改正されていると思うんです

けれども、寒川町ではその辺の万が一あったときに、これからやっぱりすごい必要になってくるのかなと思いますけれども、そうなったときに、補助を受け入れられる体制とかというのは令和7年度構築していくのか。ごめんなさい、もし今あったら、すいません、まず、あるのかどうかも含めて、もしなかったら、そういった事業を補助をしていく事業を展開していく予定が、今後、令和7年度、検討でもいいんですけれども、あるのかどうか、その辺をお聞かせいただければなというふうに思います。

以上です。大変多くてすいません。

【小泉委員長】 全部で8点になりますでしょうか。では、答弁のほうよろしく願いいたします。

鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 まず質問の1点目、人件費の関係ですけれども、子ども政策課職員の給与費については、最初の資料の2ページ目の職員給与費のところに含まれておりますので、こちらのほうは増となっております。保健衛生総務費のほうにつきましては、こちらには特段増というのはありません。減となっております。

4点目の小児医療の医療費助成の医療証ですけれども、こちらについては、年齢等で付番をしておりますので、特に所得制限があってもなくても医療証を発行するという仕組みが変わらないので、今後も同じ形にはなるんですけれども、今後マイナンバーを利用した形で地方単独のもの、小児医療のもの、こういったものの関係も、医療証が県内でしか使えないという状況ですけれども、これが全国どこでも使えるような形になるような方向も今あるので、そのようなものが進んできたときには、ちょっと今の毎年発行するというような形が適さないかもしれないので、必要な見直しが行われる可能性はあります。

5番目の病児保育ですが、こちらの令和9年度の開所に向けて話を進めております。ですので、予算等には反映はされていないですけれども、建てる意向のある方と協議等は行っておるところでございます。

ひまわり教室ですけれども、確かにこちらのほう、当初仮ということがあった部分もあるので、部屋等がちょっと不足という部分はございます。ひまわり教室につきましては、今後行われる公共施設再編計画の次期改定に向けた健康福祉拠点の整備の検討に含まれておりますので、そこに向けてより充実したものとなるように検討していきたいと考えております。

7点目の不妊治療の関係ですけれども、この先進医療の助成の関係です。こちらについて現時点においては、先進医療の費用に対する助成等を求める声等は今のところないので、助成等を令和7年度行うという予定はないんですけれども、県が先進医療にかかる費用の助成を行っている市町村に対して行っている補助ですとか、近隣自治体が行っている先進医療にかかる費用助成の内容、こういったものについては調査研究していきたいと考えております。

【小泉委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 では、ご質問の2番のサポートセンターの車椅子の対応について、回答をさせていただきます。

利用者の方で車椅子の方がいらっしやいまして、電動車椅子のほうで来られていて、駐車場からエレベーターまでにつきましてはスロープがございまして、スロープで来ていただきまして、そこからエレベーターで上がっていただいて、支援センターのほうの入り口まで来ていただいて、その後は電動では、ちょっと中には入ることが難しいので、通常の手椅子を準備させていただいて、それを利用していただ

いております。

次のファミリー・サポート・センターの預かりの件です。こちらにつきましては、基本的にはまかせて会員さんのおうちで預かることが原則となっておりますが、令和6年4月1日から、やむを得ない場合の実施場所として、子育て支援センターでの預かりも開始をいたしました。支援センターでの預かりにつきましては、今年度、規則のほうは改正はしたんですが、利用はない状況となっております。

以上です。

【小泉委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 質問の8点目です。産後ケア施設の増改築等の補助に関してお答えさせていただきます。

国の6年度の補正予算の中で、新規メニューとして出てきたものをこちらとしても把握しております。やはり庁内でも産後のケア施設に関しては、このようなし要請があれば、ぜひ検討させていただきたい件ではあると認識しております。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 人件費の件は分かりました、しっかりと対応できるように、配置をここに言うべきことではないのかなと思いますけども、体制が広がりますので、しっかりお願いをしたいなというふうに思います。

あと子育て支援センターの件は分かりました。スロープがあるということで対応ができていうことで、ただ、ご自身の電動の例えば車椅子、電動じゃなくてもあれですけども、それを中で使えないというのは、乗り換えなきゃいけないというのは、何か施設的な環境で乗り換えなきゃいけないのかどうか、その辺、もし分かればお聞かせいただければと思います。

サポートセンター事業の件は分かりました、体制としては、そのようになっているけれども、6年度はなかったということで、そういったケースも今後出てくるかもしれないので、そういった体制があるというのはよかったかなというふうに思います。

あと小児医療費の医療証の発行ですけれども、今後、マイナンバーによってもしかしたらそういうことがなくなるかもしれないということですが、これは毎年発行しなければならないという規定になっているということなのか。町の裁量で、例えばゼロ歳から何歳まで、ある程度変化のある、二、三年で対応ができるのであれば、町の負担としても軽減されますし、事業費としても軽減されるし、負担としても軽減されるし、また、保護者の方の負担も軽減されるのかなというふうに思うんですけども、この辺が町の裁量で検討ができるものなのかどうか、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。

それから、病児・病後児保育、令和9年、開院、開園というんですか、開業に向けて動き出しが既にあるということですので、本当にこれは長年、子育て世代の働いていく、共働きの世帯からは本当に例えば藤沢で働いてたら、藤沢でもいいから、広域というか、そういった中でできないのかという検討をしてほしいというお話は、個人的には伺っていたんですけども、今、9年度からということですので、ぜひそれが予定どおりいただけるように、また、進捗状況等を教えていただければなというふうに思います。これはここで結構です。

それから、ひまわり教室です。本当にお母さん、ご両親含めて、本当にいち早く療育をして、早期療育をして、できれば地元の幼稚園、保育園、また学校というところに進学していきたいという思いは、以前からも多分多かったご両親の思いかなというふうに、ご両親方の思いかなというふうに思いますけれども、なかなか地元の保育園とか幼稚園からも、今無償化が増えていることで、無償化になったことで、地元の幼稚園、保育園になかなか入れないというお声も聞いています。

そういった中で、何がそうさせちゃうのかなというのは、なかなか難しいところではあると思うんですけれども、町外のそういった施設に、幼稚園、保育園に行かざるを得ないというのは、やっぱり親御さんの負担も結構あるのかなというふうに思いますので、ここは療育の中身、そしてハード面、今後の公共施設の中で検討していくということですが、これは私、ずっと前から言い続けていますけれども、本当に今回、健康管理センターのあれができるときに、ぜひ入れてほしいというお話はしてきた経緯がありますけれども、本当に町内の保育園とか幼稚園が認定こども園化になっていくことで、すばらしい施設に、もちろん民間なのであれですけども、なっていく中で、やっぱりこの療育をされているお子さんにとってもやっぱり大事な学びの場なので、唯一の町営であるからこそ、私はしっかりとこういった子どもたちの発育、療育をしっかりと計画立ててやっていくべきじゃないかなと思いますので、令和7年度予算には入っていないようですけども、前倒しをしてでも、しっかりとここの辺の子どもたちの療育をぜひやっていただきたいなというふうに思いますけれども、その療育の質についてもちょっとお伺いをしていきたいと思います。それから、今後町営でこれからもいくのか、その点も含めてお伺いをしたいと思います。

それから、不妊治療の先進医療のところですけども、なかなか町に直接相談とあって、ハードルが高いんです。なのでやっぱり、私は何人かからもう既にいただいておりますので、そういった方がもし寒川町で、そういった先進医療の助成、産みたいって、なかなか授けられない人が産みたい、授かりたいと思う体制も寒川町として強化をしてもらいたいという、本当に切実なご相談も受けてきておりますので、そういったことがあれば検討していくということですので、ぜひその体制をもしかしたら最初のうちは周知不足、周知がなかなか行き届かなくて、件数が少ない可能性もありますけれども、そういった体制があるんだよという、子育てにつながっていく、また、結婚、新婚家庭にも応援していくという事業がある中で、そういったことについても寒川町は一貫して、未来に向けて支援の体制があるんだなということをぜひ取り組んでいただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、最後、産後ケアの部分ですけども、施設の対象の方が事業者が来た場合の、今議会の中でも、そういったご相談があったから初めて条例をつくりましたみたいな議案があったかと思いますが、そうではなくてしっかりと、そうやって国の補正で上がってきたのであれば、そういった体制は寒川町もありますよというところを、やっぱり見せていくことで、やっぱり町内に産後ケア施設があるのもっといいというお声を聞いているので、今1か所ですけども、そういったことが増えていくと、事業がしっかりと体制が整っていくと、ほかの民間のそういった業者の方も入ってきていただいて、産後ケア事業がますます寒川町にとって充実していくのかなと思いますので、その辺の条例になるのか、要綱になるのかちょっと分からないですけども、令和7年度、検討してみたいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。すいません、2問目を終わります。

【小泉委員長】 5問ですかね、回答をお願いいたします。

遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 サポートセンターの車椅子の件です。こちら支援センターの利用の際には、基本的に靴を脱いでご利用いただきますので、電動車椅子の方につきましても、室内用の車椅子を利用させていただきようをお願いしております。

以上です。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 2点目の小児医療の医療証の関係ですけれども、こちらについては、小児医療を各自治体でやるものですので、特に全国統一のルール等はありません。各市町村で決めることになります。町については子育て支援課としても、医療証をやはり毎年更新となると、事務量等がございしますので、できれば藤沢市とかはそうなんですけれども、1回出したらもうそれをずっと使うというようなどころもございます。そういった方法を取り入れたい、取り入れる方向での検討もしたいというところなんですけれども、今システムのそれができないところがありまして、先ほどお話しした今後の国の動き等もございしますので、あと、事務負担の軽減等もございしますので、そういった方向は検討していきたいと考えております。

3点目のひまわり教室の関係ですけれども、療育の中身については、今も充実したものとなるよう取り組んでおるところですので、引き続き取り組んでいきたいと思っておるところですが、定員の関係とか町営の児童発達支援事業所が必要かどうかという点等に関しては、やはり町全体の児童発達支援がどうあるべきかということと関連することなので、ちょっと今この場で答えは難しいと考えております。

先進医療ですけれども、委員にはお声が届いているということでしたので、そういったこと等も踏まえて、繰り返しになってしまうんですけれども、先ほど申し上げたとおり調査研究等を行っていきたいと考えております。

【小泉委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 産後ケア施設の増改築等の要綱等の整備についてのご質問にお答えいたします。

要綱等の整備に関しまして、確かに委員のおっしゃるとおり必要な方がいらっしゃるかもしれないんですけれども、とにかくよく検討して、要綱の整備についてもよく検討してまいりたいと思います。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 それでは、子育て支援センターの室内用に変えていくというところはやむを得ないのかなというふうに思いますので、なかなかご自身の車椅子でずっと生活をしているので、なかなかほかのになると、長時間ではないと思いますけれども、少し大変だというお声もいただいていたのでちょっと確認をさせていただきました。何らかご自身でカバーをすとか、もしそういうのができるのであれば、そういった対応が望ましいのかなというのでここは分かりました。

小児医療費の助成の医療証の発行の件も、町の裁量でできるはできるということで、国の動きも近々中に国の動きが分かるのであれば、システム改修してまで、3年、5年、ずっとというのはなかなかその費用の負担も考えるとあれですけれども、そこの辺を見比べながらぜひそういった近隣市、先ほど課長もおっしゃっていただきましたけれども、そういった取組がある自治体もあるので、ぜひ、国の動向

を見ていただきながらになると思いますけれども、検討していただければなというふうに思います。ここはお答え結構です。

それから、ひまわり教室です。ぜひ、本当にあの狭い空間で2歳児と5歳児と一緒にやるってなかなか難しい空間、私も何回か議会とかでも行かせてもらったりして、中の状況は分かっているつもりなんですけれども、なかなかちょっと難しい、療育の質が上がっていけば上がっていくほど、あの体制では難しいかなというのをすごく感じていますので、巡回相談もしている、相談件数も物すごい増えてきている。そういった状況の中で教室と職員室というんですか、その2つぐらいしかない状況の中で、本当に大変な今の中で、職員の方も取り組んでいただいていますし、保護者の方もいろんな思いをしながら通わせているかなというふうに思いますので、ぜひここは、町営でいくのか民間を入れていくのか、その辺もぜひ検討していただければなというふうに思います。この辺も結構です。

不妊治療の部分も、調査研究していくということですので、3回目は結構です。それから、産後ケアのところも、今後、研究をしていただきながらやっていただけるということですので、全ていろんなことが急激に動いていくので難しい部分もあろうかと思いますけれども、本当に子育てに関しては、寒川町がいろんなニーズがあると思いますけれども、しっかりと捉えて取り組んでいただければなというふうに思います。なので、お答えいただくところはないかな。

【小泉委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 ちょっと3点お伺いします。まず、4ページのこの小児医療の助成制度なんですけど、今回、扶助費が6年度実績を踏まえた扶助費の量、増となっていますけど、こういった要因で増えたのかというのをまずお聞きします。

それから、私のほうも9ページのひまわり教室のところなんですけど、ちょっと利用者の方とか関係者の方から聞いたことあるんですけど、この事業所の種類というのは今どういう種類になっているのか。いろんな種類があると思うんですけど、それに関してちょっと実情をお伺いさせてください。

それから17ページのところで、子育て世帯訪問支援事業ということで、この中で報償費、ヤングケアラーの講師、研修というのがありますけど、この講師謝礼、これに関して、この研修は誰に対して行っていくのかということについてお聞きします。

以上です。

【小泉委員長】 野呂技幹。

【野呂技幹】 3問目のヤングケアラーの研修についてお答えさせていただきます。

この研修につきましては、ヤングケアラーを発見し得る職種、例えば学校の先生ですとか、介護ですとか福祉の方などにお声をかけて、まずは啓蒙、普及、知識、これがヤングケアラーだということを認識していただくという研修をさせていただく予定となっております。

以上です。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 1点目の小児医療費の増についてご説明します。

こちら、令和6年度実績を基に医療費が増になっているからというところなんですけども、その内容

というか、分析の内容みたいなものをご説明いたしますと、扶助料について、現物給付を行っているものを状況でご説明いたしますと、現物給付については、令和6年度は令和5年度に比べますと2,239万円の増ということでした。このうち1,379万円については高校生年代の増、高校生年齢の増だったんですけども、これは高校生年代が4か月分、令和5年の10月分から対象としておりますので4か月分、令和6年度は1年分であったので、その差額になります。ですので、令和6年度の純粋な増としましては、その他の年代の増というところになるんですけども、それが約860万円となっております、そのうち約641万円が調剤の増となっております。この調剤の増が増額分の大体75%ぐらいを占めておりますので、この調剤の増が、一因となっているのではないかなというふうに考えております。

2点目ですけども、児童発達支援については、児童発達支援事業所と児童発達支援センターとあるんですけども、ひまわり教室は児童発達支援事業所でございます。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、小児医療費の扶助費の増のところで分かりました。高校が拡充したところは、問題はちょっと調剤費、薬代が増えているというところではちょっと気になるところであるんですけど、これに関してはしっかりと対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ひまわり教室、事業所ということで了解しました。これに関してひまわり教室で、利用者の方が対応できない支援というものがあるのかどうか、今の現状で、そこはちょっとお伺いします。

それからヤングケアラーの研修に関しては、そういう関係者の研修をするということで分かりました。取りあえずひまわり教室のところだけ、ちょっとお願いします。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 対応できないケースとして考えられるのは、例えば医療的なケアが必要な子で、無菌室じゃなきゃいけないよとか、そういう環境的な面とか、そういったことは考えられるかなというふうに把握しております。

以上です。

【小泉委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 すいません、結構たくさんあったんでちょっとすいません、大きくというか、ちょっと戦略的な部分の話をさせていただきたいんですけども、湘南エリア子育て支援ナンバーワンを目指すという戦略がある中で、これだけの戦術としての様々な施策があることはすばらしいと思うんですが、これを要はだったら寒川町というのは子育て支援ナンバーワンになる、目指すという言い方をしていますけど、にするためにこういうことをやっていますよというのを、誰に対してどういう形で伝えているのか、いわゆる子育て系のサイト、いろいろありますよね。そういうところと連携して伝えているのか、誰に対してというのは、町民の方たちに対して伝えることは十分、当然必要ですよね。それはやっぱり子育てに対する満足度を上げていく。でも、外にいる人たちが、ああ、寒川はいいねって思わせるためにこれだけの施策をやっていると思うので、それをどういう形で誰に対して、だから、外にいる方たちに対してどうやって伝えていくのか、ちゃんと伝えているのかというのをまずお聞かせください。

そうなってくると、具体的には、この子育て支援ナンバーワンを目指すという以上は、数値的な目標みたいなものを全体で共有していると思うんですけども、それってあるんでしょうかね。要するにこれだけの方たちを移住させ、新しい方たちに移住してもらって、その上で子どもをこの寒川町、前年比で何人増やすとか、そういうような数値の目標の共有みたいのをされているのかということ、これをお聞かせください。

3点目、ちょっと若干全然ずれる、今の話とはちょっとずれるんですけども、共同親権に関する予算みたいなものは、これ、どこに入っているのか。ちょっとそれを教えていただけますでしょうか。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 まず1点目の情報発信の関係ですけども、今は、町のホームページ、あと県のホームページに情報発信しているという形になっておりまして、特に、子育てサイトとか、利用しているという部分はございません。

2点目の目標についてですけども、こちらについては、総合計画のほうで満足度等をはかっていくような形になっておりますので、そういった形で、そういった数字を上げていくというような形が目標になっておるかと考えております。

3点目、共同親権に関しての予算というのは、計上はございません。

以上です。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。そうですね、実はKIDSNAという子育て系のサイトがあって、よく見ると運営会社、下のほうに行くとどこの会社がやっているとというのがあって、実はパブリシティの相談みたいなのがあったりするんですよ、意外と。そういうのにうまく乗っかっていって、何だ、寒川町なところがまずある、寒川町というところがどうも子育て支援に猛烈に力を入れている。だから、流山もその流れだったんですよ。もちろん交通の便がよくなったというのはあります、TXでね。でも、そうじゃないところもあるので、やっぱりどういうふうに寒川町、子育て支援、湘南エリアナンバーワン、分かりました、分かりました。だからそれをどうやって伝えるのか。そうしないとした言っているだけで、具体的には数値も、結論から言って上げてないわけじゃないですか。その満足度という言葉で、失礼な言い方だけど、満足度という言葉で濁しちゃっているから、だから、その数値これだけ上げていくというようなものがないわけだから、それをやっぱりまず最初にしっかりとパブリシティを僕はやるべきだと思います。やらないのがまずもったいないというふうに思っています。それぐらいいい施策をやっているし、もちろん来た方たちの話を聞いているとすごくいいと言うけど、その方たちが、いわゆる自分たちのSNSを使ってがーっとインフルエンサーじゃないですから、正直言って。

だから子育てインフルエンサーがいるんなら、その人と結びつくのも手だし、そういった、もう少しパブリシティというところ、このやっている施策がいかにすばらしく有益なのかというものを伝えていくという姿勢が必要だと思うんですが、それについてのお考えをお聞かせください。

人数的な部分が出てないというのはもちろん全体の計画だと思いますので、ただその中で、この子育ての施策というのは、まさに人の人生、人の生きざまの、生きていく上でのゲートウエーだと思っている、やっているのは。まず入り口ですよ。そこを担っているという重責をしっかり考えたとき

には、やっぱりそれなりにある程度数値みたいのを持ってやっていくと、もう少し、その施策に対して
ぴりっとしたものが組まれるのかなと思うんですが、それについてはどのようにお考えか。

それから、共同親権の件は分かりました。何でこれを聞いたかという、シングルという言い方は失
礼だな、ひとり親の家庭がいっぱいありますね、のところの補助をいろいろと支援をされているという
ことで、そうなる前の段階であったり、もちろんそうなったときに、いろいろと共同親権の話が出てく
るんですけども、そこら辺の相談体制みたいなものというのがどうなっているのかというのを教えてく
ださい。予算がついてないのは分かっています。だけれども、仮に相談に来たときは、どういう形でど
う相談に乗っているのか、それを教えていただけますでしょうか。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 まず1点目の、情報発信の件もご提言いただきましてありがとうございます。
確かにいい子育て施策をしても、知っていただかなければ、寒川町、いいことやっているから
寒川町に行こうとならないので、そこは確かに研究の必要があろうかと思います。

2点目の数値化については、今は各種事業をこういった形で利用者を増やしていこう、満足度を上げ
ていこうという形でやっております。ちょっとその辺が、湘南ナンバーワンに向けての取組として、具
体的でないということなのでありますけども、そこについても、そうなれるように事業をしっかり推進
していくということで今は考えております。

以上です。

【小泉委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 ひとり親の方の相談体制についてお答えいたします。

ひとり親の方の相談があった際には、平塚保健福祉事務所の母子相談員さんのほうに、つなぐような
形の体制をとっております。

以上です。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。やることの必要性というのはここではっきりと気づいていただいたと
思いますので、特に部長がやっぱりそれを僕はその先頭立って、こういうことをどんどん発信してい
きましょうという立場でいくべきだと思いますので、ちょっとそれについてのお考えをお聞かせください。

それから、数値については、これはもう本当、寒川町全体の話だと思います。それを持った中で、自
分たちがどうするかというところなんで、でもそれはやっぱりあったほうがいいと思いますので、それ
ぞれの部なり課なりで、やっぱり数値目標というのは持ったほうが、より具体化できるし、何をすれば
いいかという課題の抽出がしやすくなっていくと思うので、そこら辺は今後の課題として、ぜひ取り上
げていっていただきたいなと思うんです。これは要望で結構でございます。

それから共同親権に関する問題なんですけど、分かりました。平塚の保健福祉事務所のほうに行くの
は分かっているんですけど、実は結構、えぐい形で法律相談がすぐその場で必要になるような場合があ
ったりすると思うんですよ。それこそ、ちょっと言い方変なんですけど、連れ去りという言葉を使っ
たりすることもありまして、それこそ警察沙汰になっちゃうような話もあったりするんで、要は弁護士
事務所なのか法律相談、要するにそのワンクッション、平塚のところに置くのは分かります、分かる

んですけど、ここからもすぐにそういった方たちを助けられるような仕組みをつくっておくべき、いわゆる法律相談にすぐ行けるような形とか、それから警察との連携かもしれませんが、そういうのをつくっておくべきだと思いますが、それについてちょっとお考えをお聞かせください。

【小泉委員長】 宮崎部長。

【宮崎学び育成部長】 1点目、それから、答弁はよろしいというお話ですが、2点目の数値についてもですけども、今まで子育て支援事業をいろいろ取り組んでいく中で、今ご指摘のあった対外的な部分というところでどう見せていくかというのは、確かに日々の業務に追われる中で注意が向いてなかった部分が正直あるかと思います。

まずは対象になる人に、それを知らせるというところに重きを置いていた部分が意識としてはあったと思うので、そういう意味では、町のホームページのみでいろいろと載せているという状況。今後については、今ご指摘をいただいて、ご提言もいただきましたので、そういった部分も町として子育て支援の部署だけで考えるのではなくて、町全体としてどう取り組んでいくかという部分については、よく考えて行ってまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 相談体制というところですけども、今、遠藤から説明したものとか、あと町の法律相談、あと法テラスです。例えば夫婦が夫婦げんかしていて、それが子どもの面前でした場合には虐待等に当たるので、児相が入ってそこからつなげていくというような形もございますので、それぞれいろんなものを活用しながら、適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、私もちょっとひまわり教室の関係でお伺いをしたいと思っています。先ほど太田委員からのお話で10年間というところで仮の建物という話を聞いて、何かどっかの近くの高校みたいだなと、いつまでたっても建たないというところをちょっと今、個人的に思いました。

そういった中で、先ほどの山田委員の質問の中で、ひまわり教室の事業所としてのどこなのというところがあったんですが、児童発達支援事業所の機能、それと今現在のひまわり教室の定員のところをお伺いしたいと思います。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 ひまわり教室の機能、定員のご質問に対してお答えいたします。

ひまわり教室は、公立の児童発達支援事業所として、町内在住の発達が気になるお子さんとその保護者を対象に、児童発達支援及び保護者支援を行っております。町内の他の児童発達支援事業所と比べますと、重度のお子さんや親御さんに対する支援が必要なお子さんをお預かりするというケースが多いと考えております。また、児童発達支援センターではないため、給食サービスとか、送迎サービスは行っておりません。定員は10名となっております。

以上です。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 今の説明ですと要は通園だけというところですか。相談とか、あとは保育所等訪問支援というのは、こちらが多分センターの機能だと思うんです。寒川町内に事業所、自分が調べたところによると3つあると思います。その中でひまわり教室は公立で運営しているというところから、要はこの3園の中の基幹的な立場に立たなきゃいけないのかなと思っています。

それで自分としては、もと別の場所で施設管理者やっていましたので、ぜひとも基幹的な部分でセンター化をしていただけたらありがたいなと思っています。やはり民間、もうはっきり言いますと民間のほうがいいことやってくれます。そういった意味で、多分この15人という登録数、登録人数だと思っています。本来であれば、今、例えば小学校とかでいくと、クラスに気になる子が、教室1つ、クラスに8%から9%の方がいらっしゃる、生徒がいるということが今の現状だと思っています。そういった中でやはり療育というところ、早期発見、認知、早期療育というのがすごく必要だと思っています。

健常者だけが子育てじゃないと思っていますので、こういった気になる子、こういう人たち、子たちにもやはり手を差し伸べていかなきゃいけないのかなと思っていますので、センター化というところで、何か将来的に考えていることがあるか、お伺いします。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 ただいまのセンター化をということについてのご質問にお答えいたします。

子育て支援課としては、今、子育て支援の一環として児童発達支援事業所の運営を行っておるところでございますので、現時点では、児童発達支援事業所という形態で行われているということがありますので、センター化については今現状では考えておりません。また、相談室や調理室がないなど、現在の施設ではセンター化は難しいのかなと考えております。また、町として児童発達支援センターが必要かどうかという点については、町の児童発達支援全体に関することなので、ちょっと当課からお答えするのは難しいかなと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。なかなか難しいことだとは自分も十分分かっているつもりであります。ただ、毎年利用者の保護者の方にアンケートを必ずしなきゃいけないと思っています。そういった中で、何かこう目立った要望、そういったものがあれば、お伺いしたいと思います。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 アンケートについてのご質問にお答えいたします。年に1回行っています事業所評価アンケートというのがございます。

こちらに挙げられています要望としましては、玄関部分が雨のときにぬれないようにしてほしいとか、保育室がワンルームで見やすいんですけども、クールダウンスペースが欲しい、相談室があるとよいといった設備に関するものが多いという状況です。ですので、こちらについては既にちょっと先ほどご説明したように、建物自体は先に検討することになっておりますので、できるだけ、現場で対応できるように工夫して、そういうところで対応していきたいとは考えております。

以上です。

【小泉委員長】 それでは、他に質疑のほうを。

廣田副委員長。

【廣田副委員長】 まず、20分の7なんですけども、ここで、2つの団体に向けて補助金を助成しているということで、そもそもの話なんですけど、この2つの団体、どのような団体なのか。2については子ども食堂ですよ、終わっちゃう話だと思うんですけど、2点目については、それぞれの数です。とりわけ1については、平成27年度から開始しているということで、伸びているのかどうなのかといったところ。

一番お伺いしたいのは、3点目になるんですけども、そういった各種団体の方々との協力体制です。これ反射的に相談員とか町の職員の方、保健師さんの負担軽減につながると思うんですけども、こういった協力体制の下、効果があるのか。例えば、②のところについて支援が必要な子どもを早期発見、支援機関につなげる取組を実施というのは、団体に求められているところなんですけども、非常にちょっと立ち位置が難しいのかなと思っております。

そういったところの団体さんに、どのようなアドバイスをしているのか。私もちょっと子ども食堂については携わった経験がありまして、ボランティアの方々のすごい生きがい、生き生きとして、子どもたちに接しているという姿も受け止められます。それについて、ただ食事の提供時間って12時から1時過ぎぐらいまでの間だけなんですけども、非常に準備と片づけと最後反省会、毎回やって、9時前から3時過ぎぐらいまでになっちゃっているという、そういったご負担をいただいている中での話でもありますので、なるべく継続してやっていただける団体、あるいは新規に掘り起こして、手を挙げていただく団体があれば、職員の方々の負担軽減につながるといったところもあるんで、その辺の協力体制、ふだんからどのようにされているのかというところ、以上、3点お伺いします。

【小泉委員長】 鳥海課長。

【鳥海子育て支援課長】 まず1点目の、こういったものかというご質問にお答えします。

地域子育て環境づくり支援事業補助金は、その名のとおり子育て環境を整備するというような事業を行う団体に対して補助を行うものでして、2つ目の地域こどもの生活支援強化事業補助金については、子どもの居場所づくりが主な目的となっております。

3点目のどのような協力体制かという部分ですけども、現時点においては補助を行う、そのときに補助要件として、こういうことをお願いしたいという、こういうことが目的のものなので、こういったところを行ってくださいということを伝えるという形になっていまして、日常的なつながりというのは現時点では、多くは持っておりません。

以上です。

【小泉委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 2点目の補助の件数について、申し上げます。

①の地域子育て環境づくり支援事業につきましては、令和5年度は1件でした。令和2年度、3年度については2件ずつ、令和4年度については3件でした。令和5年度、こちら1件だったんですが、こちらにつきましては、令和5年度につなぐりの場づくり支援事業補助金というものが、②の地域こどもの生活支援強化事業補助金の前段となる、移行前の補助金なんですけど、そちらのほうを利用いただいていますので、令和5年度については、1件となっております。

以上です。

【小泉委員長】 よろしいですか。他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、学び育成部子育て支援課の審査を終わります。

それでは、暫時休憩いたします。再開11時5分といたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、学び育成部保育幼稚園課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 それでは、続きまして、保育幼稚園課の審査をお願いいたします。説明につきましては、徳江保育幼稚園課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【小泉委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、学び育成部保育幼稚園課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、保育幼稚園課の保育幼稚園担当につきましては、組織の見直しに伴う変更はございませんが、学び推進課青少年育成担当の一部である学童保育の部分が保育幼稚園課に移管されます。学童保育に関連する予算につきましては、この後、学び推進課からご説明がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。タブレット資料は5分の2ページをご覧ください。保育環境充実事業費につきましては、認可保育所や認定こども園などに対する委託料、給付費及び補助金の交付や、幼児教育・保育の無償化に伴う私学助成を受ける幼稚園の保育料や幼稚園の預かり保育事業、保育所の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターなどの利用料に対する給付費や補助金の交付、また、既存保育施設の老朽化した設備及び備品等の修繕や、保育士の負担軽減につながる補助を行うことで、幼児教育・保育施設の環境の充実を図るものでございます。委託料は町の児童が通う町内町外の認可保育所への児童保育料でございます。

負担金、補助及び交付金につきましては、備考欄の主な経費に記載のような内訳でございます。その内容といたしましては、まず、民間保育所等運営費補助金は、延長保育事業や一時預かり事業、低年齢児受入れ対策や被災児受入れのための職員加配などのほか、副食費が免除となる幼稚園在園の年収360万円未満相当世帯や第三子以降への補助などを計上しております。なお、令和7年4月に開所予定であります認定こども園分も含まれております。子どものための教育・保育給付費は、施設型給付の対象となる認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業等に対する運営のための給付費となります。給付費につきましては、令和7年4月に開所予定であります認定こども園分も含まれております。保育対策総合支援事業費補助金は、4つの事業に対する補助があり、そのうち3つの事業が新規の補助事業となります。

1つ目の補助は既存の補助ですが、家庭的保育事業1施設及び小規模保育事業2施設の3歳児受入れのための連携施設となっている保育所における連携支援コーディネーターの配置に対しての補助となり

ます。2つ目の補助は新規の補助となりますが、保育環境向上等事業に対する補助で、老朽化した備品や設備等の修繕等に対する補助で、5施設分を計上しております。3つ目の補助も新規の補助となります。保育体制強化事業に対する補助で、地域住民や子育て経験などの地域の多様な人材を保育に係る周辺事業に活用することで、保育士の負担を軽減することを目的としております。保育士の資格を有しない者の配置や、散歩など児童の園外活動時の見守りなど及び登園時の繁忙な時間帯やプール活動など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に、スポット的に支援者を配置することに対しての補助を行います。最後、4つ目の補助も新規の補助となります。保育士宿舍借り上げ支援事業として、保育士の宿舍を借り上げるための費用に対して補助を行うことで、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備し、寒川町で働くことを選択していただくことを目的としております。

子育てのための施設等利用給付費は、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳児については、私学助成を受ける幼稚園の利用や幼稚園における預かり保育事業、保育所等の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターや認可外保育施設などを利用した場合、ゼロから2歳児については、住民税非課税世帯の方が一時預かり事業やファミリー・サポート・センター、認可外保育施設を利用した場合の給付費でございます。保育所等紙おむつ処分事業補助金については、令和6年度から実施しております保護者による使用済み紙おむつの持ち帰りを廃止することで、保護者の負担軽減を図るとともに、保育士等による紙おむつの振り分け業務がなくなることで、保育士の業務負担を軽減することにつながる事業です。

実施することで、子育て支援の充実及び保育の質の向上、保育士及び保護者の感染症等の感染対策、負担軽減による保育士の確保などを目的としております。令和7年度から町内保育施設10施設が実施できるよう処分費に対する補助を行います。記載のほかに、保育士等がキャリアアップのための研修を受講する際の代替保育士を雇用する経費に対する補助として50万8,000円を計上しております。主な増減理由は備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、下表をご覧ください、保育環境充実事業の特定財源についてご説明いたします。全部で13件と数が多くなっておりますので、歳入番号と細節名によりご説明をさせていただきます。

まず、1の子どものための教育・保育給付費利用者負担金は認可保育所利用児童の保育料で、全額委託料に充当しております。2と6の子どものための教育・保育給付費負担金は、国及び県からの負担金で、認可保育所への委託料と施設型給付の対象となる認定こども園、地域型保育事業に対する給付費に充当しております。負担率は、対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。3と7の、子育てのための施設等利用給付費負担金は国及び県からの負担金で、幼児教育・保育の無償化により、対象となる施設の利用に対して施設に支給する給付費等に充当しており、負担率は、対象事業費に対して国が2分の1、県が4分の1でございます。4の子ども・子育て支援交付金と、8、子ども・子育て支援交付金は、子育て支援課のご説明の中にもあったもので、保育幼稚園課では、一時預かり事業や延長保育事業、実費徴収に係る補足給付等に対して充当しており、そのほかに、備考欄記載のとおり、ほかの事業にも充当をしております。負担率は、対象事業費に対して国・県ともに3分の1でございます。

5の保育対策総合支援事業費補助金は、家庭的保育事業等の3歳児受入れのための連携施設となる保

育所等における連携支援コーディネーターの配置に対する補助と、保育士資格を有しない支援者を配置することで、保育士の負担軽減を図る保育体制強化事業費に対する補助、また、保育士の宿舎を借り上げるための費用に対する保育士宿舎借り上げ支援事業に対する補助で、国の補助で、補助率は2分の1でございます。

3行飛びまして、9の子どものための教育・保育給付費（施設型給付費等）補助金は、施設型給付の対象となる認定こども園の幼稚園部分や幼稚園を利用する児童の給付費に対する県の補助で、補助率は対象となる給付費の25.1%相当分の2分の1でございます。

10の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士がキャリアアップのための研修を受講する際の代替保育士を雇用する経費に対する県の補助で、補助率は、補助基準額に基づく対象事業費の4分の3でございます。

11の保育緊急対策事業費補助金は、定員を超えてゼロ歳児の受入れができるよう、年度当初から配置基準を超えて配置する保育士や児童の健康管理のための看護師や医療的ケア児サポーター等を雇用する経費への県の補助で、補助率は補助基準額に基づく対象事業費の2分の1でございます。

12の保育対策総合支援事業費補助金は新規の補助であります、老朽化した備品や設備等の修繕等に対する補助で、保育環境向上等事業に対する県の補助で、補助率は3分の2でございます。

13の保育所等紙おむつ処分事業補助金は、保育所等の使用済み紙おむつ処分費用への県の補助で、補助率は補助基準額に基づく対象事業費の2分の1でございます。これら特定財源の充当額合計10億4,291万9,000円を除いた4億3,638万2,000円が一般財源でございます。

次に、タブレット資料5分の3ページをご覧ください。保育等事務経費につきましては、保育事務を円滑に遂行するために必要な事務経費で、報酬、職員手当等は、保育コンシェルジュとして雇用している会計年度任用職員に係る経費で、旅費は会議等出席のための普通旅費、及び会計年度任用職員の費用弁償、需要費は、参考図書購入のための消耗品費と封筒やメールシーラー、納付書等の印刷製本費、役務費は、保育料決定通知や納付書、入所承諾通知等の郵送のための通信運搬費と口座振替に係る手数料でございます。

委託料は、保育料のコンビニ収納とモバイルレジ、モバイルクレジット収納の代行委託料でございます。負担金、補助及び交付金は、幼児教育に携わる私立幼稚園の幼稚園教諭の資質向上を図るため、神奈川県私立幼稚園教育研究県央地区大会の開催に要する費用に対する補助でございます。主な増減理由は備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、本事業費に対する特定財源につきましては、下記のとおりとなります。歳入番号1、予算書24、25ページの子ども・子育て支援交付金6,915万1,000円と、歳入番号2、予算書28、29ページの子ども・子育て支援交付金4,898万3,000円は、子育て支援課のご説明の中にもあったものですが、保育幼稚園課では、保育コンシェルジュとして雇用している会計年度任用職員の報酬、職員手当等及び旅費のうち、費用弁償に国、212万8,000円、県、53万2,000円を充当しております。このほかに備考欄に記載のとおり、ほかの事業にも充当をしております。この特定財源の充当額合計266万円を除いた151万6,000円が、一般財源でございます。

次に、タブレット資料5分の4ページをご覧ください。幼児教育の無償化推進事務経費につきまして

は、幼児教育・保育の無償化事務を円滑に遂行するために必要な事務経費で、報酬は、事務補助の会計年度任用職員の報酬、職員手当等は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当、共済費は会計年度任用職員の職員共済組合負担金と社会保険料負担金、旅費は会議等出席のための普通旅費、役務費は無償化に係る文書を郵送するための通信運搬費でございます。主な増減理由は、備考欄に記載のとおりでございます。令和7年度の特定財源はございませんので、一般財源395万9,000円でございます。

最後に、タブレット資料5分の5ページ、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金の滞納繰越分につきましては、保育料の滞納繰越分でございます。

以上で保育幼稚園課の予算についてご説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 1点だけお伺いします。2ページの保育環境充実事業費なんですけど、この中で、主な内容として保育士の負担軽減、また、保育士の確保についてということでありまして、説明も宿舍の借り上げの補助とか、離職の対策ということがありましたけど、7年度、実際、保育士さんを雇うのは、負担は各保育園になってしまうと思うんですけど、見込みとして何人ぐらい確保できるのか、もしその負担軽減について、どの程度できてくる見込みなのかというのをちょっとお伺いします。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 7年度、保育士がどれぐらい雇用が見込まれるかというご質問かと思えます。町内保育園につきましては、民設園ですので、それぞれ施設においてどれぐらいの保育士が必要なのかというところは、それぞれ各施設で違うところがございますので、町のほうで何人必要かというところまでは把握はできていない、してはいない、各施設にお任せをしている状況です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。民間なのでなかなか把握できないというところは分かりましたけど、ただ、この補助を出すということでは、各園にやっぱり要請があったら、申請があったらその施設のその分だけ交付するというところでよろしいですか。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 予算が確定しましたら、各施設のほうにご説明に行きまして、大体見込みとして、保育士宿舍借り上げにつきましても、あと保育体制強化推進事業につきましても、どれぐらいの人数がいるかというところはお伺いをしながら、あとは、交付申請だとか手続的なところもご説明をしていながら進めていきたいと思っております。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。どちらも年明け、令和7年度の年度が変わったところで多分そういう対応するのかなと思いますけど、これに関しても保育士さんは今なかなか大変な仕事ということで、どこでも保育士不足というのがありますので、その辺しっかりと対応していただきたいと思いますので、よ

ろしく願います。これは意見として。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 私も1点だけ、保育環境充実事業費のところでございます。今、山田委員のところからも質問がございましたけれども、施設の修繕費等はここで計上がされているところでございますけれども、委託料の中なんですけれども、私が聞きたいのは今年度、運営体制をどのようにチェックするつもりであるのかという点を確認させていただければと思います。ちょっといろんなところで質問に行ったこともございますけれども、私もここで自分の子どもが小学生になる中で、6年間の期間を終えたところでございますが、この間で一体、先生が何人辞めていったらうかというところがございます。もちろん寿退社であつたりとか、いい理由のところもあるかもしれませんが、ちょっと保護者さんと運営のところでももちろんPTAじゃないですけど、運営の中でもいろんなお話を聞いているやに思いますので、町としてもやっぱり保育には責任がある以上は、町としてどのようなチェック体制を敷く予定であるのか、お尋ねします。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 保育士の雇用についてなんですけども、毎月施設に対して委託料給付費をお支払いをするには、まずはその保育士さんが配置基準どおりにきちんと配置されているかどうかというところを確認してから、額が決まっていくというところになりますので、そちらについて毎月、確認をしている状況です。

それから、保育士さんでも、退職をされる方が何人かいらっしゃるというところは各施設のほうからお伺いはしているんですけども、年に1回、施設のほうに監査に行かせていただきますので、そのときに、退職者の人数と理由については確認をさせていただいて、様々な理由で退職をされている方がいらっしゃるというところの認識は町のほうでも持っております。

以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 もちろん雇用していないことには話にならないので、もちろん雇用体制の充実ももちろんではあるんですけども、その園の運営体制ですよね。例えば園のほうに行って、現状を見るような機会があつたりであつたりとか、実際その施設の状況ですよね。備品の状況であつたりとか、そういったものが適切であるのかというのは、確認しておかないといけないのかなと思います。監査でももちろん資料提出いただけるでしょうけれども、実情を見ておかないと、我々も公としての責任が果たせないのかなと思いますので、そういったチェック体制はしようと考えていてくださっておるのか、再度確認をします。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 監査のときにも、もちろん施設の中を見せていただいて、危ないところがないとか、備品が充実しているとか、そういったところの確認はさせていただいております。それから月に1回か、2か月に1回ぐらい保育コンシェルジュが施設のほうにお伺いをして、お子様の状況だとか、気になるお子さんの状況とかを確認して園のほうにはお伺いをしております。町のほうからお

渡しする書類とかもございますので、そういったところで職員がお伺いする機会もあります。

そういったところで施設にこういったところを見てもらいたいというお話が急に入ることもありますので、そういったところの対応もさせていただいております。

以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 3回目なので最後ですが、では、保護者サイドの意見等は適切に聞く機会を設ける予定はありますか。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 町のほうで、直接保護者の方のご意見というところはないんですけども、各施設のほうで、評価というところで保護者の意見、アンケートとかは必ず実施をしている状況ですので、監査のときにそちらのほうの確認をさせていただいて、保護者の方のご意見等を町のほうでも把握はしております。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 保育士の宿舎借り上げ支援事業について、ちょっとお伺いいたします。ごめんなさい、もう少し詳しく教えてほしいので、この事業の目的、それから実施主体、それから事業内容、それと補助率、補助単価は分かったんですけども、一応補助単価も含めて上限を含めて、この5つちょっとまず教えてもらえるでしょうか。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 保育士宿舎借り上げ支援事業につきまして、目的といたしましては雇用をする際に、遠くから寒川町というか近いところに引っ越しをして、新たにお仕事を始めようとされる方に対して、その宿舎について借り上げた費用について補助する。それによって、保育士がそこで継続的に働いていただくこと、あとは、お仕事を長く働いていただくこと、それが保育士の確保につながるということで、そういったところを目的としております。保育士の負担軽減というところを目的としております。

条件につきましては、まずは保育士資格を有していること、あとは本人、同居人が住居手当等支給を受けていないこととか、あとは雇用開始された日の属する年度から5年以内というところを基準といたしまして、町内に限らず、常識的に考えて、通える範囲内というところで、要件を考えております。

単価のほうは、1か月4万円を予算としておりまして、こちらについては、対象とする園を認可保育所、認定こども園等を対象としておりますので、一応7施設を考えております。なので、ちょっと1施設、今のところ1人という計算で予算計上をしております。国の補助については、保育対策総合支援事業費という補助金の中で補助率が2分の1となっております。

以上です。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。ちょっと僕が認識したのと違うのが、対象となる人の年数が、何か10年に拡充するとか、5年を8年にするとか、そういうような話があったように何か認識していたんです

が、それがちょっと違うのかなと思って、そこのところがどうなのか。さっき言った5年以内というのがもう決まりなのかというのを教えてください。それから、補助率については、国が2分の1の市町村2分の1という考え方ですね。だから、4万円という出し方をしているのかなというふうに思うんですけど、それとも、国2分の1、市町村4分の1、県4分の1、ごめんなさい、なのか、それから、保育園の設置者が実施する場合は、国2分の1、市町村4分の1、保育園の設置者4分の1みたいな形であってちょっといろいろごちゃごちゃしているので、これももう少し補助率の割合がどうなっているのかというのをもう1回ちょっと教えてもらえますか。

それと、いわゆるこの手のやつについて、人数が1園1名ということなのでそれでも四七が二十八、掛ける7の金額になるのかなというふうに思うんですが、例えば町の不動産協会と何らかの形で、この手の話について、こういうことがありますよというような相談みたいなのはしていたりするんですかね。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 すみません、3番の人数に対してなんですけども、昨年、令和6年の夏ぐらいに、各施設のほうを回らせていただいて、実際、もう既にこの補助をやっている施設も何園かございまして、やってないところもあります。もちろんやっているところについては、補助があればというお話をいただいております、ただ、ほかの中には、町内の実家から通っている方が、若い保育士の人は多いというようなお話もありますので、ただ、そこについて全くないかどうかはこういう補助があればということもあるかもしれないんですけれども、なので、各施設1人ずついるかどうか分からないというところで、予算としては1人という計上をしております。不動産協会のほうにというようなお話につきましては、ちょっと今のところ、そういった情報を提供しているというようなことは行ってはございません。

【小泉委員長】 川部副主幹。

【川部副主幹】 宿舍借り上げ支援事業の補助率についてお答えさせていただきます。

補助率につきましては、国のほうが2分の1、市町村が4分の1、事業者が4分の1となっておりまして。

以上です。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 すみません、一番初めの期限を5年間というところにつきまして、国の補助に、補助要綱に準じた形で、こちらの補助を行っていきたいと思っているんですけども、ちょっと国の補助要綱とあと町の条件を組み合わせ、町の状況を考えた上で一応5年間という形を取っております。

【小泉委員長】 対象となる方が1年目とか5年。新採用なのかほかの経験者なのか。

徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 その施設に初めて入社をする保育士というふうに考えております。

【小泉委員長】 ほかのところでやっても、それは対象に。

【徳江保育幼稚園課長】 そちらのほうはカウントしない。

【小泉委員長】 しない。

横手委員。

【横手委員】 分かりました。5年ですね、5年以内、しかも新卒採用、採用されてから起算して5年ということですね、新卒でということですよ。なるほど、分かりました。それと国2分の1、市町村2分の1という考え方でいいわけですね。ごめんなさい、国が2分の1、市町村4分の1、設置者4分の1という考え方でいいわけですね、分かりました。

いろいろな事情があって、いろいろなそれぞれの方でいろいろな事情があるのは十分に分かりますのであれなんです、この制度について、いわゆる、もうこれは全国的にどこでもやっている制度だと思うんですけども、何か寒川町で働くことで、プラスになるような何か売りになるようなものってあるんですか、設けていますか。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 すみません、こちらの補助については、県内でもほとんどのところがやっているような状況で、むしろ寒川町は出遅れているという部分もございます。今までは民間保育所だからということで、施設に委ねていたところがあるんですけれども、もうそういう状況ではない。そういう認識を持つのが遅かったのかもしれないんですが、ここでもうお金の補助のところも、お金の面も考えていかないといけないというところで、7年度から新規で行っているところです。

それで、町の特色というか、それにプラスというか、町でそういったメリットというところにつきましては、宿舍借り上げというところについては国の基準に基づいた額を定めておりますので、その基準の額というのは、全国、もう国で決められているところで、そこを基準としておりますので、そういったところと比べてしまうと、やはり町は少ないというふうに感じる方もいられるかもしれないのですが、これから、町のほうで働くことのメリットというところは、今後も考えていきたいと思っております。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 2点お伺いしたいと思います。先ほど説明の中で、連携支援コーディネーターでしたっけ、その方と、あと保育コンシェルジュと二通りあると思うんですけれども、この連携支援コーディネーターは令和7年度からです。今までもいたのかな。この役割をいま一度ちょっとお聞かせいただきたいのと、あと資格がどういったものが必要になってくるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

あと保育士確保という部分で、令和7年度から宿舍の借り上げとか、新たな事業が入って、町としては、出遅れた感があるというお話がありましたけれども、本当に保育士さんの不足というのは、誰でも通園制度も今後しっかりと運営していくことになると思うと、本当に喫緊の課題なのかなというふうに思いますけれども、昨年だったかな、一律で、町で説明会をやられたと思うんですけれども、その際に友人、知人、何人か行った中で、近隣市と比べて寒川町は時給が低いと、なので、ほかの市に行くことを決めたという方が何人かいたんですけれども、これは評判はよかったとは思っているんですけれども、この辺の時給を決めるというのは町が決められているのか、それとも、説明会は町でやったけれども、その時給とかというのは、その施設によって違う、施設が決めることなのか、すみません、その辺ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 2点、ご質問をいただきました。1点目の連携支援コーディネーターと保

育コンシェルジュの違いというところと、あと資格についてですが、まず、連携支援コーディネーターにつきましては、地域型と言われる家庭的保育事業と小規模保育事業については、2歳児で卒園になってしまいますので、それ以降の受皿として連携施設を設けることが条件になっておりまして、それぞれ連携施設が設けられている状況です。その連携施設となっている施設において連携支援コーディネーターという方を配置していただいて、そこから地域型保育事業の状況とか、いずれはその施設に入ってくるお子様の状況とか、あとは相談事とか、そういったところを対応する職員となります。そのコーディネーターを配置することに対しての補助を、町のほうで行っているというところで、ですので、資格としては、保育士の資格を既に有している方という考えでおります。

もう一つ、保育コンシェルジュにつきましては、町のほうで、会計年度任用職員として雇用している職員で、保護者に対して、保育園に入園したいんだけど、どうしたらいいだろうとか、そういったところのご相談を窓口で受ける職員となっています。そちらのほうも雇用の条件といたしましては、保育士資格を有しているものとしております。

あと2点目の保育士就職相談会につきましては、令和5年度、令和6年度も開催をいたしました。時給につきましては、ちょっとやはり大きな横浜とか、そういったところは市単の補助がついたりとかして、かなり充実しております。どうしてもそちらと比べてしまうと、寒川町は少ないというイメージになってしまうかもしれませんが、公定価格を基にしておりますので、そちらも、年々人件費等も国家公務員の人事院勧告とかを反映させた上で、年々上がっておりますので、ただ、時給を決めるのはあくまでも民間施設となりますので、町のほうで、この金額でというような定めているものではないです。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 連携支援コーディネーターの件は分かりました。あと保育コンシェルジュも随分前から配置をしていただいて、特にいろんな無償化になったときに国の制度とか、そういったことが対応していただいた方々、保育コンシェルジュかどうかちょっと分からなかったんですけども、国の制度とかをしっかりと把握されてなかったときがあって、一緒に同行したときにこういうケースもありますよねという確認をしたときに、なかなかその辺が分かってなかった部分もあって、そういったところの研修とかはしっかりと、国の制度がどうなっていて、今、保育のコンシェルジュをしていくに当たって、より質を上げていくというところの研修とかというのがあるのかということと、保育士の件は2問目のそのところはよく分かりました。

町のほうで、横浜とかその政令市とかになると、もう本当にそういうことになっていくんだと思うんですけども、本当にこの近隣市の中でもちょっと格差が出てきているみたいなので、町でまたそういった負担がもしできるのであれば、そういったことも今後考えていかないと、流出、潜在的に保育士さんいらっしゃる方がどうすれば、もう1回復帰していただけるかという、その辺のいろんな背景があると思いますけれども、結構聞くと潜在的に保育士さんの資格を持っている方がいらっしゃるんですね。なので、やっぱり小さな子どもの命を預かるという部分ではすごい責任があるという部分では、なかなか一般の時給とかと比べて低いと、最低限はあるんだと思うんですけども、その辺が難しいのかなという認識をしているので、町のそういった補助か、そこについても、人件費についても今後検討できるの

か、今までそういった検討がされてきているのか、それで今回はこの宿舎借り上げの部分について補助があるのかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 徳江課長。

【徳江保育幼稚園課長】 保育コンシェルジュにつきましては、令和元年の4月から配置をしております、ちょうどその年度に、10月から幼児教育・保育の無償化が始まったところです。保育の制度自体が大変難しく分かりにくく、保護者の方にご説明をするのも、職員も初めて異動された方は苦勞をされているところなんですけども、経験を持っている職員がフォローをしながら、確実に間違えたことはお話をしないように不安なことがあったら必ず正職員に確認をするようにというところで、相談を受けていただいている状況です。

今、保育コンシェルジュ2名いるんですけども、研修といった大がかりなことは行ってはいないんですけども、その都度、分からないことは一つずつ潰していくという形で、確実に知識を身につけていただいて、まずはその正確な一番大事なところが聞き取りになってくると思うんですけども、保護者の方も幼稚園に種類があるとか、そういったところまではなかなか分かりづらいところがありますので、そういったところの聞き取りをしっかりとしながら、きちんとした情報を提供するように、今後も進めてまいりたいと思っております。

あと、時給についての町単独の補助といったところについては、今実際行ってはいないところではあるんですけども、7年度初めて、処遇改善だとか保育士確保に関わる補助金を少しずつ始めていきたいと思っておりますので、今後そういったところも検討の一つとして考えていきたいと思っております。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 保育コンシェルジュの件に関しては、本当に国の制度も様々変わってきている中ですので、そういったところはしっかりと研修というか、状況をつかみながら、保護者の方にこういったことがある、こういったケースもできるというところをしっかりと選択をできるような体制をとっていただければというふうに思います。

それから保育士確保については、本当にこれは難しいところで、今年度から新たに、その部分を町としてつけていただきましたので、今後ぜひニーズも捉えながら、しっかりと新たな体制づくりについてもやっていただきながら、寒川町で本当に子育てが安心してできる体制をつくっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望で結構です。

【小泉委員長】 大丈夫ですか。他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦勞さまでした。

以上で、学び育成部保育幼稚園課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開します。

続きましては、こちら学び育成部学び推進課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

宮崎学び育成部長。

【宮崎学び育成部長】 それでは、引き続きまして、学び推進課の審査をお願いいたします。説明につきましては、岡野学び推進課長より、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【小泉委員長】 岡野学び推進課長。

【岡野学び推進課長】 それでは、学び育成部学び推進課所管令和7年度予算について、予算特別委員会説明（参考）資料により説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、学び推進課につきましては、組織の見直しに伴い、全ての予算が資料の備考欄に記載の所管課に変更となります。

タブレット資料2ページ、地域間交流促進事業費をご覧ください。地域間交流促進事業費は、姉妹都市である寒河江市との交流促進を推進するためのものがございます。令和7年度は、町民部町民協働課が所管する事業となります。令和6年度は、姉妹都市である寒河江市の市制施行70周年記念式典へ町長などが出席をしたことから、町長及び随行職員の普通旅費及び手土産代の消耗品費として計上をしておりました。負担金、補助及び交付金は寒川町姉妹都市文化交流会への交付金で、増減理由は記載のとおりです。

次に、資料3ページ、外国籍町民支援事業費をご覧ください。外国籍町民支援事業費は、日本語による会話が難しい外国籍の町民の方が、日常生活を送る上で必要な通訳の派遣を支援するものです。令和7年度は、町民部町民窓口課が所管する事業となります。旅費は職員の普通旅費です。役務費は県の委託事業となります、かながわ一般通訳支援事業を利用して、通訳を小・中学校等に派遣する際の手数料です。負担金、補助及び交付金は、外国籍の患者の方が安心して医療機関を受診できるように医療通訳を派遣する事業の負担金です。増減理由は記載のとおりです。

次に、資料4ページ、児童クラブ運営事業費をご覧ください。児童クラブ運営事業費は、保護者が就労等で昼間、家庭にいない児童を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。令和7年度は、子ども育成部保育幼稚園課が所管する事業となります。需用費は、蛍光灯の生産中止に伴い、各児童クラブの蛍光灯をLEDに変える必要があるため、令和7年度から順次LEDへ付け替えを行うもので、令和7年度は旭小学校区わかばクラブに設置をする予定です。役務費は、各児童クラブの建物火災保険料、委託料は、児童クラブの運営に伴う経費で、入所児童数などに応じて配置する支援員等の人件費など、各クラブの運営に関わる経費となります。委託料の基準となる子ども・子育て支援交付金の交付基準の改定があり、委託料は増となっております。また、令和7年度は、待機児童解消につなげる施策として、夏休み期間だけ保育を実施するサマースクールを実証実験的に行うため、サマースクール事業委託料300万円を計上しております。使用料及び賃借料は、各クラブに設置しておりますAEDの借上料です。本事業費に対する特定財源は、下表に記載のとおりです。

次に、5ページ、生涯学習振興事業費をご覧ください。生涯学習振興事業費は、生涯学習の情報提供をはじめ、様々な生涯学習事業を推進するものです。令和7年度は教育委員会生涯学習課が所管する事業となります。報償費は、講座等の講師謝礼及び生涯学習推進会議の委員謝礼、ゆうゆう学園修了者への記念品代です。旅費は職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、子ども情報紙「すきっぷ」の用紙代です。役務費は事業に係る連絡用の切手やはがき代となります。

次に、資料6ページ、ふれあい塾運営事業費をご覧ください。ふれあい塾運営事業費は地域の方々にご協力をいただき、各小学校の体育館で放課後の児童の遊びの場を提供するものです。令和7年度は教育委員会生涯学習課が所管する事業となります。報償費はふれあい塾指導員の謝礼です。需用費の消耗品費は児童の玩具、医薬材料費は参加者の医薬品です。役務費は、ふれあい塾指導員等の保険料です。負担金、補助及び交付金は、行政ポイントに対応する負担金で増減理由は記載のとおりです。本事業費に対する特定財源は下表に記載のとおりです。

次に、7ページ、青少年健全育成事業費をご覧ください。青少年健全育成事業費は、青少年に関わる各種事業を実施することで、青少年を取り巻く社会環境の改善に努め、青少年の健全育成を推進する事業です。令和7年度は教育委員会生涯学習課が所管する事業となります。報償費は、内容に記載のとおりです。旅費は、職員の普通旅費、需用費の被服費は、2年ごとに改選する青少年指導員に貸与する被服代、役務費は、はたちのつどいの案内用はがきと青少年指導員に対応するための保険料です。委託料は、主な内容に記載のとおりです。負担金、補助及び交付金は、単位子ども会への補助金及び青少年指導員連絡協議会への交付金で、増減理由は記載のとおりです。また、本事業費に対する特定財源は、下表に記載のとおりです。

次に、8ページ、青少年広場維持管理経費をご覧ください。青少年広場維持管理経費は大蔵の青少年広場の維持管理を行うものです。令和7年度は教育委員会生涯学習課が所管する事業となります。需用費の消耗品費は、賃貸借契約に伴う収入印紙代、広場の整備に伴うネットなどの購入、光熱水費は電気料及び水道料、公衆トイレの水道料金となります。役務費は、防犯カメラ、建物火災保険料です。委託料は広場の維持管理、除草業務、公衆トイレの清掃業務委託料となります。使用料及び賃借料は、青少年広場の土地借上料とAEDの借上料です。増減理由は記載のとおりです。

次に、9ページ、ちびっこ広場維持管理経費をご覧ください。町内にあります3か所のちびっこ広場の維持管理のための事業で、令和7年度は教育委員会生涯学習課が所管する事業となります。令和7年度については、清掃委託料を予算計上しております。増減理由は記載のとおりです。

次に、資料10ページ、地域文化振興事業費をご覧ください。地域文化振興事業費は、寒川町文化祭の開催、17の文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援、また、地域の文化振興を図り、文化を通じ、交流を深めるための事業です。令和7年度は教育委員会生涯学習課が所管する事業となります。旅費は職員の普通旅費、委託料は、寒川町文化祭実行委員会への文化祭開催の事業委託料、負担金、補助及び交付金は、寒川町文化連盟補助金となります。

最後に、資料11ページ、歳入をご覧ください。社会教育使用料は、青少年広場と中倉見ちびっこ広場にある電柱の行政財産目的外使用による使用料です。令和7年度は教育委員会生涯学習課が所管する歳入となります。民生費雑入、児童クラブ水道料は、小谷小学校のげんきっ子クラブ、一之宮小学校区のわんぱくクラブの水道料です。令和7年度は、子ども育成部保育幼稚園課が所管する歳入となります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

横手委員。

【横手委員】 幾つかありますので、幾つかというか、児童クラブに関してになります。まず、児童クラブの運営事業費なんですけども、以前、どこの場だったか、本会議か何かで、南小学校区星の子クラブ、おひさまクラブなどの一部のここの待機児童数が、執行部から増えているというような報告があったというふうに記憶しているんですが、町民の方からも、小学校1年か2年に上がるときに、実は待機児童になっちゃうようなところが結構あるとって入れないというような話があったりはするんですが、現在の各小学校区の5つありますけども、児童クラブの待機児童数の状況を教えていただけますでしょうか。

【小泉委員長】 岡野課長。

【岡野学び推進課長】 児童クラブの待機児童数ということでご質問いただきましたが、これは令和6年度3月でしょうか、それとも7年度の4月でしょうか。

（「7年度4月がいいですね」の声あり）

【岡野学び推進課長】 7年度4月につきましても、入所の審査が終わっておりまして、入所決定をしている状況ですので、お答えができますので、そちらで回答させていただきます。今日現在で、全体の待機児童数55名となっております。寒川小学校区あおぞらクラブで4名、旭小学校区わかばクラブで5名、たんぽぽクラブで3名、小谷小学校区げんきっ子クラブで4名。今ご質問ありました南小学校区、星の子児童クラブ、こちらで17名、おひさまクラブで22名、一之宮小学校区わんぱくクラブは、待機児童はゼロとなっております。

以上です。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 今の聞いてみんなもそういうことだなって分かったと思うんです。断トツで、いろんな事情があるにせよ、南小学校区というのは断トツで多いということで、待機児童数が多い小学校区の対策としてだと思うんですが、いわゆるサマースクールもやるという話だったと思うんですけども、これに大体どのくらいの人数、今こうだから、例えば南小学校区だけで17と22だから39か、多いっすね。39人を受け入れるつもりなのか、例えば受けるつもりなのか。これによって解消する策、夏の期間だけは何とかなるけれども、それ以外の期間は、何か待機児童数の解消策というのを考えているのかというのをちょっとお聞かせいただけますか。

【小泉委員長】 岡野課長。

【岡野学び推進課長】 今、サマースクールで、この待機児童が解消できるのかというご質問だったと思うんですけれど、このサマースクールの実施の背景といたしまして、実はこの夏休みの期間が終わる、長期休暇である夏休み期間が終わると、退所してしまう児童の方というのが十数名いらっしゃるという現状があります。

そこで町では、この夏休み期間だけ、もしかしたら児童クラブを必要としているご家庭もあるのではないかとということで、今回、令和7年度は実証実験的に実施をするということにはなっております。本来であれば、通年の児童クラブとこのサマースクール申込みの時期を一緒にすることで、保護者の方がニーズに合わせて、どちらの児童クラブ、どちらのというとおかしいんですけど、どちらの施策を選ぶかというふうにしていけば、もしかしたら、通年の児童クラブのほうの待機児童も減らすことができ

るのではないかと考えてはいるんですが、今回、令和7年度の実施については、もう既に通年の児童クラブの申込みが終わった段階になっておりますので、令和7年度はあくまでも実証実験的に行わせていただきたいと考えています。

ですので、このサマースクールを実施して、令和7年度の様子を見て、令和8年度からは、この募集の時期を、実施を同時期にしていくことで、本当に効果があるのかということは、今後の検討ということにはなっていくので、今の段階でサマースクール、この人数全員を申込み対象にするかということも含めて、まだこれから検討をしていかなければいけない施策であるというふうに考えています。

【小泉委員長】 ほかの解消策のほうは、サマースクールだけでなくて。

岡野課長。

【岡野学び推進課長】 失礼いたしました。通年の児童クラブのほうにつきましても、現在の利用実績ももちろんございますが、施設の状況を確認しながら、定員をもう少し増やすことができないかとか、その施設の教室の利用状況なども確認しながら、定員も増やしていけるような形は考えていきたいと思っておりますが、先ほどもちょっとお伝えしたんですけれど、夏休み期間が終わるとやはりやめてしまう子ども、お子さんが多いということで、新たな施設を建設とかそういったことは今は検討してございません。現在ある施設の中で利用状況、利用方法を見直すことで、定員を増やせないかというふうに検討しております。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。サマースクールという実証実験って、実証実験という言葉がいいか分からないですけど、いわゆるトライアルでいろいろやってみて、データをとるということは十分必要だと思いますし、それからニーズの把握、保護者のニーズの把握というのも十分必要だと思います。もちろん今聞いてびっくりしたんですけど、夏休み終わったらやめるってうまいことやりますね、と思いました、正直、なるほどなと思ったんですが、うまいことという言葉が正しいかどうか分からないんですけど、でも、うまいことやっているなと思いますね。

入れない子がたくさんいるというのもどうかと思いますので、サマースクールのことは分かりましたので、それで予算化されているということはよく分かりましたが、8年度からこの実証実験データを基に、データとそれからニーズの声ですね、を基にある程度施策を打っていくということはよく分かりましたので、そこをしっかりとやっていただければと思うんですが、ということは、それ以外のところはもう様子見ながらということなので、特に新たに予算を何かはこれまでよりも多くしたというようなことは特にないというふうなお考えでよろしいんでしょうかね。

【小泉委員長】 岡野課長。

【岡野学び推進課長】 今、ご質問いただいたとおり、通年の児童クラブについては、予算を増やすとかそういったことなく、あくまでも子ども・子育て支援交付金の改定で、増額になっているという状況です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 すみません、私も関連です。横手委員が先ほど質問されましたが、サマースクールの

ところでございます。

お答えいただけたところもありますので、そこらは省略しますが、先ほどご説明いただきましたその背景のところ、私も聞きたかったなというところがございます。夏休みだけ必要なのではないかと、目のつけどころとしてはすごいよかったなと思うんですが、実際のところ、夏休みであったり、長期期間が共働き世帯にとっては一番きつい、本当にどうしたらいいんだという状況があります。

その中で、試験的に今回こういったことをやってくださるということは非常にありがたいと思いますが、共働きの世代からすると、長期の間だけではなく、さっきから今回の予算の中でずっと言っているんですが、預けないと働けない、働くためには働かないと預けられない、このダブルバインドは何とかしないと。もう本当に社会の形が変わっていますので、是正の一つになっていただければなと思うところではございます。

質疑なので、質問しますが、先ほど、お答えがありましたので、このサマースクールの効果測定です。令和7年度やるということなんですけど、どのようなふうに効果測定していくのか、お考えを問います。

【小泉委員長】 岡野課長。

【岡野学び推進課長】 令和7年度実施のサマースクールの効果についてということのご質問だったと思うんですが、まずは、今回は今待機となっている55名に対してサマースクールやりますけれど、いかがでしょうかという呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

ただ、今回実証実験なのでそこだけにとらわれず、今入所している方ももしかしたらサマースクールのほうが良いというお考えの方もいらっしゃるかもしれませんので、そこは柔軟な対応をとりながら、実施については広く門戸を開いて、対象の児童を多く呼びかけていきたいと思います。

その上でなんですけれど、実は今回、令和7年度のサマースクールを実施するに当たりまして、本当に保護者の方々がサマースクール必要としているんだろうかとちょっと担当のほうでもやっぱり心配な部分もございました。昨年度、それより以前だと思うんですが、ずっとサマースクールやってほしいというお声は一部からはあったんですが、本当にそうだろうかという疑問もありましたので、実は今回7年度の児童クラブの入所申込みのときにアンケートをとらせていただいております。アンケートの結果によりますと、回答の中で58.9%の方がサマースクールを実施した場合には、希望したいというふうにお答えをいただいております。

これはまだやるかどうか分かりませんがという前提でのアンケートになりますので、実際にやりますという周知を出したときに、保護者の方がどのぐらいサマースクールのほうが良い、それともやっぱり通年のほうが良いとお考えなのか分からない部分もあります。ですので、当然、サマースクール、7年度実施した際には、ご参加いただいた方にアンケートを実施したりとか、そういったところから、実際の運用も含めてどうだったのかということは検証していきたいというふうに考えております。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ご回答ありがとうございます。サマースクールの件、これももう本当にやるでしょと言われる声を非常に聞いておりまして、本当にやってほしい、待っていましたという声は私もたくさん聞いているところでございます。なので、やってくださることは本当にありがたいなとは思っています。

し、ニーズを的確に捉えてくださったんだろうなと思うところでございます。反対をする思いを持っているわけではございません。

やってみないと分からないなというところもありますでしょうし、やったところで見えてきたことが、これからいろんな形になってくれればいいなと思っています。長期休暇は夏休みだけじゃないんで、冬もありますし、その都度、同じ問題が生じてしまいますので、適切な形を捉えていただけるような形になってもらえればと思います。要望というか、いい形で期間だったり時間だったりとかいろいろ心配する声も聞いておりますが、ちょっとまず必ずやるとも確定しているとは言い切れないんですという説明しかできなかったものですから、この場でご確認をさせていただきたかったところでございますけれども、なかなか大変なところでございますけども、頑張ってくださいと思います。

意見でございますので、回答は求めません。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 3人目となります、サマースクールの、これ一般質問して、予算が絡むことなので本当に方向性だけ確認をさせていただきました。

私もいろんな場面でサマースクールの必要性、訴えてきましたけれども、本当にニーズはあるな、本当にでも課長が先ほど言ったように、じゃあ実際にやってみて、開けてみたらどうなんだというところの心配は私も実は持っていました。でも、お声は本当に多くいただいていて、随分前に1回サマースクールやった、いろんな課題もあったかと思います。

今回300万円の予算をつけてサマースクールということで、これは一般質問ときには数字的なものだったので出てきませんでしたけれども、この300万の根拠、どういったものにどういった経費、金額がかかっているのかというのが、今の段階で分かればまずお聞かせをいただきたい。

それから、通年の児童クラブ、本当に保護者会から、今、NPOに変わって10年近くたつんでしょうか。本当にご苦労をいただきながら人材の確保もしていただいて、やっているといます。やっぱり一部の保護者の方からは防犯対策というか、そういったところのお声も伺っております。ほかの自治体の児童クラブとかでは、塾みたいに入室しました、今退所しましたという、基本は保護者の方が迎えに行くんでしょうけれども、寒川町では、承諾があれば自分で帰っても大丈夫だよというような制度もあるかと思います。そういった中でこの防犯対策をどのように考えているのか、それについて令和7年度、この委託の中に含まれているのかどうか、まずお伺いをいたします。

【小泉委員長】 岡野課長。

【岡野学び推進課長】 ご質問2点いただきました。まず、サマースクールの費用300万円の内訳ということでよろしかったかと思うんですが、実はこれにつきましても、現段階で大変申し訳ないんですが、何費とか、そういったことでは考えてはございません。というのも、今現在サマースクールの実施の方法について、いろいろ模索をしている状況なんですけど、ほかの市の事例を見ますと、サマースクールの中にいろいろな体験プログラムを入れて、子どもたちが、充実した夏休み期間を過ごせるような、そういう取組をされている市町村もあります。ただ、今回初めて行うということもありますので、どこまでそういったプログラムが組み込めるかということもまだ全然、検討段階です。

それに加えて、サマースクールを実施する場所についても、現在、公共施設を中心に検討をしている段階ですので、ここの施設、どこで行うのかによっても、経費がそこへかかるのか、それとも、公共施設であればかからないのか、そういったところがあるので、この事業費に幾ら充てられるのかということも、今の段階では決められていないという状況になっております。

ただ、やはり先ほどもお伝えしたのとちょっとかぶってしまうんですけど、待機となっている方、皆さんにはお声かけをしたいというふうに考えていますので、できるだけ多くの児童を受け入れたい。そうすると、やはりそのプログラムにかかる費用は下がってしまうかもしれないというところで、ちょっとこの内容とその受入れと非常に担当としても悩ましい部分がございます。

ほかの市で実施をした担当の方などにお伺いをしますと、もう場所があれば、大体1人10万円ぐらいを検討すれば、事業のプログラムを組んでいただけるということもありましたので、今の段階では300万につきましては、30名を受け入れた場合には300万円ということで計上はしてございます。ただ、これもプログラムの状況、それと場所の確保、そういったところがありますので、内訳というところでは、今現在決まっていない状況です。

あと2点目、通年の児童クラブのICTの関係ということなんですが、防犯というところでお話をいただきました。各児童クラブ入り口のところにつきましては、セコムなどで鍵が必ずかかるような形にはなっておりますので、児童が出入りするときに、そこを解除して入っていくという形にはなっております。お迎えに関しましては、基本的にはやはり保護者の方にお迎えに来ていただくというのが原則ですので、そのシステム導入というところまでは、今現在は委託料の中でも含んでおりません。

ただ、やはり今いろいろデジタル化が進む中で、そういった帰りますというそのタッチパネルみたいな、そういったものも検討していかなくてはいけないというふうには思っておりますが、やはりそういうのを導入するには、Wi-Fiの環境であったりとか、そういう固定的な設備の話もありますので、学校とも相談をしながら、委託先の保育会とも協議をしながら検討していきたいとは思っておりますが、令和7年度は委託料の中には入ってございません。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 まず、サマースクールの件です。なかなか一般質問の後、そんなに進んでないのかなというような状況かなというふうに思います。ただ、予算が出て、中身は決まっていなくても、一応30名を予定しながら、300万という金額で動き始めて検討しているということが分かりました。

もちろんサマースクール、やっていただくこと大歓迎なんですけれども、ちょっと早かったのかなという、今状況ね、7月も、5月、6月ぐらいには募集をかけて、もう7月からやっていくとなると、委託先を募集することも恐らく検討の一つに入ると思うと、若干、今年度早かったのかなという気はしますけれども、まずはやっていただきながら、課題も見ながら、私は恐らく1年では難しいかなと思っていて、やっぱり複数年かけてしっかりとやるんだったら、きちんと体制を整えていくというほうがもしかしたらいいのかなというふうに思いますけれども、それはやっていく中で検討していただければなというふうに思います。

これは例えば1か所であるということが、前回の一般質問でも挙げられておりましたけれども、その交通手段というんですか、場所にもよると思うんですけども、どっちにしても全区域から来るとなると、

もしかしたら車の方もいらっしゃるけど、自転車なり徒歩なりという可能性があるとしたときに、その辺の検討というか課題とかというのは、もうされているのかどうかということ。あと、ちょっとサマースクールの中身については、今恐らく聞いてもなかなか難しいのかなと思うので、予算的なものだけ確認をさせていただきます。なのでちょっとそこだけ懸念があるので、お聞かせいただけますでしょうか。

それから、通年の児童クラブの件ですけれども、今もセキュリティーがしっかりかかっているということですが、やっぱり寒川町で承諾を得ている率というんですか、そこがどのぐらいなのか、そういった子どもたちが少なかったら入りました、帰りましたというのはそんなに必要性がないのかなと思いますけれども、承諾をして、自分で帰るよと言っている児童の割合がまずどのぐらいなのか、それによってはやっぱりそういった帰ったのか、帰っていないのか分からない状況の中で、保護者の方が不安を強いられるというのはなかなか難しいし、ほかのところでも結構そういったものが導入されているので、まずはその数字をお聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 岡野課長。

【岡野学び推進課長】 まず、サマースクールの送迎、お迎えの件ですけれども、サマースクール実施につきましては、当然民間も、検討段階には上がっております。こういった形で委託を出していくのかということも踏まえて検討している中で、例えば本当に例えばなんですけれども、お迎えのバスを周遊させた場合にはどのぐらいかかるのかとか、そういったことも委託するのであればそこは検討として入れていかなければいけないとは当然考えておりますが、できれば、その実施場所に駐車場があるような場所を提案できれば、保護者の方が車でお迎え、送り迎えされるときにも利用しやすくなるというふうには考えておりますので、そういった施設を検討していきたいというふうに考えております。

あと2点目、通常の児童クラブの児童が自分で帰っても、構わないというような率ということなんですけれども、今現在、委託をしている保育会のほうに実際に保護者がお迎えに行けなかったときには、自分で子どもが帰っても構わないとか、そういうお申出を実際に出していただいております。今現在のお申出の数なんですけれども、267件、かなりの方にこういったお届けをいただいております。

ただ、これは変な表現ですけど、保険です。実態としては、基本はお迎えに来てもらう、ただ今日どうしてもお迎えが間に合わないとか、今日だけは行かれないとか、そういったときにこの届けが出ていないと、今日は帰してくださいというふうに保護者の方も連絡ができないので、そのためにこういう形でお届けを出しているというのが現状というふうに委託先から伺っておりますので、全てのこの子どもたちが勝手に言うであれですけど、子どもだけで帰っているということではなくて、何か緊急のときにはこのお届けが出ている児童に関しては、保育会のほうから連絡をして、保護者の方に、保護者が先ですね、保護者が保育会のほうに、今日は子どもだけで帰らせてくださいとお申出もしてあります。ですので、帰らせてくださいというような形で運用しているというのが現状です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 サマースクール、バスも周遊も含めて、そういったところも検討しているということが分かりましたので、恐らくこれ以上なかなか難しいかなと思いますので、本当に保護者の安心、そして子どもの夏休みの居場所、そういったところをぜひいい形で進めていただければなというふうに思います。お答えは結構です。

それから通年の児童クラブの防犯的な行き帰りの部分、かなりの数の保険として入っているということが分かりました。毎日のように自分で帰るといのはなかなかないのかなというふうには思っておりますけれども、そういったときに限って、万が一のことがあるというのがやっぱり事件につながっていく、結構多いところなので、児童クラブのほうに入室したということが分かるだけでも保護者の方はとても何か安心をされるそうなんです。これはほかの市の児童クラブの例ですけれども、そういったこともあるのでDXを進めていく上でいろんな国の補助金とかがあったときに、検討の材料の一つにしていくのもやっぱり共働きのご両親とか、保護者の方のストレス緩和にもなっていくのかなと思いますけれども、その辺について、最後お答えいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 岡野課長。

【岡野学び推進課長】 通年の児童クラブの子どもたちが児童クラブに入室したよという通知に関しまして、入所退所のシステム的な導入ということになると、やはり固定費も含めその後のランニングコストなど、いろいろかかってくるものがございます。

国のほうの国庫でも、そういった事業名もあることはあるんですが、やはり最初の設定の段階のものだけですので、その後の運用についてということになると、ある程度の費用負担が見込まれてしまう。さらには、やはりそのWi-Fi環境が学校によっては整っていないところもございますので、小学校などと相談をしながら、今後は検討していきたいというふうに考えております。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 私もちっと児童クラブのところなんですけど、ちっと今いろんな今の説明がありましたので、ちっと私も気になるところで聞きますけど、夏休み以降に退所される方が多いということも聞いているわけなんですけど、実際どの程度退所されているのか。それでもし退所された場合、今待機児の方がいらっしゃるわけだけど、それに対してのうまく9月以降、待機の方が入所ができるのかどうか。それについてちっとお伺いします。

あと、それからサマースクールのことなんですけど、サマースクールに関してたしか何年、七、八年前か、10年近く前でしたっけ、1回やったという記憶があるんですけど、その当時は何か一軒家を借りてやったというイメージがたしかあったと思うんですけど、今度は新しい形でやるという形でよろしいですか。

以上です。

【小泉委員長】 岡野課長。

【岡野学び推進課長】 3点ご質問いただきました。まず、夏休み期間が明けた後、退所される児童がどのぐらいいるのかというご質問なんですけれど、今年度につきましては、8月末で12名、9月末で11名、その後10月以降につきましても、1桁ではございますが、退所が続いております。

2つ目のご質問になります。その後、入所の状況はどうかということだと思っておりますけれど、やはりこの退所、もちろん退所になったところに関しましては、待機で待っていただいている児童の方にご案内を差し上げておりますので、随時入所をしていただいております。そのため、年度末に向けて、待機児童が減っていったという状況がございます。

3つ目のご質問、令和元年度に旭小学校の前の空き家を利用したサマースクールというのを実施しております。ただ、こちら空き家を利用したというところと、待機児童にしか声をかけなかったという記録がございますので、実際に申込み10名でした。ですので、今回はやはりこういった空き家ではなくて、公共施設など広いスペースを用意して待機となっている人を含め、多くの方に声をかけていきたいというふうに考えております。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、待機児の8月末、9月末の、それから、両方合わせても23人ということで、この児童クラブかちょっと説明はなかったですけども、どの程度解消できるのかというのは、なかなかこれは難しい問題かなと思うんですけど、これに関してはしっかりと対応していただきたいと思いますので、取りあえずこれは意見として、あと、サマースクールの件に関しても分かりました。今後また改めてよく検討されるということなんで、しっかりと対応をお願いします。

以上です。

【小泉委員長】 意見で。では、他に質疑はございますでしょうか。

廣田副委員長。

【廣田副委員長】 やっぱり児童クラブの関係なんですけど、11分の4でLED化を順次進めていくというような話でした。ここで、とりわけなんですけど、寒小の児童クラブに関してなんですけども、非常に他の児童クラブと比べると、光の取り具合って採光というんですけど、その位置関係でちょっと非常に暗いような状況にあったり、入り口が本当に裏口みたいなところから入っていく、前に教育研究室の分室があるんで、やむを得ないと思うんですけども、他の児童クラブと比べてちょっと環境的にどうなのかなというのは感じていて、ほかのところよりは待機児童も少ないですけども、実は2年目、3年目になってちょっと暗い感じもあるから、自宅でお兄ちゃん、お姉ちゃんに見てもらうからいいというような、手を挙げる、挙げ控えというんですか、そういうのもちょっと昔あったように伺っているんです。

そういったところで、要はほかの児童クラブとの、そういった環境の格差があんまり生じないようなちょっと対策をしていただければという、新年度の事業に関してなんで、順次そういったところがやっただけとは思いますが、これは意見です。よろしくお願いします。

【小泉委員長】 いいですか。では、他になければここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上にて、学び育成部学び推進課の審査を終わりにします。

暫時休憩いたします。それでは、再開は13時35分といたします。

【小泉委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開します。

では、次に、学び育成部スポーツ課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

宮崎部長。

【宮崎学び育成部長】 それでは、学び育成部、最後の課になります。スポーツ課の審査をお願いいたします。なお、スポーツ課長が本日事情により不在でございますので、説明につきましては、大鷲副主幹より、質疑につきましては、出席職員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 それでは、学び育成部スポーツ課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

なお、スポーツ課につきましては、組織の見直しにより町民部となりますが、予算の移管等はございませんので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料2ページ、土木費のスポーツ施設活性化事業費をご覧ください。本事業費は、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの利用者の利便性向上と利用促進のため、指定管理者制度を活用し、自主事業や地域向けイベントの充実で多様化する住民ニーズに応えるとともに、施設の質的向上など、環境整備を図るものでございます。

需用費の消耗品につきましては、総合体育館3階会議室の椅子の購入、役務費は、総合体育館及びパンプトラックさむかわの建物災害共済保険料、委託料は、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの運営管理に係る指定管理料、備品購入費は、寒川総合体育館3階会議室用の机の購入及び椅子の収納用台車を計上したものでございます。主な増減理由については、記載のとおりでございます。本事業に対する特定財源につきましては、下表記載のとおりとなります。

続きまして、資料は3ページ、土木費の公共施設再編計画実施事業費をご覧ください。本事業費につきましては、町の公共施設等総合管理計画に基づき老朽化した総合体育館、各施設及び備品の長寿命化、または更新等を計画的に実施することで、施設の安全で快適な利用環境の整備を図るものでございます。使用料及び賃借料は、総合体育館の中央監視システム、吸収式冷温水発生機2台分及び2次ポンプの賃借料、工事請負費は、総合体育館4階にございます弓道場に敷設されております人工芝の張り替え工事及び総合体育館地下電気室にございます電源装置の蓄電池交換工事でございます。主な増減理由は記載のとおりです。本事業に対する特定財源につきましては、下表記載のとおりとなります。

続きまして、資料の4ページ、職員給与費はスポーツ課職員5人分の給料、職員手当及び共済費でございます。

次に、資料5ページの保健体育総務事務経費をご覧ください。本事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費に係るものでございます。報酬は、スポーツ推進審議会委員の報酬、旅費は、スポーツ推進審議会委員の費用弁償及びスポーツ課担当職員が県の主催する会議等に参加するための普通旅費でございます。主な増減理由は記載のとおりで、本事業への特定財源はございません。

次に、資料6ページのスポーツ活動応援事業費をご覧ください。本事業につきましては、町民のスポーツ活動を支えているスポーツ協会をはじめとしたスポーツ関係団体の支援育成や、スポーツの推進を図る役割を担っていただいているスポーツ推進委員のさらなる資質の向上を図るための取組の実施、また、スポーツを始めるきっかけづくりの場となる各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催するものでございます。報酬は、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や、町のイベントの運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬、報償費は、スポーツ教室講師への謝礼、旅費は、スポーツ推進委員が指導技術等の向上のための研修会に参加するための費用弁償、委託料は市町村対抗かながわ駅伝競走大会へ、町の代表選手を派遣するための委託料及びストリートスポーツの普及及び推進を図るための委託料となります。

負担金、及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織である神奈川県スポーツ推進委員連合会への負担金、スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金、町スポーツ協会、町レクリエーション協会等への事業費補助等、主な内容に記載のとおりです。なお、7年度は新たにスポーツ指導者資格取得助成金を計上しております。主な増減理由は記載のとおりで、本事業への特定財源の充当はありません。

続きまして、資料の7ページ、教育費のスポーツ施設活性化事業費をご覧ください。本事業費につきましては、スポーツ施設の運営管理に指定管理者制度を導入するなど、利用者がスポーツを快適に楽しめる環境を整え、多様なニーズへの対応と利便性を向上するとともに、その利用を促進するものでございます。需要費の消耗品費は、施設維持のための消耗品費等、燃料費は、川とのふれあい公園サッカー場芝刈機のガソリン代、光熱水費は、倉見スポーツ公園の水道料でございます。役務費は、さむかわテニスコート、町営プール及び田端スポーツ公園の建物災害共済保険料、委託料はスポーツ公園等維持管理委託料、町営プール、町営さむかわテニスコート、田端スポーツ公園の管理運営にかかる指定管理料等、主な内容に記載のとおりとなります。なお、新たに町営プールの交通誘導警備委託料を計上しております。

使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園に係る共有地及び県有地の借地料と、町営プール、さむかわテニスコート及び倉見スポーツ公園に設置しておりますAED機器の借上料でございます。原材料費は、スポーツ公園維持管理用土の購入費、負担金、補助及び交付金は、いこいの広場の共有施設の維持管理経費に係る県への負担金で、いこいの広場内の施設の専有面積により案分され、負担するものです。なお、主な増減理由については、記載のとおりです。本事業に対する特定財源につきましては、下表記載のとおりとなります。

続きまして、資料8ページ、教育費の公共事業施設再編計画実施事業費をご覧ください。本事業につきましては、町の公共施設等総合管理計画に基づき、施設の安全で快適な利用環境の整備を図るもので、県企業庁からの町営プール及び町営さむかわテニスコートの購入に伴う費用でございます。公有財産購入費は、町営プール及び町営さむかわテニスコートの再整備につきましては、県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用したもので、施設の購入は、延納特約による分割納付となっております。本事業に対する特定財源につきましては、下表記載のとおりとなります。

最後に、歳入の一般財源分についてご説明いたします。資料9ページをご覧ください。2件ともに13款使用料及び手数料であります。都市計画使用料の行政財産使用料は、寒川総合体育館ロビーに設置されております電子看板設置使用料1台分に係る設置使用料でございます。保健体育使用料の行政財産使用料につきましては、寒川町営プールに設置されている飲料水の自動販売機2台分に係る設置使用料でございます。

スポーツ課が所管する予算の説明については、以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑につきましては、簡潔明瞭に願います。

それでは、質疑のある方、挙手にて願います。

山田委員。

【山田委員】 すいません、じゃあ、6ページのところです。ストリートスポーツ委託料のところ、スポーツ大会派遣等のストリートスポーツ普及事業ということで、駅伝とストリートスポーツということで、2か所に出すのかなと思いますけれども、これに関してどういう割り振りになっているのかをお聞きします。

それと、多分ここでしかちょっと説明の中で出てこなかったんですけど、町長の施政方針の中でストリートスポーツのパーク建設に向けて、何か調整するというのがあったんですけど、それについてもし分かればお答えをお願いします。

【小泉委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 先ほどのご質問なんですが、委託料は金額ということでよろしいのでしょうか。金額につきましては。

（「契約に触れない範囲で話せるんだったら。委託の名称だけとかだったらいいけど、金額の細かいところを言っちゃうと契約に関することになっちゃうので」の声あり）

【小泉委員長】 まだ契約が結ばれていない段階。

それでは、宮崎部長。

【宮崎学び育成部長】 今、委託の業務名とかだけというお話になると、今この資料の中に表示されている内容が、委託料の内訳という業務の内訳になりますので、そういうお答えになってしまいます。

【小泉委員長】 山田委員、よろしいでしょうか。2点目のほうはご回答のほうをよろしく願います。

大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 ストリートスポーツにつきましては、町として、アークリーグの開催やパンプトラック設置など、ストリートスポーツに力を今まで入れてきました。地方創生や関係人口増加に向け、現在建築に向け、各種、県や国等と調整をさせていただいている段階になります。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 委託の件は金額を出せないということで分かりましたが、決算のときでもそれはある程度のことは分かっているんですけど、委託のかなり幅がちょっと格差があるというのがちょっと気になる場所だったので、そちらを確認したかったんですよ。それとストリートスポーツのパーク建設に関しては、ちょうど建設に向けて調整中というのがありましたけど、これに関しては検討するための予算というのは計上されていないのでしょうか。

【小泉委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 現在まだ検討段階となっておりますので、予算計上はされておられません。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、ちょっと2点ほど伺いたいと思います。まず一つとしては、私も総合

体育館をよく使うことがありまして、町民または利用者から言われることなんですが、今、総合体育館のメインのほうなんです、バスケットボールゴールについては、1組だけ新しいものになっています。2面利用というのがバスケット、メインを使うとほぼほぼ2面を使うということで、やはりもう一つのほうも新しいのが欲しいなという話が毎回出てきます、どうにかならないの、議員さんでしょうということと言われちゃうものですから、そこら辺の、要は今後のスケジュール感、それと競技性の高いスポーツゲームを招聘するためには、それなりの掲示板システムが必要となるんです。そこら辺、また購入する予定が今後あるかどうかというところです。

それもう一つなんです、ストリートスポーツを振興するに当たりまして、今、ほぼほぼイベントの業者のようなどころにお願いをしているような自分は感覚があるんですが、やはりスポーツというぐらいですから、町のスポーツ協会に何か所属する連盟とか、そういったものを設置することを考えてはどうかなと思っています。やはりスポーツですから、イベント屋に、イベント屋というのはおかしいですけど、そういったところをお願いするというのはちょっとプロレスみたいになっちゃうんで、スポーツ競技ということを考えれば、やはりそういった連盟とかも必要じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【小泉委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 まず、3点、ご質問いただいたかと思います。新しいバスケットゴールの購入につきましては、令和4年度に委員がおっしゃっていただいたように、バスケットゴールを1組購入させていただきました。バスケットゴールに限らず、スポーツ設備につきましては、指定管理者と情報共有させていただきまして、必要に応じて入れ替えていきたいと考えております。

2点目の掲示板システムの関係なんです、これは大型掲示板ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。大型掲示板につきましては、以前ちょっと購入を予定をしておりましたが、製作、製造している業者がちょっと製造中止になりまして、後継機の今予定がないということで連絡をいただいております、見送らせていただいております。今後、新しい機種が発売された際には、また、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目のストリートスポーツの協会の設置の考えについてなんですけれども、スケートボード協会につきましては、県内でも幾つか設置されていることは、町としても把握は、承知はしております。協会につきましては、特定の目的の下にその志を同じくする方や団体が集まり、立ち上がるようなものであると認識しておりまして、現時点では、町が主導して協会を設立していくようなことは考えておりません。ですが、設立につきまして相談等があった場合には、例えばスポーツ協会への橋渡しなど、町として協力できるところにつきましては、協力していきたいと考えております。

以上でございます。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。バスケットボールゴールにつきましては、高価なものであることは重々承知をしております。そういったところは、ある程度、町民または利用者についてはお話をさせていただきたいと思います。ただ、バスケットのほうも、いろいろとルールがどんどんどんどん進んでいきまして、いろいろ表示をしなきゃいけないものというのが24秒、14秒、そういったところも表示をし

なきゃいけないという部分がありますので、そこら辺については、今後、いろいろとやっていただきたいと思います。

今はB3のゲームが主にあるんですが、県協、県のバスケットボール協会のほうでは、女子のほうも、いわゆるWリーグというほうなんです、東京オリンピックのときに銀メダルをとった、その選手まだ何人か生き残っていますので、そういった人たちも招聘することは可能ですので、できましたらそういう環境を整えていただけたらなと思っています。

それとストリートスポーツの関係も、やはり先ほど言われましたとおり、志を同じくした人たちが集まって初めて協会、連盟ができると思います。まさにそのとおりだと思っています。ですから、そこら辺も要は橋渡しというか、そういったところをいろいろとお話をさせていただいて、調整をしていただければと思いますので、以上です。

【小泉委員長】 ご意見で大丈夫ですね、ありがとうございます。

では、他に質疑はございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 すいません、2点質問させてください。1点目、そのスポーツ活動応援事業費、今、山田委員が質問されたところで大体答えが出たので、これだけ確認をさせていただきたいんですけども、ストリートスポーツ普及推進事業費の中身、まだ決まっていなようなお答えだったような気もしないでもないですけども、今ちょっと海老名のほうでもストリートスポーツ関係の施設が閉鎖されたということもあって、今、寒川のほうにストリートスポーツ人口が流入しているという話も聞いております。このエリアで、安全にプレーできる施設が少ないという話も聞いていますので、しっかりと計画を立てて、予算を執行していただきたいなと思いますので、そこについてまず意見がいただければ、1点いただきたいと思います。

もう1点は、スポーツ施設活性化事業費のところでございます。ここで聞くべきなのかちょっと悩ましいところはあるんですけども、各屋外スポーツ公園関係のトイレ問題なんですけれども、必ずどこかで、毎回誰かが聞いているような気がしますけれども、やはりいまだに美しくない状態だという話を聞いております。委託利用料の中に入るのかなと思うんですが、こういった形で計画が今年度なされているか、清掃というか、きれいにするか、来年度になりますね、来年度の中で是正がなされるのかという点、ご質問させてください。

以上2点です。

【小泉委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 まず、ストリートスポーツの計画を立てて実行していただきたいということのご質問だったと思います。こちらは現在倉見のほうで行っておりますTHE PARK SAMUKAWAの委託会社と常に情報共有をいたしまして、町の宣伝というか、認知度向上等に協力をしていただいて、どのようにすれば、また認知度向上がさらにできるのかというのは、お話をさせていただいております。こちらについても業者と常に情報共有をして、計画を立ててさらに進めていければと思っています。

2点目のスポーツ公園の屋外のトイレの関係なんですけれど、こちら、よく質問をいただきます。や

はり今スポーツ課で所管しているスポーツ施設は全て河川敷というふうになっておりまして、水かさが増して、洪水等に対応するため、必ず移動式のトイレにしないといけないということになっております。なので、どうしてもほかの中央公園とかありますような、下水道を完備したきれいなトイレにちょっとすることはできないんですが、簡易水洗的なトイレというのもありますので、今後、内部で検討させていただいて、順次交換できるような形にできればいいなとは思っております。

こんな答えですみません、以上です。

【小泉委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 1点目の質問、ストリートスポーツ関係に関しましては、本当にまだ新しいスポーツとして成り立つに当たっては、スポーツとして新しい分野ですので、もちろんちゃんとこちらで寒川町としてもこれまで力を入れてきた経緯がございますから、乗り遅れないようにというか、もったいないことにならないように、しっかりと力をつけていってあげてほしいなとは思っております。これに関しては要望でございますので、結構でございます。

2点目、スポーツ施設活性化事業費のトイレのところ、もちろん河原のところですので、なかなか建物を建てられないということはよく存じ上げておるところでございますし、それに伴って、施設のつくり方をしなければならないというのでもよく存じ上げておるところではございますけれども、例えばグリーンラインとかもできてきたところで、人の流入が多くなるである場所となりますから、例えばそういったところでも、ほかの形でも何かいい形のトイレであったりとか施設であったり、できたらなとは思ってはおるところなんですけど、そういったところの計画を持っておられるか、確認させていただいてもよろしいでしょうか。

【小泉委員長】 お答えのほうはいかがでしょう。

大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 すみません、今、川とのふれあい公園のお話かと思います。川とのふれあい公園、野球場とサッカー場につきましては、管理運営はスポーツ課のほうで行っておりますけれど、公園自体の管理はすみません、都市計画課になりますので、スポーツ課からのお答えは控えさせていただきたいと思います。

以上です。

【小泉委員長】 よろしいでしょうか、他に質疑はございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 2点お伺いしたいと思います。まず人件費のところ、職員給与費のところ。9分の4、これは恐らく人数の変更はないのかなと思いますけれども、このスポーツ課、本当にここ数年で、指定管理の業務が大変箇所が増えたというか、思うんですけども、この5人で、ここで聞いていいのかな、まず、大丈夫なのかどうか、ちょっとここじゃないか、人事課か。一応担当課としてどうかというところをお伺いをいたします。

それから、ごめんなさい、9分の6のところ、スポーツ活動応援事業費、ここで施政方針の中にもありましたけれども、公認スポーツ指導者の資格取得助成制度、これを今回設けていると、新たに設けていると思いますけれども、令和7年度はどういった資格を対象にしているのかということと、件数を

どのぐらい見込んでいるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 1件目の人数につきましては、誠に申し訳ありません、こちらのほうではお答えできないので、ご了承いただければと思います。指定管理につきましては現在体育館、パンプトラック、庭球場、プール、田端スポーツ公園と5か所を5人で指定管理を担当しております。確かに多いとは思いますが、各今いる職員も頑張って対応して、特に大きな問題もなくできているので、今後できるかと言われると難しい答えとはなりますけれど、現状では何とかできている状態であります。

また、2点目の資格取得につきましては、最近よく言われております中学校の部活動の地域移行につきまして、指導者がやはり足りないというお話をよくいただきます。ですので、中学校部活動の地域移行を見据え、そういう指導者に対して補助をしていくという予算になっておりまして、今年度は一応7人分の予算を計上しております。

以上です。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 人数のところはここじゃないなと思いつつ、担当課としての思いを聞かせていただければなと思ったんですけれども、そこは結構です。本当に業務量が多いというか、そういったところはすごく感じているので、ここは担当課に言うべきことではありませんけれども、人的配置はしっかりといただければなというふうに思います。ここは要望で結構です。

あと公認スポーツの指導者は、その部活の地域移行の指導者の資格取得ということで7人分ということが分かりました。結構、障害者スポーツの方からは、本人も競技者も含めてですけれども、卓球とかの資格、障害者の卓球とかの資格、審判とか同行者に対しての、これはスポーツ課でいいのかちょっと分からないんですけど、同行者の資格取得とか、そういったところなのかなというふうに思ったんですけれども、そういった部分は入ってこないで、完全にこの7人分は、部活の地域移行のための予算ということの理解でよろしいでしょうか。

【小泉委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 一応今回予算取りをしているのは、地域移行を見据えた形になりますので、こちらがそのまま波に乗りまして、今後、障害者スポーツとかレクリエーション関係の資格についても必要という話が出てくれば、スポーツ課のほうでも検討していかなければならないと思いますが、今回予算計上させていただいた部分については、スポーツのみということでご了承いただければと思います。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 部活の地域移行、これはいろんな課題もありますけれども、いろんな課題をクリアするための制度にもなっていると思うので、それが少しずつ移行できるのであれば、それはそれですごくいいことなのかなと思いますので、これはぜひ進めていただければなというふうに思います。

また、私が思っていた障害者スポーツの指導者だったり審判資格だったり同行についての資格とかというの、実際声が届いていて、やっぱりすごく不足をしているという中で、なかなかその大会に行けないというお声があるので、ぜひそういった今検討を、そういった声があればというお話でしたけれども、私のほうには届いていて、さっきも違う課のところでも言いましたけども、それを町になかなか言

っていくのがハードルが高いというところがあるので、そういったお声は現実にあるので、こういったものに対して助成ができるかというのは、調査研究をしていただければと思いますけれども、そういった障害者の方のスポーツの参画についてもぜひその同行者がいないからとか、その審判の資格がないから、その競技ができないとかそういったことがないように、ぜひ寒川町でも取り組んでいただきたいと思いますけど、いま一度お答えいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 ご意見ありがとうございます。確かにちょっと内部の中でも今回この資格の助成のときに、障害の方を入れるとか、レクレーション関係を入れるとかというお話もありましたけれど、今回につきましてはちょっとあくまでも地域移行のところに力を入れていこうという内部でのお話になりまして、今回は一般の方のみという形で計画をさせていただきました。今、委員さんからもお話がありましたように、障害者の方からとかお声があるということであれば、今後は内部でもまた検討していかなければいけないとは思っております。

以上でございます。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 9分の7ページに大きく絡んでくるものです。全体的にスポーツというものに絡んでくる話なんですけども、これだけスポーツ施設がある中で、会員というのは当然、会員制にしていると思うんですけども、その会員の合計の人数がどのくらいいるかというのは、把握できているんでしょうかね。それがまず1点。

それから、プールとテニスの償還がありますので、テニスコートの償還が書いてありますので、ともにプールの昨年、一昨年の入場者数、これに対して今年どのくらい目標にしているのか。それからテニスコートも同じで昨年、一昨年の利用者数で、今年はどのくらい目標にしているか。まずちょっとこの2点、お答えいただけますでしょうか。

【小泉委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 スポーツ関係の登録者数というのは、スポーツ協会の登録者数でよろしいでしょうか。

（「いや、ここに来ている、使っている利用者数」の声あり）

【大鷲副主幹】 利用者数の合計ということですか。

（「グロスはどのくらいなっているのかという話」の声あり）

【大鷲副主幹】 少々お待ちください。

【小泉委員長】 登録されている、会員登録されている方。利用者登録でカードを作っている方という、テニスコートもある。

大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 すみません、今そのデータは持っておりませんのでちょっとすみません、ここでお答えを今すぐすることはできません。申し訳ありません。

また、2点目のプールの入場とテニス入場の入場なんですけど、プールにつきましては今年度3万878人、

テニスにつきましては、昨年度は1万961人の利用者となっております。目標といたしましては、数字的にはこれだけというものは持っておりませんが、昨年を超えるよう努力していただくよう、指定管理者のほうにはお話をさせていただいております。

以上でございます。

【小泉委員長】 一昨年という話もありましたが。

大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 プールにつきましては、ごめんなさい、先ほど言ったのはプールは4年度が2万3,721人、5年度が3万4,343人、6年度が3万878人となります。庭球場につきましては、令和4年が3,016人、こちらは4年度8月から工事に入りましたので、数が少なくなっております。5年度が1万961人で、6年度が1月分までの集計となりますけれど、1万2,394人となっております。

以上です。

【小泉委員長】 横手委員。

【横手委員】 これは何で聞きたかったかという、まず、最初に1つ目の質問を何で聞いたかという、前からずっと言っているんですけども、顧客のデータベース化、顧客をこの寒川町のスポーツ施設を使っている方たちのデータベース化をして、ライフタイムバリューを上げていきましょうよというのをさんざん言ってきたんですけども、それがなされているかどうかということをちょっと確認したかったのが一つです。なので、データベース化、されてないですね。

それから、プールとそれからテニスコートの利用人数は分かりましたが、もう1回ごめんなさい、プールは令和5年が3万4,000強、令和6年が3万900人強ということでもいいんですかね。ちょっと確認させてください。

【小泉委員長】 大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 委員の言うとおり、5年度はもう一度言います。3万4,343人で、6年度が3万878人となっております。

以上です。

【小泉委員長】 1番の部分に関して、データベース化という部分ですね。

大鷲副主幹。

【大鷲副主幹】 最初1問目の問いでありますデータベース化については、すみません、こちらではまだやっておりません。ただ、指定管理のほうで試験的に、別の施設で顧客管理を試験的にやっているということのお話を、指定管理のほうから聞いておりますので、そちらのお話を聞きながら、そういうお話を聞いて今後導入する、しない等の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 1番の部分に関して、追加で何か資料いただきますか、会員数、今はないということで。こちら1番の部分に対して会員数登録、こちらの追加資料のほう、後ほどよろしく願いいたします。

他に質疑のほうはございませんでしょうか。

それでは、廣田副委員長。

【廣田副委員長】 観桜駅伝の交付金のところなんですけど、来年の話じゃなくて4月6日ですので、もう来月の話で、私が出るから言うわけじゃないんですけども、さらなる事業効果を見込んで、ちょっと次年度検討してもらいたい部分がありまして、これコースの変更できないかといったところで、1区だけでも鳥居のところからスタートして、給食センターのところから今のコースに持っていくといったところ、警察協議がポイントだと思うんです。ただ、閉鎖時間ってそんなにかからない、1区だけだったと思うんですよ。それというのはやっぱり観桜駅伝なんで、やっぱり神社と絡めた今効果というのがかなり見込めると思います。

それと回数が75回になりますよね。建物も100年たてば歴史的建築物になります。もうそろそろこのイベントも単なるスポーツイベントだけじゃなくて、歴史的な重みも背負ったイベントになってきますので、そうなるとやっぱりタウンプロモーションにもつながっていくと思うんですよ。参加者を見ると、恐らく町外の参加者、チーム参加者というのがかなり多くなってきていますね。そういう意味でも、半日、家族単位、チーム単位でゆったり楽しめるというのはこのあたりで恐らくないはずなんです。安価な金額で参加できますし、やっぱりスタート地点のあそこの鳥居と、やっぱり観桜ですから桜並木、そしてスタート地点のロケーションと臨場感だけでも、SNSなんかで発信できれば、これ本当にいいタウンプロモーションにつながってくると思いますので、ぜひその辺は来年度かけて、次年度のさらなる次の大会に向けて、ちょっと検討をしていただければと思います。これは意見です。

【小泉委員長】 見解はよろしいですか。

では、ここで質疑のほうを打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で学び育成部スポーツ課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、続きましては、健康福祉部福祉課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 皆さん、こんにちは。これより、健康福祉部4課の令和7年度予算の審査をお願いいたします。

初めに、福祉課所管分でございます。説明につきましては、中澤福祉課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、健康福祉部福祉課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は050福祉課でございます。2ページをご覧ください。初めに、職員給与費でございます。主な内容は備考欄に記載のとおりです。続いて歳入の特定財源は下表に記載のとおりです。

タブレット資料は3ページをご覧ください。次に、社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に関する事務経費で、報償費については、地域福祉計画推進会議の委員16名分の謝礼です。旅費は備考に記載のとおりです。

タブレット資料は4ページをご覧ください。民生委員児童委員活動事業費です。地域福祉の要として地域住民への的確な援助、相談等を行う民生委員児童委員活動を推進するための費用でございます。報酬は民生嘱託員の報酬と、民生委員児童委員を推薦するための民生委員推薦会委員への報酬になります。推薦会は、令和7年度は民生委員の一斉改正年度に当たるため、年5回の開催を予定しております。旅費は備考に記載のとおりで、これまでは民生委員児童委員の活動費を補助金として支出しておりましたが、活動費の性質上、費用弁償として民生委員児童委員に支出することが妥当と判断いたしまして、令和7年度より旅費の費用弁償として計上したことにより、増額となっております。負担金、補助及び交付金は、町民生委員児童委員協議会3地区分の負担金です。

続いて、下表をご覧ください。歳入の特定財源は記載のとおりです。

タブレット資料は5ページをご覧ください。次に、地域福祉推進事業費でございます。こちらの事業名は前年度と変更いたしております。事業内容には変更なく、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会に対し補助をするものでございます。地域福祉活動、権利擁護、ボランティア活動、福祉有償運送など、地域福祉の推進を図るための事業費に対する補助金でございます。増額理由は備考に記載のとおりです。

タブレット資料は6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援事業費でございます。避難行動要支援者きずなプランに基づき、災害時における要支援者の安否確認や情報の伝達、迅速な避難誘導を行うため、特に支援を要する方々の名簿を町が作成し、情報提供に同意された方々の名簿を平時に支援関係者へ提供するもので、5月頃に自治会、民生委員児童委員、消防、警察、社会福祉協議会に名簿を提供する予定でございます。報償費につきましては、令和7年度より避難行動要支援者に関わる対策調整会議の設置に伴い、委員12名分の記念品購入代です。需用費と役務費の内容及び減額理由は、備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、避難行動要支援者管理システムの借上料でございます。

タブレット資料は7ページをご覧ください。戦没者遺族等援護事業費は、戦没者の遺族や被爆者の方々への追悼見舞金などの費用で、需用費の消耗品費は備考に記載のとおりです。役務費の内容及び増額理由は備考に記載のとおりです。負担金、補助及び交付金は町遺族会補助金になります。扶助費は、原爆被爆者見舞金を町内在住の被爆者の方へ1人1万円を支給するもので、13名分の見舞金でございます。続いて歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は8ページをご覧ください。福祉活動センター維持管理経費でございます。障害者の福祉向上を図るための施設である寒川町福祉活動センターの維持管理を指定管理者制度において行っているもので、指定管理期間は令和6年度から5年間、社会福祉法人翔の会へ指定管理委託するものでございます。役務費の内容及び減額理由は、備考に記載のとおりです。続きまして、委託料は、指定管理委託料でございます。

タブレット資料は、9ページをご覧ください。保護司会活動支援事業費です。社会を明るくする運動の推進をはじめ、保護司会会員の研修並びに更生保護や、犯罪予防の推進を図ることを目的として活動を行っている団体へ助成するもので、旅費の内容及び増額理由は備考に記載のとおりです。負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金でございます。

タブレット資料は10ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費です。町公共施設に関わる対策実施事項等を定めた公共施設再編計画に基づき、福祉活動センターを安心安全に利用していただく

ための機能維持に必要な対策として、現行のトイレ設備における自動水栓化やウォシュレット便座への交換等を実施する工事請負費を計上しております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりで、財産管理課にて説明したものでございます。

次は、障害福祉関係でございます。初めにタブレット資料は30ページをご覧ください。補足資料1でございますが、令和7年1月1日現在の手帳の所持人数及び身体障害者障害別集計でございます。参考までにご覧いただければと思います。

恐れ入りますが、タブレット資料11ページにお戻りください。障害福祉事務経費でございます。障害福祉事業全般にわたる事務経費で旅費、需用費の消耗品費、印刷製本費は備考に記載のとおりです。役務費の内容及び増額理由は、備考に記載のとおりです。委託料は、障害福祉総合システムの運用保守委託料で、増額理由は備考に記載のとおりです。使用料及び賃借料は、障害福祉サービス請求等に使用しているコンピューター借上料で、増額理由は備考に記載のとおりです。

タブレット資料は12ページをご覧ください。続きまして、障害者自立支援給付事業費です。障害者総合支援法により、障害児者が日常生活及び社会生活において自立した生活を送ることができるよう、障害者本人や家族の申請に基づき、障害福祉サービスの給付を行う制度の事業費でございます。報酬は、障害者の区分認定を審査する介護給付費等の支給に関する審査会委員4人分の報酬で、認定審査会は年12回の開催を予定しております。報償費は、認定審査会委員の研修に伴う謝礼でございます。役務費は、認定審査に関わる通知等の郵送料、医師意見書、自立支援給付費等支払いに関わる手数料でございます。増額理由は備考に記載のとおりです。委託料は町内在住の障害者等の認定調査を相談支援事業所等に委託する費用でございます。扶助費は、障害福祉サービス費で障害者総合支援法のサービスを利用した際の介護給付費、訓練等給付費、及び地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスの利用等に伴う費用を計上しております。

扶助費の内訳につきましては、タブレット資料の31ページ、補足資料2、障害者自立支援給付事業費・児童通所給付事業費の扶助費の内訳をご覧ください。上段の表中の1、介護給付費等から、3、地域生活支援事業まで各種のサービスがございますが、障害者が在宅生活を送る上で必要な①の居宅介護、⑤の生活介護、⑨の共同生活援助等の増を見込んでおります。

また、障害者の経済的な基盤を築き、自立した生活を送るために必要な就労系のサービスのうち、⑮の就労継続支援B型の利用が増えていることから増額を見込んでおります。いずれにいたしましても扶助費としましては、前年度の利用実績等を勘案して、前年度より1億9,667万円の増、対前年度比で約20.7%の増となっております。

続きまして、下段の表4の児童通所支援でございますが、児童発達支援事業や放課後等デイサービスの利用者が増えていることから、利用増を見込み、児童通所に関する扶助費としましては、前年度の利用実績等を勘案いたしまして、前年度より7,502万5,000円の増、対前年度比の約30.7%の増となっております。

恐れ入りますが、タブレット資料は12ページにお戻りください。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料13ページをご覧ください。補装具交付等事業費でございます。身体障害

者手帳所持者で、身体上の更生のために必要な車椅子や補聴器など補装具の購入、修理、貸与に要する費用を助成し、身体障害児者の生活の安定と福祉の増進を図るもので、扶助費として給付実績を勘案して予算計上しておりますので、減額となっております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は14ページをご覧ください。次に、療養介護医療費助成事業費ですが、国が定める医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理下で介護及び日常生活上の支援を受ける医療と介護が常時必要な障害者に対し、療養介護医療費を給付するもので、役務費は備考に記載のとおりで、扶助費は、対象者7名分の医療費を計上しております。減額理由は備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は15ページをご覧ください。障害者虐待防止対策支援事業費でございます。障害者虐待防止法に基づき、24時間365日、障害者虐待に関わる通報・届出の受理及び緊急時の一時保護のための居室の確保といった体制整備を図ることによって、障害者の権利擁護に資するもので、居室の確保のための費用を委託料として計上しております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は16ページをご覧ください。次に、更生・育成医療費助成事業費でございます。手術等の治療により、障害の除去または軽減に効果が期待できる方に対して、医療費の自己負担分を軽減するため、自立支援医療の助成を行うものでございます。更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方が対象となり、育成医療は、児童福祉法に規定する18歳未満の障害児が対象でございます。役務費の内容は備考に記載のとおりです。負担金、補助及び交付金は、育成医療の医学的判定業務の負担金でございます。増額理由は備考に記載のとおりです。扶助費は自立支援医療費で、主に腎臓機能障害や肝臓機能障害の方でございます。減額理由は、備考に記載のとおりです。歳入の特定財源は下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は17ページをご覧ください。相談支援事業費でございます。障害児者やその家族、介護者からの相談に適切に対応できるよう、相談体制を確保することで必要な情報の提供や助言、日常生活上の相談、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業でございます。報酬、職員手当等、共済費は、精神保健福祉士である会計年度任用職員1名分の経費を計上しております。減額理由は備考に記載のとおりです。報償費は、寒川町地域自立支援協議会委員15名分の謝礼です。旅費は備考に記載のとおりです。役務費は、町長が行う成年後見の審判申立てに要する費用で、裁判所への申立てに必要な事務経費を1件分計上しております。委託料は、障害児者や家族、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う相談支援事業所2か所の運営委託料と基幹相談支援事業委託料を計上しております。また、発達障害児者及びその家族等への支援事業として、町内の保育園や幼稚園への訪問を行うなどしてクラス運営や発達が気になるお子さんに即した支援についての助言を委託相談支援事業所が行っております。扶助費は、成年後見制度利用支援助成費として5件分の後見人等報酬費用を計上しており、減額理由は備考に記載のとおりです。特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料18ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業費でございます。

聴覚障害者等の社会生活上のコミュニケーションを円滑にするため、福祉課窓口到手話通訳士の設置及び手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことにより、社会参加の促進を図る事業です。報償費は、手話通訳者や要約筆記者派遣に伴う謝礼です。需用費の消耗品費の内容及び減額理由は、備考に記載のとおりです。役務費は、県聴覚障害者福祉協会へ手話通訳などを依頼した場合の派遣に伴う手数料と、手話通訳時の保険料でございます。負担金、補助及び交付金は、手話通訳者等に対するインフルエンザ予防接種補助金になります。なお、歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は19ページをご覧ください。日常生活用具給付等事業費は、在宅重度障害児者に対し、日常生活用具を給付することにより、障害者の日常生活の利便を図るもので、役務費は、給付決定通知等の郵送料です。扶助費は、ストーマ用装具や紙おむつ及び特殊マット、特殊寝台などの日常生活用具を給付するための費用でございます。また、令和7年度から新たに災害による停電など不測の事態に備え、在宅で人工透析器等を使用している医療的ケア児者等が安心して在宅生活を送ることができるよう、非常用電源装置を日常生活用具の対象品目に追加して、当該事業を拡充してまいります。なお、増額理由は備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は20ページをご覧ください。次に、地域活動支援センター機能強化事業費でございます。障害者の地域での生活を支援するため、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターの機能充実のための事業でございます。委託料は、地域活動支援センターFの運営を委託するものでございます。次の負担金、補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの町民の利用分を負担するための費用でございます。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は21ページをご覧ください。就業・就労支援事業費でございます。障害者の職業能力に応じて就労を目指すことを支援する事業で、負担金、補助及び交付金は湘南地域就労援助センター運営事業負担金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で同センターの運営費を補助しているもので、寒川町分の運営費等の負担金でございます。人口割で案分しておりまして、寒川町は7%を負担しております。増額理由は、備考に記載のとおりです。扶助費は、障害者が就労に向けて、訓練施設や就労継続型の事業所等に通所した場合の交通費の一部を助成するものです。なお、減額理由は備考に記載のとおりです。

タブレット資料は22ページをご覧ください。社会参加支援事業費でございます。障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、社会参加を支援するための事業でございます。委託料は手話奉仕員養成講座の委託料で、増額理由は備考に記載のとおりです。負担金、補助及び交付金は、寒川町福祉団体協議会への補助金でございます。扶助費は福祉タクシー利用助成でございます。減額理由は備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は23ページをご覧ください。在宅障がい者福祉サービス充実事業費でございます。障害者が自立して安心した地域生活が送れるようにすることを目的に、在宅重度障害者のための各種事業費でございます。委託料は、在宅の独り暮らしの重度障害者に対し、希望に応じて緊急通報システムを設置し、24時間体制で緊急時の病気やけが等に迅速に対応する在宅重度障害者緊急通報システム委託料と、行方不明になるおそれがある障害児者をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に関係機関が連

携して早期に発見、保護し、家族の不安を和らげるため、実施する障害者のためのSOSネットワーク事業委託料を合わせて計上しております。委託料の増額理由は、備考に記載のとおりです。

続きまして、負担金、補助及び交付金は、住宅改造費用の一部を助成する重度障害者住宅設備改良費でございます。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は24ページをご覧ください。地域生活支援拠点充実事業費でございます。障害者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で障害者の生活を支えるため、複数の支援機関の連携により障害者の居住支援等を行う地域生活支援拠点事業所を位置づけ、その機能を充実するための事業費でございます。委託料は、保護者や介護者のけが、入院等緊急時の受入れ体制としての居室の確保や支援員の派遣費用でございます。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は25ページをご覧ください。次に、重度障害者等医療費助成事業費でございます。重度障害者等の健康維持や福祉の増進を図るために、重度障害者等の医療費の保険診療分の自己負担額を助成するもので、需用費、役務費の内容及び増額理由は備考に記載のとおりです。扶助費は県補助事業の重度障害の対象者のほか、町単独で精神障害者1級の入院費及び重度の知的障害者の方、内部障害の3級の方を対象に医療費の助成をするものですが、医療費の実績を勘案して予算計上しておりますので、前年度より減額となっております。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

タブレット資料は26ページをご覧ください。障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費でございます。負担金、補助及び交付金は、県及び2市1町、藤沢市、鎌倉市、寒川町の広域連携により、在宅の重度障害者等に24時間365日対応できるよう、短期入所としての拠点事業所を湘南東部障害保健福祉圏域に確保するため、町負担分を人口割と実績割に基づき補助するもので、事業者は藤沢市にあります社会福祉法人を予定しております。減額理由は備考に記載のとおりです。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料27ページをご覧ください。寒川町障がい者福祉計画推進事業費でございます。障害者基本法や障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、令和9年度から3年間を計画期間とした寒川町障がい者福祉計画の策定に向けた事業費で、令和7年度はアンケート調査を実施予定でございます。そのため、需用費、役務費はアンケート調査に関わる経費を計上したもので、増額理由は備考に記載のとおりです。

タブレット資料は28ページをご覧ください。続きまして、児童福祉給付事業費でございます。児童福祉法に基づき実施する児童通所支援の給付を行うもので、役務費の内容及び増額理由は備考に記載のとおりです。扶助費は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に対して、事業者へ支払うものでございます。扶助費の内訳は先ほど補足資料でご説明したとおりでございます。増額理由は備考に記載のとおりでございます。歳入の特定財源につきましては、下表に記載のとおりです。

タブレット資料は29ページをご覧ください。令和7年度歳入予算の概要になります。行政財産使用料につきましては、寒川町福祉活動センターにおける行政財産目的外使用料として歳入するものでございます。

最後にタブレット資料32ページから35ページをご覧ください。補足資料3、令和7年度寒川町障害者

就労施設等からの物品等の調達方針でございます。この調達方針は、障害者優先調達推進法第9条第1項により毎年、調達方針を策定し、公表が求められているものです。町においても、物品等の調達に当たって障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として、物品等の調達目標を定めた方針について、予算等を勘案して毎年度作成し、公表しているものでございます。

タブレット資料33ページをご覧ください。令和7年度の調達目標金額は、各課の予算要求状況や障害者就労施設等の状況を踏まえ、さらに障害者の働く場所の確保や工賃向上を考慮して、前年度より20万円増額し、300万円以上としております。

また、タブレット資料の34、35ページは、町内の障害者就労施設等が受注できる物品・役務等一覧で調達方針に添付して、公表することとしております。

以上で福祉課所管の予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 説明、大変ありがとうございました。まず、4点ほどになるでしょうか、ちょっと伺いしてまいりたいと思います。まず、6ページ、35分の6ページで、避難行動要支援者対策調整会議開催に伴う委員12名分の記念品ということで、この会議を設置するために新たに設けられたものだと思うんですけども、その人数はここに記載されていますけれども、内容をあらあら感じるころではありますけれども、改めて設置をするということなので、伺いをしたいと思います。

それから、17ページの相談支援事業費のところですか。いろんな方が福祉課のほうに相談にまず来られると思うんですけども、そのときに福祉課の用件だけではなくて、やっぱりいろんなところにまたがる相談が多いのかなと思いますけれども、そういったときにまずどういった対応をしているか、お聞かせいただけますでしょうか。それが令和7年度は例年どおりなのかも含めて、お聞かせをいただければと思います。

それから、その同じ17ページの中で、幼稚園とか保育園の巡回相談になるんですか、それを行っていると思うんですけども、令和7年度は、これをどういったところをお願いをするのか、それとも職員が行くのか、ちょっとその辺の巡回相談していただいていると思うんですけども、その辺の令和7年度の体制、あと件数というか回数とかがあればお聞かせいただければと思います。

それから、ここは28ページになります。児童福祉給付事業費、本当に実績を鑑みての予算計上が増にかなりなっていると思うんですけども、児童通所支援の給付費があると思いますけれども、これは人数とか、そういった等級というんですかね、そういったことがここで分かるのかどうか、この資料を見れば分かるということなのか、ちょっとその辺をお聞かせいただけますでしょうか。

以上です。

【小泉委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 順次お答えをさせていただきます。1点目の避難行動に関する調整会議、こちらは今まできずなプランというもので、避難行動に関する名簿等は作成しておりまして、その名簿を作成するに当たりまして避難関係者と言われる自治会、民生委員の方々と意見を交換したりとか、ご協

議いただきながら進めてきていたんですけど、残念なことにそれが任意でちょっとさせていただいてたということがあります。

今回は、国の基本指針にもあるように、避難の対象となる方の日々の実態を把握している方も当然そういう協議には参加をして、実態を踏まえた上で、実情に合った対策をとっていく必要があるということがありました。ですので、これまでとはちょっと違ってきちんと会議体を設けさせていただいて、その中で皆さんのいろいろなご意見を伺いながら、町としてふさわしいやり方であったりとか、これが個別避難計画の策定にもつながるものですので、その辺を検討していきたいということで、会議体の設置を試みているところでございます。

具体的なメンバーということで今想定しているのが、今言いましたように自治会の方々から代表を募るという形と、あと民生委員の方、それから社会福祉法人で言うと社協の方、それからあと、地域包括支援センターの方、それから、介護保険で事業所の連絡会の方、それから、シニアクラブの連合会の方、それからあと、障害で言えば地域自立支援協議会の代表の方、それからあと、障害の事業所連絡会の方というものをちょっと外部の方を想定しております。あとは内部の関係の部局で構成しようという考えでございます。

それから、すみません、2点目、相談支援事業に関わることで、他機関もまたいどのような相談内容というものに対しての対応をどうしているかというようなご質問だったかと思います。まさしく今委員がおっしゃっていただいたように、相談内容が大変複雑化、多様化しております。ですので、障害だけではなく当然お子さんに関係する子育ての部分であったり、学校の教育の部分であったりとか、その辺は多岐にわたっております。

まず最初、福祉課もしくは福祉課が委託している相談支援事業所にそういうようなご相談がある場合は、きちんともちろん相談内容を伺った上で、整理をした上で、関係機関に必要であればもちろんつながりますし、当然その支援体制として関係機関でケース会議、ケア会議というものも設けて、支援体制をどうしていこうか、その中で役割分担、それぞれの各機関の役割分担をどうしていこうかというようなことも踏まえて協議をさせていただいて、その必要に応じた支援を、対応できるところをどういうふうにしていくかということも含めて対応している状況でございます。ですので、非常に相談内容というものが多岐にわたっていて、1件に要する相談の時間もそうですし、エネルギーというか、そういうものも大変年々大きくなってきていると感じているところでございます。

それから、3点目の保育所訪問につきましては、町では、相談支援事業所に委託をして実施をしています。その相談支援事業所が定期的に訪問をしておる状況でございます。また、保育園等から要望があれば随時、訪問させていただいている状況でございますので、7年度も引き続きそのような形で進めたいと考えておるところでございます。

実績なんですけど、令和6年度の1月までのちょっと手元の実績数でございます。こちらは現時点で訪問回数としては8回、それから、内訳としては保育園に3回、認定こども園に1回、それから、児童発達支援事業所、こちらには3回、それから、幼稚園に1回という形で、お子さんも2歳児が6人、それから3歳児が1人、4歳児が2人、5歳児が2人という形で、それぞれの保育園なり幼稚園でお困り事であったりとか、クラス運営をする上での何かそういう助言だったりとか、そういうものを相談支援

事業所が現状を拝見をさせていただきながら、必要な助言等を行っているという状況で、効果といたしましては、保育士さんもその辺の多動傾向にある方のお子さんとか、こだわりが強いお子さんに対しての関わり方というものをこの助言によって学ぶことができて、一助になっているというような好評な感想というか、そういうものをいただいているところですので、引き続きこれは進めていきたいと考えております。

それから、児童通所の給付の増に関わって人数のご質問かと思われます。補足資料の2、タブレット資料でいうと31ページになりますが、こちら予算上で示させていただいておりますが、児童発達支援事業、いわゆる町内で言えば、ひまわり教室等、そちらが令和7年度では一応受給者数を100名と見込んでおるところでございます。それから、放課後等デイサービス、こちらが増えておりますので、令和7年度で受給者数としましては、135名を見込んでおるところでございます。

以上でお答えになっているかというところなのですが、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 ちょっと順番違いますけど、今のはそうかなと思いながらちょっとすみません、質問させていただいていたので、分かりました。ちょっとさっきひまわり教室での人数と、あとここでカウントされている人数とのすごい乖離があるので、どういうことかなというのはちょっとここで聞くことではないのかなと思いますので、また、ちょっと違った場面で聞こうかなというふうに思います。なので、今4番目の案件については大丈夫です。

6ページの会議の設置の件もよく分かりました。本当にこの会議体をつくることによって、より寒川町の要避難者の方の、要支援者の方の体制づくりができるのかなというふうに思います。様々関わっていただけるこの外部の方に本当にご苦労をおかけするのかなと思いますけれども、ぜひこの会議体をしっかりとお願いしたいなというふうに思います。これはこれで大丈夫です。

それから、17ページの相談です。結構、最初の入り口としてはやっぱり福祉課が多いのかなというふうに思います。その内容によっては福祉課で終わる場合もあるし、大体がいろんなところに連携をしないと難しいのかなという案件がだんだん増えてきているような気がします。実際、私もお相談いただく内容は、やっぱり福祉から入るけど、その奥にはいろんなところの課がまたがっているケースを考えていくと、生活に関わる相談の窓口の一本化というのがやっぱり皆さんどこに行っていいたかが、分からない。子育てなんだけど、子育てだけではないようなこともあるし、かといってここへ行ったら全部を行かなきゃいけないみたいな感じになっていく。そういったどこに行けばいいか分からないというお問合せが物すごい多いので、本当に横串じゃないですけども、その奥ではしっかりとケア会議とかやっていただいて、一人一人に対応していただいていると思うんですけども、まず、町民の方が行く場所がなかなかそのハードルが高くて、どんどん自分の相談案件を後回しにしていっちゃうという現状があるので、生活相談のこういった窓口の一本化、こういうことの検討というのはこれまでもしてきているのか、今後していく、先ほど課長もおっしゃったように複雑化してきているという中で、そういった検討が令和7年度されていく予定があるのか今までも含めて、ちょっとそこの辺お聞かせいただければなというふうに思います。

幼稚園とか保育園の巡回相談、これすごく内容的には分かりました。2歳児が多いんだなということ

も、やっぱり低年齢化しているということもよく話の中で伺いますので、低年齢化しているんだなということを今、聞いて思いました。本当にこの巡回相談は大事な部分で、ぜひまた今後もしっかりとやっていただきながら、どう対応していいかという、保護者の方もなかなか先生から言われるとどうしても感情的になっちゃう部分があるけれども、こういう専門の方からの助言によって、また、どう伝えていいかというところと、また、必要なところにつなげていく、そういったところのすごい大きな役目なのかなと思うので、ここは相談支援事業所をお願いをしているということですので、ここは分かりました。ここは大丈夫です。

それから、28ページの件は分かりましたので、2つですかね、1つかな、1つだけすみません、お願いいたします。

【小泉委員長】 それでは、中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、相談窓口の一本化というご質問かと思います。やはり担当としても、お話を伺っていく中で、1回、このワンストップで受け止めて、きちんとそこで整理をして、コーディネーターが伴走して、次につなげていくとか、そういうものは将来的には必要だと感じております。それがいわゆる重層的相談支援体制という形だと思います。

こちらにつきましては、今現状ですぐに重層的な相談体制という部分の取組というのは難しいんですが、7年度から総合計画の2040第2次実施計画に位置づけもさせていただいているんですが、社協さんが心配ごと相談から発展させて、総合相談みたいな形で今電話も直通の電話をとってやっていただいているところがあって、その窓口の認知度を向上することによって、そこから当然いろんなところにもちろん生活困窮の話だけではないと思いますので、福祉に関わる相談というところをそこからいろんなところにつないでいただいて、そのつないだ件数をどのくらいなのかというところもこれから効果測定をさせていただきながら、重層的な相談支援体制というものの先駆けなんですけど、そういう形で総合計画にも位置づけをさせていただいておりますので、そこをまず認知度を上げていく。それによっていろんな機関、あと世帯丸ごと支援という部分とかも含めて対応ができればなというところで、まず、最初の一步としては令和7年度、そういう部分を認知度を上げながら、社協さんの相談の総合窓口というものを皆さんにご活用いただけるように、行政も社協と連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

【小泉委員長】 太田委員。

【太田委員】 そうですね、これなかなか専門職の配置とかも関わってくるのかなと思うので、本当に専門職を確保するというのも含めて、ニーズも含めて、小さい町ですのでそれが可能なかというところもしっかりと検証していく。また、社協をお願いをしながら、それをどのように発展していくかというところをやっていくということですので、ぜひここに行けばいろんなところに回らなくても、まずはここでしっかりと腰を据えてではないけれども、相談ができるというその周知をぜひまたやっていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。結構です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、5点ほど質問します。まず7ページなんですけど、戦没者の遺族等の援護事業費ということで、今回役務費で、戦没者遺族等特別弔慰金の申請開始の年ということなんですけど、これ何年かごとにやっているのかどうかちょっとここを確認したいと思います。

それで次、12ページ。これも扶助費なんですけど、今回の実績を鑑みて予算計上したということなんですけど、これ、年度ごとにやっぱり変動がかなりあるんですかね、それについてちょっと詳しくお話を聞かせてください。

それから次は13ページで、補装具のところで、逆にここは実績を見て、鑑みて減ということなんですけど、これもしかたよく補正予算のところで増額になったりするんですけど、これに関して、どういう状況でこうなったのかというのを伺います。

それからあと、25ページでも、この重度障害者等の医療費助成で、扶助費の減となぜこうなったのかをお聞きます。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員、4点でよろしかったですか。どうぞ。

【山田委員】 あと22ページ、タクシーの補助のところなんですけど、今回これが減った要因というのは、どういうふうになっているのか、あと伺います。

以上です。

【小泉委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 すみません、1点目の7ページ、戦没者の遺族等の関係で、この戦没者の遺族等に関しましては、国で特別弔慰金というものを支給してございます。これが5年に一度支給するという形になっておりますので、令和7年度はその年度に当たるということで、予算のほうを計上させていただいております。

それから、12ページの扶助費でございますが、こちらは年度ごとに変動があるかということですが、扶助費につきましては、毎回補正予算をお願いしていて、増額、右肩上がりの傾向にあるということで、これは町にとどまらず、全国的に扶助費の増が毎年増額となっている状況でございます。

それから、13ページの補装具につきましては、年度によっては補装具の補正をお願いしている状況ではございますが、やはりこれは補装具、年度によってばらつきがございます。給付の内容によっても違いますし、修理の件数などもそれぞれ違いますので、どうしてもこれは年度によってばらつきがあります。今年度、計上するに当たっては、直近の3か年間の実績の平均値を一応参考にさせていただいて、計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、重度医療でございますね。重度医療の医療費、25ページの部分の減ということでございますが、こちら医療費はそれぞれ年度によって、もちろんその方の医療の受診によっても変わってきます。医療費につきましては、ちょっと一部重度化によって通院日数が増えていたりとか、場合によっては入院に至るというようなところもございますが、身体の部分につきましては、障害者の方の手帳もちょっと、そんな微減という形で大きく伸びたりとかしていないという状況もありますので、その辺も踏まえて、実績値を参考に計上させていただいているという状況でございます。

最後のタクシーの利用助成につきましては、利用のやはり枚数というか、利用回数、それがちょっと前年度に比べてやはりちょっと実績から鑑みて減額という形になっております。

以上になります。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 これはまず戦没者等の遺族弔慰金に関しては5年に一度ということで了解しました。そこもやっぱり特に今年でも戦後80年ということで、何か特別があるのかなと思ってずっと気になっていたもので、了解しました。あと給付金、扶助費関係、実績を鑑みてということで了解です。あとタクシーの補助金のところですけど、利用実績がちょっと減っているということですけど、これに関しては以前もたしか障害者団体の方たちと懇談したときも、利用、使い勝手が悪いということを指摘されています。たしかこれは1回500円の1枚しか使えないということだと思うんですけど、これはやっぱりもう少し、1回に2枚ないし1,000円ぐらい使えと、少し利用者も増えてくるのかなというふうに感じています。ぜひ検討をお願いしたいと思います。そんなところで、あとはさっきの説明で分かりましたので、取りあえずそのタクシー券のところだけちょっとお願いします。

【小泉委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 タクシーの利用に関しては、過去にもいろいろご質問をいただいている状況でございますが、他市の状況からしても月に4枚ということで、茅ヶ崎市さんも月に4枚、1回が500円という形になっております。藤沢市さんは月に6回なんですけど、1回400円という形になっています。海老名市さんも月に5枚なんですけど、1回400円という形で、金額というか、その枚数からしてもそんなに格差がないかなというふうに捉えております。

アンケートをちょっと今年度実施をさせていただいたんですが、アンケートでその利用頻度につきましてちょっとお伺いした結果なんですけど、月に1枚ご利用という方と、2週に1枚ご利用、それから週に1枚ご利用という方が、全体でアンケートの母数がちょっと少ないんですけど、そこから見ても62%の方がそういう利用されているという方でありましたので、今のところは月に4枚という形の枚数で、金額もタクシーの初乗り料金というんですかね、それが500円という想定でありますので、町として、タクシーの利用助成を助成金の一部を助成するという考え方からしたら、妥当ではないかと。

それからあと、障害者の方は障害者手帳をタクシーを利用するときに一緒にご利用いただければ、料金のほうの割引きというものもされますので、あとこのタクシーだけに限らず、選択肢の一つとして考えていただきたいんですけど、利用頻度が多い方とかはご家族でお車をお持ちであれば、お車のほうの障害者の減免という形もありますので、それをいろいろ鑑みて、利用実態に合わせて、利用者の方にお選びいただいて、ご利用いただければという考えでおりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上になります。

【小泉委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、先日の本会議においても質疑をさせていただいたんですが、障害福祉費の扶助費における障害者自立支援給付事業の補正ということになります。今、実は扶助費の内訳というと

ころをずっと見させていただいておまして、この表があれば就労支援、この前の補正の内容、グループホームへの支援というところでの、今回の令和7年度の予算の内容というのがよく分かりますので、本当にこれをつくるのを苦勞したと思うんですが、ありがとうございます。

そこでちょっと伺いたいんですが、就労支援の関係で、相談日等をやっているかと思います。相談日等の日数と、また想定する相談件数を教えていただきたいと思います。また、こちらの表からいきますと、グループホームを利用するであろう方が23名ということで、受給者数となっております。寒川町と茅ヶ崎市でグループホームの数、何軒、幾つあるかちょっと教えていただけたらと思います。

【小泉委員長】 藤井副主幹。

【藤井副主幹】 山上委員さんからの質問をお答えさせていただきます。就労相談日、就労支援の相談日についてなんですけど、就労に関する相談日としてちょっとお答えさせていただきます。町に2か所、相談支援事業所がございまして、それと町福祉課による専門医による相談日につきましては、祝日と年末年始を除いた月曜日から金曜日、トータルで243日ということなんですけども、そういった相談日、相談と、あとハローワークと湘南地域就労援助センターの職員派遣によります、役場本庁舎の2階に、町民相談室で行われている就労相談というのがございます。その就労の受付は奇数月行っていました、第4水曜日なんですけれども、第4水曜日で相談の受付をやっております。

それに対しまして、就労相談件数、就労相談の件数につきましては、直近値で申し訳ないですが、令和5年度で申し上げます。町に2か所ある相談支援事業所の相談件数については117件。ハローワークや就労相談センターの職員派遣による就労相談の件数については3件、福祉課窓口での相談件数については5件、トータルで125件となります。グループホームの施設数でしたか、数ですね。グループホームの施設数は、令和7年3月1日現在でいきますと、寒川町は4事業所となります。茅ヶ崎市は32事業所となります。

以上となります。よろしくお願いします。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。グループホームの数というのは寒川町が4、茅ヶ崎市のほうは32ということで伺いました。茅ヶ崎やはり8倍の数あるということでございます。一時期、寒川町にも駅の近くにグループホームができるということで、いろいろとすったもんだしたというところがあったんですが、やはり障害者の施設から地域への移行ということで進めている部分が国、県ありますので、そこら辺は要は相談がありましたら、グループホームの設置については積極的に相談に乗っていただきたいと思います。

また、就労の関係なんですけど、近々で就労支援によって、一般就労と福祉的就労された方の人数を教えてください。

【小泉委員長】 藤井副主幹。

【藤井副主幹】 すみません、就労の人数なんですけど、直近値、申し訳ないです、令和5年度になっちゃうんですけど、一般就労人数につきましては、一般就労系の障害福祉サービスからの一般就労された方が12名、2市1町の負担金で運営している湘南地域就労援助センターから一般就労されている人数につきましては4名、計16名の方が一般就労をされております。

以上となります。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 もう一つだけちょっとお伺いをしたいんですが、この表の中で児童通所支援、先ほどのお話があったんですが、児童発達支援と放課後等デイサービス、単純に受給者数を増える金額で割ると400万円、1人頭になるんですが、何かこれ原因があるんでしょうか。

【小泉委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 金額で換算すると400万円という形にはなと思うんですけど、やはりそれぞれの事業所さんでいろんな加算をされていると思うんです。重度の方を受け入れる場合ですと加算がもちろんつきますし、あと、放課後等デイサービスなどでは、不登校に関するような方の受入れとかも加算が対象となっているというところなので、そういう加算のところも含めるとやっぱりちょっとどうしても金額というか、扶助費というものが、人数もそうなんですけど、増になるということと、あとお一人の利用の回数の頻度というか、そういうものも増えているという状況でございます。

あとは近隣、町内もそうなんですけど、近隣も含めて放課後等デイサービスもそうですし、児童発達支援事業も民間参入がかなり進んできている状況ですので、選択肢が増える部分は町としても、皆さんがそれぞれ必要な療育、運動系であったりとか、学習系であったりとか、いろいろそういうものを選択していただける機会が多くあったほうがよろしいかなというところで、そういう部分も含めるとやっぱりどうしてもちょっと扶助費というものが増となっている現状というか、社会資源が今までは少なかったんですけど、そういう部分はちょっと増えてきているということで、利用増につながるという考え方を持っております。

以上となります。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

それでは、廣田副委員長。

【廣田副委員長】 35分の5ページのところの社会福祉協議会への補助金ですか、これは多い、少ないをちょっと語るとかそういうんじゃなくて、そもそも社会福祉協議会とどんな連携が常日頃、来年度に向けてもそうなんですけど、とれているのかといったところで、なかなか社会福祉協議会もボランティアセンターとか、地域包括支援センターというのが分かれていたりして、福祉課が当然補助金出すんで、どういったマネジメントをしているのかといったところと、評議員に部長と課長がなられているといったところで、それはもうそういったところでの議論がなされるということになるんでしょうけど、平素からの職員の方々との情報交換とか連携ということも含めて、どのように対応して、来年度に向けてもやっていこうとしているのかといったところをお伺いします。

【小泉委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 社協との連携というのは大変大事であります。特に社協は、町のそういう公の制度とかでは、対応ができないような直接的な支援を社協のほうにやっていただくために、委託ではない補助金という形で交付をさせていただいているので、当然そういう部分を担っていただかなければいけないと考えているところです。

日頃の情報交換という状況ですが、町が補助金を出している関係上、執行状況という部分もきちんと

確認をしなければいけないというところで、四半期ないしは上半期、下半期において、担当の職員と直接執行状況を確認したり、事業の進捗状況を確認させていただいて、日頃からその辺の内容を把握するように努めているところでございます。

また、予算の時期には当然、町の予算の編成方針もちろんお伝えした上で、社協として、社協が地域福祉計画の活動計画の部分も担っておりますので、そういう部分の計画性に基づいた予算編成になっているかというものも、部長も含めて私も一緒に同席をさせていただいた上で、その辺は把握をしながら予算要求という形をとっている状況でございますので、今後も引き続きその辺は密に連携をとりながら社協の状況を把握しながら、また、あと町がやはり新たにニーズを把握した上で社協に実施していただきたいような事業等がございましたら、その辺も事前にももちろん調整の上で予算化ができるものであれば予算化を目指していきたいなというところもでございますので、今後も引き続きその辺は取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 廣田副委員長。

【廣田副委員長】 これは補助金の使途とかそういうのをについているんじゃないくて、社協に頑張ってもらえれば、福祉課のみならず、子育てとか高齢介護ですよ、といったところに問題、課題が集中しなくなるというか、そういうのがあって、職員の負担軽減にもつながるのかなと。そのためにはやっぱり日頃からの福祉課さん中心とした社協とのやっぱり職員レベルの連携というのが非常に大事になってくるんでちょっとご質問をしました。

以上です。

【小泉委員長】 意見で大丈夫ですかね。

中澤課長。

【中澤福祉課長】 すみません、ありがとうございます。やはり顔が見える中で、そういう部分をきちんと重ねていくということが必要です。あと、先ほどちょっと太田委員のほうからも、ご説明いただいた部分で総合的な相談をまずはちゃんと一義的に受けられるようにするという部分では、社協の力もいただかないとなかなか難しいところです。そこから揺り籠から墓場までではないんですけど、社協さんのやはり一番そういう支えていただかなきゃいけない対象者というものをきちんと把握していただいて、必要な支援を行っていただきたいと考えておりますので、やっぱり顔が見える中で、その辺は担当者と執行状況だけではなくて、事業についてもきちんとお話を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で健康福祉部福祉課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。それでは、15時45分、再開いたします。

【廣田副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

それでは、健康福祉部高齢介護課の審査に入ります。まず、一般会計について執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 引き続き、高齢介護課所管分でございます。説明につきましては、三橋高齢介護課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 三橋高齢介護課長。

【三橋高齢介護課長】 それでは、健康福祉部高齢介護課所管の令和7年度一般会計予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。なお、高齢介護課につきましては、組織の見直しによる所管課等の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は060、高齢介護課一般会計の2ページをご覧ください。高齢者社会活動推進事業費の負担金、補助及び交付金は、公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対する運営費補助金と、県シルバー人材センター協議会の負担金でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源はございません。

次に、3ページをご覧ください。敬老事業費は敬老金とその支給のための事業費でございます。需用費、役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりです。扶助費は、敬老金の商品券購入費です。増の理由は、支給対象者が増したためです。

次に、4ページをご覧ください。高齢者生きがいがづくり等支援事業費は、ヒアリングフレイル周知のための簡易的な耳の聞こえのチェック、町シニアクラブ連合会への補助金、寒川町高齢者運転免許自主返納等支援事業の事業費でございます。需用費、役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄に記載のとおりで、需用費は新規予算のため皆増となっております。負担金、補助及び交付金は町シニアクラブ連合会への補助金で、減の理由は、事務局員の勤務形態に変更があったためでございます。扶助費は、高齢者運転免許自主返納等支援事業の助成金でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、5ページをご覧ください。旧措置者等利用者負担軽減事業費は、介護保険制度導入時、措置制度に比べ、低所得者の利用者負担が増加するなど、制度上の利用者負担の軽減策と合わせて支援する仕組みとして、低所得者への軽減措置を講じているものでございます。役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりでございます。負担金、補助及び交付金は、社会福祉法人等の利用者の負担に対する減免負担金、扶助費はホームヘルプサービスを利用した場合の軽減措置です。こちらは科目設定上の金額としております。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、6ページをご覧ください。ふれあいセンター運営経費は、寒川町ふれあいセンターの運営維持管理の経費でございます。役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりです。委託料は、ふれあいセンターの管理運営委託料です。主な増減理由は、備考欄記載のとおりでございます。

次に、7ページをご覧ください。高齢者在宅福祉サービス事業費は、日常生活の維持継続に支障のある高齢者の支援及び見守りのため、5つの事業、独り暮らし老人緊急通報システム事業、寝たきり老人等個別塵芥収集事業、独り暮らし老人等給食サービス事業、寝たきり高齢者等おむつ代助成事業、生活管理指導短期宿泊事業を委託して実施しています。主な増減理由は備考欄のとおりです。

次に、8ページをご覧ください。湘南広域社会福祉協会負担事業費は、養護老人ホーム湘風園の再整備における2市1町の負担金のうちの町負担金でございます。主な増減理由は備考欄のとおりです。なお、予算書の104ページ、表中9番目の養護老人ホーム湘風園施設再整備費負担金につきまして、令和

7年度から令和11年度までの5年間について、債務負担行為とするものでございます。

次に、9ページをご覧ください。老人保護措置事業費は、身寄りのない高齢者や様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場を提供するもので、老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置費でございます。報償費、役務費の主な内容、役務費の増減理由等は、備考欄記載のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、10ページをご覧ください。老人福祉事務経費は、高齢福祉担当職員の事務経費で、旅費は、担当会議などに出席するための普通旅費でございます。増減理由は備考欄のとおりでございます。

次に、11ページをご覧ください。高齢者福祉計画推進事業費は、令和9年度から3か年を対象とした次期、第10次寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）策定の基礎資料を得るため、令和7年度に実施する65歳以上の方を対象にした日常生活圏域ニーズ調査や、55歳から64歳までの方が対象のセカンドライフ予備軍調査等を行うものでございます。需用費、役務費の内容、役務費の増減理由等は、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源はございません。

次に、12ページをご覧ください。公共施設再編計画実施事業費は、公共施設再編計画に基づき、寒川町ふれあいセンターの維持管理及び補修を実施する事業でございます。

次に、13ページをご覧ください。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費は、高齢者の通いの場などにおいてのフレイルチェックやフレイル予防についての啓発活動及び健康相談を実施する事業でございます。報償費の内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりでございます。需用費の消耗品費は、通いの場で使用する消耗品の購入費でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、14ページをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費及び地域支援事業に対する法定負担分等を一般会計から介護保険事業特別会計へ繰出金として支出するものでございます。介護給付費及び介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、介護保険担当職員の人件費及び運営事務経費等並びに低所得者保険料軽減分がございます。主な増減理由は備考欄のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、15ページをご覧ください。歳入の一般財源分です。行政財産使用料は、ふれあいセンターに隣接していますゲートボール場の公衆電話、そちらの電話柱1本に係る土地使用料でございます。

以上高齢介護課所管の令和7年度一般会計のご説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 1点ご質問させていただきます。15分の4ページ、高齢者生きがいづくり等支援事業費のところでございます。負担金の中で、町シニアクラブ連合会補助金、人件費減のためということで、削減されておりますけれども、削減に至った経緯等ご説明いただけますでしょうか。

【廣田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 削減に至った経緯なんですけども、昨年度は、事務職員1人分の給与費だったんですけども、その方が退職されまして、途中で職員の変更があったんです。その方の給料、1人分、

雇用形態が変わったというんですか、お話しすればいいのかもしれないです。

以上です。

【廣田副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 何となく雰囲気を読めるところがなきにしもあらずなんですけれども、雇用形態、辞めてしまうことももちろんなくはないと思うんですが、それを次年度を計上しなかった理由というのはなぜなのでしょう。雇用形態の変更ということですので、新たに雇うのか、それとも雇用形態を変更することで充足するのか、その運営体制の中でどういう形になるのか、もうちょっと説明していただいてもよろしいでしょうか。すみません。

【廣田副委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 雇用形態の変更ということで、令和6年度につきましては、臨時職員というか、今、雇用されているのは週3日の勤務、9時から4時までの週3日勤務になっています。それで、来年度につきましては、もう少し減っているんですよね、令和6年度につきましては、当初はフルに働いていただくということで週4日、前の方は週4日勤務ということで予算をとったんですが、令和7年度につきましては勤務する日にちの減少ですとか、あと勤務時間の変更ということで減になっています。

以上です。

【廣田副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 運営体制に影響がないのかといったところは、ちょっとお答えがいただけたかどうかというところはちょっと心配ではあるんですけれども、いろんなコミュニティの維持、形成がなかなか社会変革の中で難しくなっている昨今の中において、フルで予定、令和6年度はフルでいなければならないと思っていた人が、週3に変更を伴うと。それで運営体制は大丈夫なんだろうというところで最後の質問とさせていただきます。

【廣田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 すみません、7年度、新年度につきましては、2人体制で勤務していただきます。その週を交代で、勤務を交代して埋めることになるので、フルで1週間出いただくことになるので、そこら辺は心配は要らないと思います。

以上でございます。

【廣田副委員長】 小林部長。

【小林健康福祉部長】 すみません、令和6年度の予算なんですけれども、令和6年度予算は、フルタイムの職員ということで計上はさせていただいておりました。ただ、実際のところは、会計年度職員、先ほど説明させていただいたように、週3日の会計年度職員に変更いたしました。令和7年度につきましては、同じ会計年度職員なんですけれども、2人体制で週5日を埋めていこうといったところで、ただ、フルタイムの職員と比較しますと、会計年度職員なので、人件費のほうは低くなるといったところでございます。

シニアクラブの運営についてはその会計年度、今年度、会計年度職員でしっかりと運営ができていたといった状況でございます。

以上でございます。

【廣田副委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 そしたら、3点お伺いします。まず、4ページで、ヒアリングフレイルの消耗品として専用スピーカーを購入するということですけど、これに関しては何個購入するのかというところと、これは加齢性難聴を含めて対応するのかなと思うんですけど、調査とかということなんですが、それについてもう少し詳しくお願いします。

それから、9ページの老人保護措置のところ、扶助費で特養、老人ホーム入所者増ということでしたけど、これ何人予定しているのかというところです。

それから、14ページで介護保険特別会計の繰出金ということで、今回の介護給付の実績からの利用者減を見込んでいるということですけど、高齢化で本来増えているんじゃないかと思うんだけど、それについての詳細をお聞きます。

以上です。

【廣田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 まず1点目の、ヒアリングフレイルのスピーカーの購入ということなんですが、台数は1台、購入いたします。こちら、町の高齢介護課の事業、イベントとかで、そういうところで利用して聴力は気になっているけども、医療機関を受診に至らない方にこのアプリを使って、あくまでも簡易的な聞こえのチェックになるんですけども、そういったものを行う予定でございます。

【廣田副委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 湘風園の措置人数でございます。寒川町、ご存じのとおり、これ広域になっていきますので、寒川町では、この予算上の措置につきましては、現在入っている9名で予算を組み立てております。

以上です。

【廣田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 最後のご質問の繰出金の関係なんですけれども、高齢者の数は増えてはいるんですけれども、6年、実績として見たところ、そんなに伸びていなかったんで、利用見込み量を精査して減とさせていただきます。

以上です。

【廣田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、ヒアリングフレイルのスピーカーに関しては1台ということで、いろんなイベントなんかで使うということですけども、これがもし来年度使ってみて、使い勝手がよかったりすれば、また台数とか増やしていくという考えでよろしいんですかね。それと割とこういうものというのは一般にも売られているわけで、やっぱり聞こえにくい、テレビなんかでもテレビの音量を上げなくても使ったりできるのかなと思いますけど、そういうところでも、また一般の人でも普通にも買えたりするのかなというところをお伺いします。

それから、特養の関係で9名ということですけど、今回、入所者は今年度に比べたら増えているということではよろしいんですか。もし今年度何人だったのか、お伺いします。

それから、介護保険繰出金に関してなんですけど、高齢者は増えているけども、利用のほうは減っていると、給付のほうは減っているということなんですけど、これに関してはまた特別会計のほうで聞きますので、よろしくお願いします。

以上です。

【廣田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 1点目のヒアリングフレイルの関係ですけども、スピーカーというのは、本当に音楽とかを聞くスピーカーのことなので、テレビの音が聞こえにくいからというそのスピーカーではなくて、こういうタブレットとかの音を補完するスピーカーの購入を予定しています。必要であれば翌年度、また台数を増やすことも検討していきたいと思っています。

以上です。

【廣田副委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 2番目の措置人数ということなんですけど、9名ということでお話しさせていただいたんですが、今現在、令和7年の3月1日の人数が9名ということになりまして、来年度につきましても、同じ人数を措置するということで9名の予算を計上しております。

【廣田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。スピーカーに関しては今後利用を検討されるということで分かりました。あと、特養に関してなんですけど、9名ということで入所者増で、経費のほうが増えたということではよろしいですかね、もし扶助費のことで。

【廣田副委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 説明がうまくなくて申し訳ございませんでした。令和6年度の当初につきましては、4月当初につきましては7名の入所されておりました。最新の今の状況ですと、3月1日ですと9名ということの人数です。あとは措置費も毎年毎年物価上昇等によりまして、措置費自体も多少は上がっております、予算の増ということになっています。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

太田委員。

【太田委員】 2点だけお伺いしたいと思います。同じく4ページになります。今の山田委員と少しかぶる部分もありますけれども、ヒアリングフレイルの事業が予算化されてよかったかなというふうに思います。課長の説明の中では、イベント等で活用するというお話でしたけれども、役場の中に置いて常時、例えばご相談に来た人とか、そういった中でその状況を見てもらうとかという場面で使うということではなくて、もう本当にイベントのみで使っていくという理解でよろしいでしょうか。

それから、高齢者の運転免許自主返納支援の事業ですけれども、これ、令和6年から始めたと思います。ちょっと利用者さんのほうから、使えないタクシーがあったというようなお話を聞いて、今年度はそういった何かこう課題、ちょっと決算っぽくなっちゃうかもしれない、課題等をクリアして令和7年度も継続してやるという理解でよろしいでしょうか。

【廣田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、1点目のヒアリングフレイルのスピーカーの件なんですけども、代表

例として、高齢介護課のイベントというお話をさせていただいたんですけれども、ふだんはこちらに常備して、必要であればPRもしていかなければいけないんですけれども、そういったことはしようと思っております。

2点目のタクシー券の関係なんですけれども、今、タクシー会社1社プラスして業者は4社になって、あと個人タクシーの協会が1つ増えたんで、そういう対応させていただいたので、一応網羅されると思うんです。その方がどのタクシーを利用したのかちょっとあれなんですけれども、また、今後そういったご意見を伺いながら、利用勝手のいいものにしていきたいと思っております。

以上です。

【廣田副委員長】 太田委員。

【太田委員】 ヒアリングフレイルの件は分かりました。せっかく配置をするので、ぜひふだんもという思いで、今質問させていただきましたので、通常のふだんも使えるようにしていただけたということですので、分かりました。本当に窓口対応でも、これはヒアリングフレイルの部分なので、耳の聞こえがどうかという簡易なチェックだと思うんですけれども、窓口対応とかでも軟骨伝導のものとかもありますので、結構ご相談をやったり大きな声でしなきゃ、やっぱりどうしても耳の聞こえが遠い方は、やっぱり自分の声が聞こえないからどうしても大きくなってしまいうので、相談事が周りに漏れちゃうというか、そういう方が大変すごくご心配されているので、そういった軟骨伝導とかも導入していただきながら、ぜひ相談者の方が、また高齢者の方がふだんから耳の聞こえについて、対応が少しでも軽減できるようなものの導入に努めていただければなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

あと高齢者の運転免許のすごく評判がいい取組だったので、ただ1件だけ使えなかったのよというお声をいただいたので、ちょっと今回、予算委員になりましたので、お聞かせをいただきましたけれども、対応が増えたということなので、対応者、対応する会社が増えたということなので、恐らくそれで網羅されているのかなというふうに思いますので、そういった課題をクリアしながら、またぜひ返納するというのはすごい思いの中でしていただいていると思うので、ふだんの交通手段、高齢者の足の確保という部分では、ぜひ改善をしながらつなげていっていただきたいなというふうに思います。この件に関しては大丈夫ですので、1件だけお願いいたします。

【廣田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 お話をいただいた軟骨伝導のイヤホンとか、そういったことも以前も一般質問でもお話をいただいたりしているので、今後、研究、近隣の市町村でも導入しているところがありますので、そういったところの状況とかを確認しながら、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

山上委員。

【山上委員】 高齢者社会活動推進事業費ということで、シルバー人材センターへの補助金ということで予算計上されていると思います。シルバー人材センターへ町から依頼している業務について、何かつかんでいるものがあれば教えていただきたいと思います。

【廣田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 町シルバー人材センターへの委託ということなんですけども、まず、町からは、当課の業務で申し上げますと、訪問型サービス事業ですとか、あと、ふれあいセンターの管理業務、あと、寝たきり老人等の個別塵芥収集、介護保険料納入通知書の封入封緘作業、あとは除草業務とか広報誌等の配布を委託しております。

以上です。

【廣田副委員長】 山上委員。

【山上委員】 ありがとうございます。それでは、シルバー人材センターの登録人員の傾向について、人数等を教えていただけたらよろしくお願いします。

【廣田副委員長】 青木副主幹。

【青木副主幹】 登録人数ということになりまして、どことどこと比較するというのはなかなか難しいとは思いますが、令和2年度から令和5年度にかけましては毎年少しずつ減少ということになっておりまして、比較しますと令和2年度と令和5年度ですと、令和2年度が260名、どちらも3月31日の数値になります。令和5年度は241名ということで、率としては、7.3%減というような状況になっています。

以上です。

【廣田副委員長】 山上委員。

【山上委員】 確かに町の広報なんかにはシルバー人材センターの募集ということで入っているんですが、なかなかそれが功を奏していないということなんですかね。また、年をとってもまだまだ仕事をやらないで、ほかの余暇に使っている人も結構いるのかなというところ、よく、あそこの中央公園なんかでもグラウンドゴルフをやっていたりというところで、なかなかそういった仕事で元気になろうという方が少ないのかなとは思いますが、今後もそういった募集のあれを続けていただいて、より仲間づくりということもあると思いますので、続けていただけるよう、お伝えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

【廣田副委員長】 要望でいいですか。他に質疑はございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【廣田副委員長】 他になければ、ここで一般会計に関する質疑を打ち切ります。

続いて、特別会計について執行部の説明を求めます。

三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 続きまして、令和7年度介護保険事業特別会計の予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきます。それでは、タブレット資料は061、高齢介護課（介護保険事業特別会計）をご覧ください。

職員給与費でございます。内容は備考欄に記載のとおりでございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。介護保険運営事業事務経費は、介護保険事業を円滑かつ適正に行うために必要な事務経費でございます。報酬及び旅費、需用費、役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄記載

のとおりでございます。委託料は、制度改正に伴う介護保険システム改修等、使用料及び賃借料は、コンピューターの介護保険システムの借上料、負担金、補助及び交付金は、介護保険システムの借上料とシステム利用の負担金です。主な増減理由は、備考欄のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費は、介護保険料の賦課徴収事務に要する経費でございます。需用費、役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりでございます。委託料は、コンビニ等収納代行委託料、モバイルクレジット収納代行委託料、納入通知封入封緘でございます。主な増減理由は、備考欄のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

5ページをご覧ください。介護認定審査会経費は、介護認定審査会の開催に伴う事務経費でございます。報酬及び報償費、旅費、役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりでございます。需用費は、プリンター、スキャナーが修理が必要になった場合の消耗品購入のための増額となっております。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、6ページをご覧ください。認定調査等経費は、介護認定調査等に関わる事務経費でございます。報酬及び職員手当等、共済費、旅費、需用費、役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりでございます。委託料は、遠隔地における認定調査事務や、受託法人への認定調査の経費でございます。使用料及び賃借料は、認定調査時に使用する駐車場使用料や道路通行料です。主な増減理由は備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、7ページをご覧ください。介護サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要介護認定をされた被保険者が介護サービスを利用された場合に、介護保険給付を行うものでございます。主な増減理由は備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、8ページをご覧ください。介護予防サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要支援認定をされた被保険者が訪問介護、通所介護以外の介護予防サービスを利用された場合に、介護保険給付を行うものでございます。主な増減理由は備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、9ページをご覧ください。審査支払手数料の主な内容、増減理由は備考欄のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

10ページをご覧ください。高齢介護サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要介護認定をされた被保険者について、同一月の利用者負担の合計額が、一定の上限額を超えた場合の給付費でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、11ページをご覧ください。高額介護予防サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要支援認定をされた被保険者について、同一月内の利用者負担の合計額が一定の上限額を超えた場合の給付費でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、12ページをご覧ください。高額医療合算介護サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、要介護者がいる世帯内で医療及び介護保険の両制度における1年間の自己負担の合計額が高額となった場合、一定の上限額を超えた場合の給付費でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、13ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費の負担金、補助及び交付金は、

要支援者がいる世帯内で、医療及び介護保険の両制度における1年間の自己負担の合計額が高額となった場合、一定の上限額を超えた場合の給付費でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、14ページをご覧ください。介護予防・生活支援サービス事業費は要支援者と高齢者の基本チェックリストを活用して事業対象となった方が、訪問介護と通所介護を利用された場合に給付されるものでございます。委託料は要支援者などを対象に家事などの生活援助を提供する事業、訪問型サービスAの事業費、負担金、補助及び交付金は、要支援者のための訪問型と通所型のサービス、介護予防・生活支援サービス事業を行う事業でございます。主な増減理由は備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、15ページをご覧ください。介護予防ケアマネジメント事業費の委託料は、要支援者と高齢者の基本チェックリストを活用して、事業対象者となった方が訪問介護と通所介護を利用された場合のケアマネジメントの費用でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、16ページをご覧ください。介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や心身機能の強化改善並びに社会参加を促し、介護予防に努めていただくための事業実施費用でございます。会場で体を動かす元気はっけん広場や、地域のつどいの場などに介護予防の専門知識を持った講師を派遣して取り組む介護予防講師派遣事業。自発的な奉仕活動を通じ、高齢者の社会参加、生きがいづくりを支援するためのシニア元気ポイント事業。高齢者スポーツ大会、また介護予防・認知症予防に向けた取組として、ゲーム感覚で楽しく脳トレーニングができるeスポーツ事業を実施します。報償費及び需用費、役務費の主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりです。委託料は、事業実施委託料です。主な増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、17ページをご覧ください。地域包括支援センター事業費の委託料は、高齢者の総合相談、包括的ケアマネジメントを行う寒川町地域包括支援センターを運営するための費用でございます。主な増減理由は備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、18ページをご覧ください。任意事業費は、町内の介護施設の利用者の不安や疑問などを聞き、介護サービス提供事業者と町との橋渡し役を務める介護相談員の派遣、成年後見制度の利用支援、家族介護教室や認知症サポーター養成講座等の事業実施費用、認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク事業の委託料でございます。報償費及び旅費、需用費、役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄に記載のとおりでございます。委託料は、認知症等高齢者行方不明SOSネットワークの委託料、使用料及び賃借料は、町ホームページに記載の「これって認知症？」という認知症チェックサイトの提供に伴う使用料、扶助費は、成年後見人への報酬の支払いが困難な方に対して、費用の補助を行う成年後見人等への報酬扶助でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、19ページをご覧ください。在宅医療・介護連携推進事業費の負担金、補助及び交付金は、平成25年から茅ヶ崎市と共同し、医療と介護の両方の援助が必要な人のために、包括的に支援できるような仕組みを検討する在宅医療・介護連携推進事業を実施しております。医療職と介護職を合わせた多職種研修などを開催する事業実施費用でございます。主な増減理由は備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、20ページをご覧ください。生活支援体制整備事業費は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していただくために必要な生活支援サービスや介護予防サービスについて、地域の実情に即した基盤整備を図るために、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、この推進役として、生活支援コーディネーターを配置するための事業実施費用でございます。報償費の主な内容は備考欄に記載のとおりで、委託料は、町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを配置するものでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、21ページをご覧ください。認知症総合支援事業費は、認知症状のある人ができるだけ住み慣れたところで暮らし続けられるように、専門医や保健師等で構成する認知症初期集中支援チームや、認知症地域支援推進員による活動を通して、本人や家族の支援をする事業実施費用でございます。報償費の主な内容は、備考欄に記載のとおりでございます。委託料は、町社会福祉協議会に委託して、認知症支援推進員1名を配置するもので、増減理由は昇給に伴うものでございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、22ページをご覧ください。地域ケア会議推進事業費は、要支援の方などの生活課題の解決による生活の質の向上と、多様な専門職から助言を得ることで、地域包括支援センターの職員の資質の向上を図る介護予防のための地域ケア個別会議、また、個別ケースの課題を分析し、地域課題の解決に必要な地域づくりや地域資源を見だし、施策形成につなげる地域ケア会議を開催する事業実施費用で、主な内容、増減理由等は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、23ページをご覧ください。審査支払手数料の主な内容と増減理由は、備考欄のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりです。

続きまして、24ページをご覧ください。高額介護予防サービス費相当事業費の負担金、補助及び交付金は、要支援の方と事業対象の方で、訪問介護と通所介護の2つのサービス費の自己負担が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて、利用者負担の軽減を図る事業実施費用でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、25ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の負担金、補助及び交付金は、要支援の方と事業対象の方の医療保険と、訪問介護と通所介護の2つのサービス費の介護保険の自己負担の合計額が高額になる場合、収入等に応じた利用者負担の段階区分に応じて利用者の負担軽減を図る実施事業でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、26ページをご覧ください。介護給付費等準備基金積立金の積立金は、前年度介護給付費の事業費確定による介護保険収入額及び基金繰入金の充当残額を翌年度に繰り越して、介護給付費準備金に積立てを行い、介護給付費負担増に備えることにより、介護保険事業の安定的な運営を行うもので、科目設定のための金額となっております。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、27ページをご覧ください。一時借入金利子の償還金、利子及び割引料は、運営資金に不足が生じた場合に、金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うためのものです。こちらは科目設定上の金額としております。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、28ページをご覧ください。第1号被保険者保険料還付金の償還金、利子及び割引料は、資格喪失等による保険料の還付金で、主な原因としては、死亡、転出等によるものです。なお、特定財源は記

載のとおりです。

次に、29ページをご覧ください。介護給付費過年度分返還金の償還金、利子及び割引料は、国・県支出金等の余剰金を返還するためのもので、金額は科目設定上のものです。

次に、30ページをご覧ください。予備費は、介護保険事業の事務費等に対する予備費です。なお、特定財源は記載のとおりです。

以上、令和7年度介護保険事業特別会計のご説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【廣田副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 ちょっと数が多いんですが、7点になりますけど、まず、5ページなんですけど、ここで役務費のところ審査件数が増となっています。どの程度増えるのか、予定しているのかというところをお伺いします。

あと次の6ページ、ここで委託料で、受託法人の認定調査の委託件数が増となっていますけど、これに対してどのような詳細か、もう一度お聞きします。

それから、次、7ページですけど、介護サービス事業の補助金及び交付金のところで、なぜこんなに減っているのかというところ、もう少し詳細をお聞きします。

次が14ページ、ここでも委託料ですけど、委託料は減っているわけですけど、この実績についてということで、その後、負担金、補助及び交付金ということが前年度と変わらないんですけど、どういうことでこうなっているのかお伺いします。あとこのページで、下の歳入のところで、保険者努力支援交付金とありますが、これについてももう少し詳しく説明をお願いします。

それから17ページ、地域包括支援センターのところなんですけど、人件費の増ということですけど、今後どういう人員体制になっていくのかをお聞きします。

それから次が18ページで、あと、ここで使用料及び賃借料のところで、認知症の初期スクリーニングシステムということですけど、これでどの程度の人数であるのかもうちちょっと詳細をお聞きします。

以上です。

【廣田副委員長】 伊波副技幹。

【伊波副技幹】 1問目の質問の審査件数の増なんですけれども、次年度、令和7年度は、3,100件を予測しております。令和6年の2月までですと1,825件のご申請がありまして、それに対応している形になります。

2番目の受託法人の調査ということなんですけれども、こちらのほうは認定調査の増によって、認定調査員のちょっと欠員がありまして、委託にアウトソーシングすることで認定調査の遅延がなく、円滑にサービスを提供できるために、受託法人への増をしております。今年度も1月から受託法人への委託を始めておりまして、1月5件、2月30件、3月は、現在のところ24件の受託法人への委託を試みております。これによって、次年度も継続して受託法人への認定調査のアウトソーシングを行うことによって、皆様に調査員のちょっと欠が生じましても、きちんとサービスが提供できるように努めていきたい

と思っております。

以上です。

【廣田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 7ページのサービス事業費の減の関係なんですけれども、最初計画、3年間の計画のとおりで数字がありまして、その数字プラス6年度の利用実績を鑑みまして、あと部内の配分調整の額もありまして、その辺の絡みからまず実績を踏まえて、利用の精査して減とさせていただいております。

続いて、14ページの委託料と負担金の関係なんですけど、委託料はサービスAというもので、シルバー人材センターに委託しております、これは家事援助などを支援1、2の利用者さんが、必要とする利用者さんが利用するもので、今、月2名の利用者が週1回利用しているものが委託料になりまして、下の負担金補助の関係は、通所とか支援1、2の方のデイサービスに行ったりとかいうものなんで、ちょっと委託料と負担金はちょっと別なものになります。

続いて、17ページの包括支援センターは、今なかなかいろんな複雑な相談案件が来ておりますが、今の人数で、何とかやっていたいので、また、次年度も人数的には引き続きそのままお願いしたいと思っております。

【廣田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 最後の質問は、認知症スクリーニングシステムのお話だったと思います。件数の推移とかですか、通常、200件から300件で毎月推移しています。この1月、正月のときにはLINEで通知を皆さんに送っているんですけども、こういったものがありますということで、そういうときは1万1,158件というアクセス数がありました。これは認知症チェックページの業務を導入している、全国でナンバーワンだったので、そのLINEというのは若い世代が見ていることが多いので、そういった方が親御さんとかにこういうのをやってみたらということで伝わって、そういった件数になったのかと思います。

以上でございます。

【廣田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 すみません、14ページの努力支援金の件なんですけども、調査が来まして、こういう介護予防に力を入れているとか、こういうものをやっているというのを申請すると、県のほうで点数がついて、それに応じて補助がいただけるというものになります。

以上です。

【廣田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 順次質問していきます。5ページの介護認定審査会ということで、件数も増えているということで、7年度は3,100件を見込んでいたということで了解しました。全体的に皆さん、先ほど一般会計のところでは最後ちょっと聞いたんですけど、実際にいろいろな給付とかそういうところは減っているということになっているんですけど、でも審査件数は増えているということになると、実際、審査を受けても、認定されない方も増えているのかなというふうになんて数字的なことを感じてしまうんですけど、それについてちょっとどういう関係関係というか、そういうところをお伺いします。

6 ページの受託法人のところなんですけど、調査依頼、これは民間の業者に委託しているということによろしいのでしょうか。介護関係のところというのを確認、お聞きします。

あとそれから介護サービスの減っているということは分かりました。それから14ページの委託料減っているけど、委託料と補助金の関係なんですけども、そこに関してはちょっと別問題ということ、別ということで了解しました。ただ、その後、歳入のところの保険者の努力支援交付金のところなんですけど、これに関して、逆に言うと介護予防とかいろんな事業を今いろいろやっていますけど、そういうのが逆に介護を受けない人が増えれば増えるほど、交付金が増えるという感覚でいいのかなというふうに思うんです。それについてもう少しお願いします。あと、地域包括支援センターに関しては了解しました。どちらにしろ、これはもともと国の基準なんかでも、中学校区に一つあったほうがいいというふうな指導もあったかなと思うんですけど、やっぱり身近に包括支援センターあればいいのかなと思うんですが、それについて見解をお願いします。

認知症の初期スクリーニングですけど、そこに関しては、結構利用者もあるということで、これに関してはやっぱり周知をしっかりとやっていただければなと思います。というところでこれも意見として、以上です。

【廣田副委員長】 伊波副技幹。

【伊波副技幹】 1 番目の認定されない人が多いのではないかとというご質問にお答えいたします。寒川町では非該当の方が、令和5年度で15名です。これは神奈川県の中で、全市のところでアンケートをとっていて、そこで各市の合計のパーセントが0.7%で、寒川町も0.7%ということで、ほかの市と比べて、差異はないかなというふうに思います。また、令和5年度同様に町村でもアンケートをとっておりまして、町村の非該当の人数は0.8%になっておりますので、こちらと比較しても、寒川町の非該当の人数が多いというふうには考えておりません。また、非該当が出た方にも、地域包括支援センターが行っている基本チェックリストをやることによって、何らかのサービスを受けることができますので、そちらのほうも認定が出た時点で、皆様にご案内している次第でございます。

以上です。

【廣田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 2 点目の受託法人のお話だったと思うんですけども、こちらのほうは、こういう高齢化の進展に伴って申請件数の増加があった場合には、機動的に対応するために、安定したサービスを提供しなければいけないので、介護保険法の規定に基づいて、神奈川県が指定市町村事務受託法人というのを指定しています。その公益社団法人かながわ福祉サービス振興会というところに調査業務を委託しているところです。

以上です。

【廣田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 努力支援交付金の関係なんですけども、介護予防の人数とか参加の人数とか、そういうことではなくて、介護予防の事業をやっているとか、会議をやっているとかいろんな条件をやっていますかというようなことで、こういう事業をやっています、こういうことやっていますというところが点数になって、それが補助金としていただける、交付されるというような流れになります。

あと、包括支援センターの人員の関係なんですけれども、人員というか、見解なんですけれども、令和7年度、来年度、ちょっと機構改革によって、4名が健康管理センターのほうで、事務がちょっと分散されることはされるんですけれども、役場の相談業務がおろそかにならないように気をつけ、町民の皆様にご迷惑かけないように、今までどおり相談に乗れるような体制はつくっていきますので、よろしくをお願いいたします。

【廣田副委員長】 よろしいですか。他に質問はありますか。

太田委員。

【太田委員】 すみません、2件お願いいたします。ページ数がどこなのかなというのがちょっと気になる場所なんですけど、主に認知症対策のところでお伺いをしたいと思うんですけれども、寒川町、案外少ないかなとは思っているんですけど、行方不明者の放送が流れると、案外比率的には寒川は少ないかなというのは思っているんですけれども、行方不明になったときに、以前も提案しているんですけど、今回も結構、選挙の間に皆さんからいただくお声は、洋服とか靴とかにQRコードを貼ってとかという、あとお名前とかでもいいんですけれども、そういうので身元をしっかりと分かるようにするような取組を各自治体がしているけども、寒川町はやらないんですかというお声を何件か聞きました。

私も以前からそれは提案していますけどもという話をしているんですけども、その辺が令和7年度、そういった取組がこれだけではないと思いますけども、されるのかどうか、具体的なものがあればお聞かせをいただきたいと思います。あとエンディングノート、いわゆる寒川で言うところと安心ノートなのかな、これはここで大丈夫ですか、特会で大丈夫ですか。

ずっと取り組んできていただいて、本当にバージョンアップをしていただいて、より分かりやすくされているなというふうに思いました。今回も私も五、六冊、皆さんにお渡ししながら説明をして使わせていただいていますけれども、この講座は令和7年度、ちょっと私、聞き漏らしちゃったのかもしれないんですけど、令和7年度、講座はやる予定があるのか、あと当初やっていたときにステップアップ講座じゃないけど、相続のこととか、より専門性のある方に講座を開いてもらいたいというお話があったりとかして、1回、何かやったようなお話を聞いたことがあるかもしれないんですけど、そういったものが今回令和7年度に入ってきているのか。法律相談の中に相続とかエンディング関係の相談内容が入ってきますので、それはすごくいい取組かなと思うんですけども、令和7年度、その辺の取組がどのようになっているのか、2点お聞かせください。

【廣田副委員長】 三橋課長。

【三橋高齢介護課長】 まず、1点目の衣服などにQRコード、そういったものを貼って、高齢者が1人で外出したときに見つけやすいということにするということなんですけども、町のほうでも、担当課のほうでも周りの市町村でも導入しているということは把握しています。

一方で、そういったものを貼るのが嫌だ、番号で管理されているみたいで嫌だという意見を言われる方もいらっしゃるんで、いろんな面で研究しながら、どういうふうにしていったらいいかと考えていきたいと思っています。

以上です。

【廣田副委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 エンディングノートの関係なんですけども、令和6年度は1回、町のほうで、エンディングノートの書き方講座を開催しております。次年度なんですけども、在宅介護、茅ヶ崎と共同でやっている事業なんですけども、そこで共同で何かできないか、例えば会場が茅ヶ崎だったり寒川でもいいんですけど、寒川の町民の方がそこに参加できるようなことがあれば、何回か講座ができればいいなど今検討しているところです。

以上になります。

【廣田副委員長】 太田委員。

【太田委員】 認知症の行方不明の件は、一方でそういう声があるのかなというのも認識していますし、前回もそういうご回答があったかなというふうに思います。ただ、そういった問合せが結構来てたので、改めて寒川町としてどうなのかなというのを伺いました。今後そういったことの検討もしていただければなというふうに、やらない人はやらないでいいんだと思うんですけども、やっぱり必要な方、ご自分でやればとなると思うんですけども、なかなかその辺が難しい方もいらっしゃる、高齢者のご夫婦だったりすると、その辺が難しかったりする場合もあるので、ぜひ検討していただければなというふうに思います。

あと、安心ノートの件は、1回だとなかなかそのチャンスを捉え切れない。本当に分かりやすくなっているんで、そういったものをどちらのものを使ってやるかというのがもしかしたらあるかもしれませんが、回数が増えていくことで、より身近にそういったものが、これは高齢者のみならず私たちもいつ何どき事故に遭うか分からないし、そういったところで広く使っていただけるものかなと思いますので、ぜひそこはまた推進をしていただければなというふうに思います。これは要望で結構です。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【廣田副委員長】 それでは、以上で、健康福祉部高齢介護課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【廣田副委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開します。

ここで、暫時時間の延長をいたします。

それでは、健康福祉部保険年金課の審査に入ります。まず、一般会計について執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 引き続き、保険年金課所管分でございます。説明につきましては、高木保険年金課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いします。

【廣田副委員長】 高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、健康福祉部保険年金課所管の令和7年度一般会計予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料によりご説明させていただきます。なお、予算書の金額は、一部、健康づくり課との合計額となっており、説明資料と一致してないところはその都度申し上げますので、

よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は070、保険年金課（一般会計）の2ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金の繰出金でございます。なお、予算書の繰出金の金額は、健康づくり課との合計額となっております。この繰出金は一般会計から国保特別会計へ、国の繰出基準等により事業費を繰り出すもので、繰出額の内訳は備考欄記載のとおりでございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

次に、資料3ページ、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の繰出金につきましては、一般会計から後期特別会計へ事業費を繰り出すもので、繰出金の主な内訳及び増減理由等は備考欄記載のとおりでございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

次に、資料4ページ、国民年金費の職員給与費につきましては、職員3名分の人件費で、主な内訳及び増減理由等は備考欄記載のとおりです。なお、歳入の特定財源は、法定受託事務等に対して国より交付されるもので、記載のとおりでございます。

次に、資料5ページ、年金事務経費につきましては、国民年金の事務に関わる経費で、旅費及び需用費、役務費の主な理由、主な内容につきましては、備考欄記載のとおりで、委託料は、基幹系システム標準化対応委託料、使用料及び賃借料は年金システムの借上料でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

最後に資料6ページ、国民年金推進事業費につきましては、窓口対応業務の会計年度任用職員1名分の報酬等でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

一般会計予算の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いします。

（「なし」の声あり）

【廣田副委員長】 なければ、ここで一般会計に関する質疑を打ち切ります。

続いて、特別会計について、まずは、国民健康保険事業特別会計の説明を求めます。

高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 それでは、続きまして、令和7年度、国民健康保険事業特別会計の予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきます。なお、特別会計の予算書の金額は、一部健康づくり型の合計額となっており、説明資料と一致しないところにつきましては、その都度申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレット資料は071、保険年金課（国民健康保険事業特別会計）の2ページをご覧ください。職員給与費でございます。こちらは保険年金課と健康づくり課を合わせた職員8名分の人件費でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

次に、資料3ページの国民健康保険運営事業事務経費につきましては、国民健康保険事業を行うための経費で、報酬及び旅費、需用費、役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりでございます。この科目の予算書の金額は、健康づくり課との合計額となっております。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料の4ページ、診療報酬明細書共同電算委託事業費につきましては、県内保険者のレセプト管理などの共通事務を国保連合会に委託し、共同で電算処理をする委託料で、この科目の予算書の金額は、健康づくり課との合計額となっております。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料の5ページ、国保連合会負担金につきましては、神奈川県国民健康保険団体連合会の運営を図るための負担金、補助及び交付金でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、6ページの国保料賦課徴収事業事務経費につきましては、保険料の賦課及び徴収に関する事務経費で、需用費及び役務費の主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりでございます。委託料は、コンビニ収納代行委託料等。使用料及び賃借料はコンピューター借上料。負担金、補助及び交付金は、県町村システム共同事業負担金でございます。増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料の7ページ、国保運営協議会運営経費につきましては、町国保運営協議会委員9名分の報酬と会長研修に伴う旅費でございます。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、8ページ、療養給付費につきましては、被保険者の疾病及び負傷に対して、保険給付する負担金、補助及び交付金で、増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料の9ページ、療養費につきましては、被保険者の柔整、あんま、鍼灸マッサージの費用及び医療装具に対して保険者負担する負担金、補助及び交付金で、増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料10ページ、診療報酬審査支払手数料につきましては審査手数料で、役務費の主な内容、増減理由等は、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料11ページ、高額療養費につきましては、被保険者の高額療養費に対して給付をする負担金、補助及び交付金で、増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料12ページ、高額介護合算療養費につきましては、被保険者の国民健康保険及び介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に支給する負担金、補助及び交付金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料の13ページ、移送費につきましては、被保険者が疾病等により移動が困難な場合で、医師の指示により移送された場合に給付する負担金、補助及び交付金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料14ページ、出産育児一時金につきましては、被保険者が出産をした場合に50万円を支給するもので、役務費及び負担金、補助及び交付金の主な内容、増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりでございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料15ページ、葬祭費につきましては、被保険者が死亡した場合に5万円を支給する負担金、補助及び交付金で、増減理由等につきましては備考欄記載のとおりです。財源につきましては、一般財源でございます。

次に、資料16ページ、傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスが5類に転じる以前に感染し、

労務に服することができなかった被保険者に支給する負担金、補助及び交付金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料17ページ、医療給付費分につきましては、県内市町村の保険給付費の財源とするために、県に納付する負担金、補助及び交付金で、増減理由につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料18ページ、後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため、県に納付する負担金、補助及び交付金で、増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料19ページ、介護納付金分につきましては、介護保険制度に要する費用に充てるため、県に納付する負担金、補助及び交付金で、増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料20ページ、国民健康保険制度周知事業費につきましては、国民健康保険制度を周知するための事業費で、需用費及び役務費の主な内容につきましては、備考欄記載のとおりです。財源につきましては、一般財源でございます。

次に、21ページ、国保財政調整基金積立金につきましては、国保財政調整基金繰入金及び利子を積み立てる積立金で、予算額は利子を計上しており、増減理由等につきましては、備考欄記載のとおりです。なお、基金の残高ですが、令和7年3月末で2億8,000万円を見込んでおります。

次に、資料22ページ、一時借入金利子につきましては、国保特別会計の運営で資金不足となった場合に借入れをする際の償還金、利子及び割引料で、財源につきましては、一般財源でございます。

次に、資料23ページ、過年度保険料還付金につきましては、過年度分の保険料の還付金と還付加算金の償還金、利子及び割引料で、財源については、一般財源でございます。

次に、資料24ページ、保険給付費交付金返納金につきましては、交付金の精算があった場合の償還金、利子及び割引料で、財源につきましては、一般財源でございます。

次に、資料25ページ、予備費につきましては、突発的な予算不足等に備える予備費で、財源につきましては、一般財源でございます。

次に、歳入の一般財源につきまして、ご説明させていただきます。

タブレット資料26ページの国民健康保険料につきましては、下段に参考として、医療分後期高齢者支援分介護分の合計を示しており、現年度分は被保険者数の減少から、県へ納付する国民健康保険事業費納付金が減少したものの、基金残高の減少から基金繰入金を昨年度より1億円減したことから、前年比5.1%の増となっております。滞納繰越分については、被保険者の減少による調定額の減少から、前年比9.27%の減となっております。また、被保険者の負担を軽減するための国保財政調整基金につきましては、繰越金とのバランスを見定め、国民健康保険料の抑制に活用してまいります。

次に、使用料及び手数料の証明手数料につきましては、国民健康保険料の納付証明手数料でございます。

次に、繰越金のその他繰越金につきましては前年度からの繰越金で、前年度同様50万円を計上しており、次に、諸収入の延滞金及び第三者納付金返納金につきましても、前年度と同額を計上してござい

す。

最後に、タブレット資料27ページの令和7年度休止及び廃止等事業ですが、平成20年度に国民健康保険の2割負担が開始された際、当時の70歳から74歳の対象者の高齢者支援から1割負担分を国が負担する制度がありまして、制度的に一度、町が立て替えて保険給付を行い、後から国から返戻される事業がありましたが、経過措置も含め平成30年に廃止され、令和2年度以降、請求もないため廃止するものです。

国民健康保険事業特別会計予算の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑はございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、4点お伺いします。まず、3ページで、役務費のところなんですけど、資格確認書及び資格情報のお知らせの発送業務ということなんですけど、これに関しては今まではない、通知とか何かは送ったと思うんですけど、これに関して、業務的にどの程度仕事量として増えているのかというのをちょっとお伺いします。

次、6ページの委託料で、コンビニ手数料と基幹系システムの標準化ということなんですけど、これについてもう少し詳しくお話をお願いします。

次です。8ページで、療養給付費で被保険者は減っているわけなんですけど、これについて交付金、負担金なども減っているわけなんですけど、これに関してちょっともう少し説明をお願いします。

それと26ページの保険料の歳入のところで保険料なんですけど、今回の5.1%の増ということに説明がありましたけど、国民健康保険というのはどうしても収入の少ない方とかそういう方が多くて、なかなか今回の基金の取崩しも少し減らしたというところもあります。これに関していかに保険料を抑えていくかということなんですけど、それについて町の見解をお願いします。

以上です。

【廣田副委員長】 高木課長。

【高木保険年金課長】 まず1点目の資格確認書と、資格情報のお知らせの業務量ということのご質問ですが、現行の保険証は令和7年7月31日までの有効期限となりますので、資格確認書と資格情報のお知らせについては、7年7月に一斉更新を実施する予定となっている経費となっております。マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを発行いたしまして、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付する予定となっております。

今までは全部保険証で発行をしていたんですけれども、その内訳ができる部分で、資格情報のお知らせのほうはペラ1枚という形なので、入れる手間とかというのは大分楽になる部分はあるんですけれども、仕分をしたり、また、うちのほうで気をつけなければいけない部分に関しましては、マイナ保険証のひもづけの認識がない方とかというのがいらっしゃる、要はポイントをもらうときに家族で手続きをしてもらって、それをもう記憶されてない方とかがいたり、また、解除申請をされた方や、電子申請切れ、マイナンバーカードの更新中とかの内容でタイムラグが多少発生する部分がありますので、送付する際にその点をよく確認しながら、発行をするという事務がちょっと的確に行うように、今からちょっと保

陰年金課としても相談しながら、対応しているという状況となっております。

基幹系システムにつきましては、行政手続における情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するために、地方公共団体情報システム標準化に関する法律が施行されまして、情報通信の技術の効果的な活用等を行いながら、持続可能な行政運営を確立するために、標準化システムの導入を令和7年に整備を行うものとなっております。

あと、給付金の医療費の動向につきましては、団塊の世代の後期高齢者の制度への移行から、被保険者数が減少傾向を示しておりまして、医療費の総額につきましては、被保険者の減少により減少するものの、被保険者1人当たりの医療費は増加傾向となっている状況となっております。

あと保険料につきましては、今まで、10年前は10億円あった基金のほうをコロナもありまして、このところ毎年2億円以上を投入して保険料の抑制にずっと努めてきたんですけれども、とうとう基金の残高が2億8,000万円ということを受けまして、とうとう毎年2億円という額が出せない状況となっております。今年、医療費の被保数が減ったので、県の事業費納付金が約6,500万円ぐらい下がりました、そこを下がった分も含めて1億円を減らして、その分の相殺できない分の正確には3,700万円ぐらいが、保険料に転嫁されているということとなっております。

山田委員おっしゃるとおり所得の少ない方が多い会計でございますので、できるだけ保険料を抑制したいということで、今年持っている額の約半分以上、半分弱を今年もできるだけ多く入れて保険料の抑制に努めたいという考えで、今年の予算を組まさせていただきます。また、来年度以降も今年の繰越金を含めまして、できるだけ多くの財政調整基金を保険料の活用に充てながら、なるべく安い保険料を維持していきたいというふうに思いもあって、予算のほうを組まさせていただいております。あとコンビニ手数料につきましては、被保数の関係から増減が出ているものとなっております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

【廣田副委員長】 山田委員。

【山田委員】 順次質問していきます。まず、資格確認書の資格情報に関しては了解しましたが、今までにない業務なわけですから、仕事が増えていると。これに関しての一応財源に関してその他ということになっています。これは一般会計からの繰入れから入っているということですね。町の負担というのが、やっぱりだんだん増えているのかなというふうに思っていますが、それについて見解をお願いします。

あとそれと、基幹系システムに関しては分かりました。あと、8ページの療養給付に関してですけど、後期高齢者のほうに移っている、被保険者も減っているということも理解しましたが、それでもやっぱり医療費に関して増えているということでもありますけど、これに関しては様々な考えをいろいろ検討していかなきゃいけないのかなと思っています。

あとそれと保険料についてですけど、今、基金も取り崩しているという点では了解しましたが、いずれにしろやっぱり本来なら一般会計繰入れも増やすとか、あともう一つは、国の負担を増やしていくべきだと思うんですけど、それに対して、町としては保険料軽減に対して国とかいろんなところで、要望等を出しているのかどうかお聞きします。

以上です。

【廣田副委員長】 高木課長。

【高木保険年金課長】 国民健康保険の経費に関しましては、総務省の繰出基準というものによって計算されております。資格情報のお知らせとか事務経費につきましては、一般会計から繰出金を、職員給与費等繰入金という形に合計して入れておりますので、被保険者のほうの負担のほうになっているという、被保険者の負担というよりは、町の負担として一般会計からお金を充当しているという形となっております。

保険料の算定につきましては、先ほど言いました繰出基準の中で、町が負担する経費というのを全て町のほうで全額いただいて、算定のほうをさせていただいて、その中の基金でどれだけそれ以上に補填できるかというところの計算を基に算定をさせていただいております。それを一般会計繰入金をまた基準以上に入れるということになりますと、県の特別調整交付金にペナルティがありまして、それが減額されるというような仕組みとなっておりますので、基本的には、基準内繰入金を入れて計算するという形をとらせていただいております。

なお、被保数の減少に伴って、国保財政が厳しくなっている関係上、令和4年の10月に被保険者の適用事業所の企業規模が101人以上に拡大され、また令和6年10月からはさらに企業規模が51人以上に拡大されておりますので、国保財政を支えるためのマイナス影響につきましては、県及び県内市町村で、厚生労働省に令和6年1月10日に被用者保険の適用拡大改正に伴う国保財政への影響について、要望活動を国のほうに提出しております。よろしくお願いします。

【廣田副委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 2点目の療養給付費の医療費の増というお話なんですけども、先ほどもちょっとご説明はさせていただいたんですが、被保険者数の減少に伴いまして、医療費自体全体につきましては、国民健康保険のほうは減っております。ただ、被保数の減少によって1人当たりの医療費につきましては、増加しているというご説明をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 他に質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【廣田副委員長】 では、続きまして、後期高齢者医療事業についての特別会計の説明を求めます。
高木保険年金課長。

【高木保険年金課長】 続きまして、令和7年度後期高齢者医療事業特別会計の予算につきまして、予算特別委員会説明(参考)資料によりご説明させていただきます。

それでは、タブレット資料は072の保険年金課(後期高齢者医療事業特別会計)の2ページをご覧ください。職員給与費につきましては、職員2名分の人件費でございます。なお、歳入の特定財源は記載のとおりです。

次に、資料3ページ、後期高齢者医療事業事務経費につきましては、後期高齢者医療事業を行うための事務経費で、報酬及び職員手当等、旅費、役務費の主な内容は、備考欄記載のとおりでございます。委託料は基幹系システム標準化対応委託料、使用料及び賃借料はコンピューター借上料、負担金、補助及び交付金は、県市町村情報システム共同事業組合負担金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料4ページ、診療報酬点検事業費につきましては、医療費適正化に伴う審査点検手数料で、役務費の主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりです。なお、特定財源は記載のとおりでございます。

次に、資料5ページ、後期高齢者医療保険料徴収事業費につきましては、保険料の賦課及び徴収に関する事務経費で、需用費及び役務費の主な内容、増減理由等は備考欄記載のとおりでございます。委託料はコンビニ収納代行委託料でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料6ページ、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、制度を運営します神奈川県後期高齢者医療広域連合へ、保険料や療養給付費等を納付する負担金、補助及び交付金でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料7ページ、一時借入金利子につきましては、後期特別会計の運営で資金不足となった場合に一時的に借入れを行う際の償還金、利子及び割引料でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料8ページ、償還金及び還付加算金につきましては、過年度保険料に対する還付金等の償還金、利子及び割引料でございます。なお、特定財源は記載のとおりです。

次に、資料9ページ予備費につきましては、突発的な予算不足に備える予備費でございます。

なお、特定財源は記載のとおりです。

最後に歳入の一般財源につきまして、ご説明させていただきます。

資料10ページ、繰越金につきましては、前年からの繰越金で前年度同額を計上しております。

以上で後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 説明が終わりました。これから質疑を受け付けます。質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 1点だけ伺います。6ページなんですけど、保険料収入のことについてなんですけど、国民健康保険のほうからも後期高齢者分について入っているわけなんですけど、これに関して、前年度に比べてかなり増えているわけなんですけど、今後もしっかりここに関しては、保険料に関しては増えていくという見解でよろしいでしょうか。

【廣田副委員長】 高木課長。

【高木保険年金課長】 保険料率は2年間の財政運営期間における医療給付費等の療養費の見込額から、国庫負担金等の公費負担や、後期高齢者交付金の収入見込額及び特別会計剰余金の抑制財源を差し引いた保険料収納必要額に収納率を除して、保険料賦課額総額を算出しております。保険料額につきましては、このところ、団塊の世代が後期高齢者に移行しているため、保険料率のほうは上昇傾向を示しておりましたが、団塊の世代の移行率が7年度、今年から少しずつ下がってくるという形になっておりますので、今の保険料がそのまま維持される額ぐらいでなるのではないかという、少し上げ幅が止まってくるのではないかというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

【廣田副委員長】 いいですか。他に質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【廣田副委員長】 それでは、以上で、健康福祉部保険年金課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は17時30分。5分だけ休憩いたします。

【小泉委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続いて、健康福祉部健康づくり課の審査に入ります。まず、一般会計について執行部の説明を求めます。

小林健康福祉部長。

【小林健康福祉部長】 健康福祉部最後の案件となります。健康づくり課所管分でございます。説明につきましては原健康づくり課長から、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いします。

【小泉委員長】 原健康づくり課長。

【原健康づくり課長】 それでは、健康福祉部健康づくり課所管の令和7年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料によりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料をお開きください、資料2ページ、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、一般会計より国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、予算書の金額は、保険年金課との合計額になってございます。

続きまして、資料3ページ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施及び75歳以上の高齢者の健康診査についての事業に係る経費でございまして、健康づくり課と高齢介護課にて行っております。報酬は保健指導のための会計年度任用職員報酬、旅費は職員の研修旅費及び費用弁償、消耗品費は、保健指導で訪問する際に使用するパンフレット、高齢者健診の受診券に同封する健診を促すチラシの購入代金等、印刷製本費は、高齢者健診の受診券、健診票、封筒の印刷代でございます。役務費は、高齢者健診受診券の郵送料等、委託料は、高齢者健診の委託料及び高齢者健診の受診率向上委託事業でございます。委託料の増は高齢者健診対象者の増によるものです。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は4ページ、保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務に係る旅費、健康情報システムの借上料、協議会への負担金などの経費でございます。報酬は会計年度任用職員2人分の報酬、旅費は、保健師等専門職員を対象とした研修などに参加するための交通費及び会計年度任用職員の費用弁償、委託料は、住民基本台帳の自治体システム標準化対応に伴う健康情報システム改修委託等、使用料及び賃借料は、健康情報システム借り上げのためのリース料、負担金、補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人かながわ健康財団アイバンク・臓器移植協力会への負担金でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は5ページ、健康づくり事業費につきましては、健康維持増進を図るため各種検診を行うとともに、健康教育、健康相談の実施、そして、保健指導の各対象者への事業の周知と勧奨、また、ライフステージに合わせた健康づくりの支援をし、自主的に健康づくりや食育に取り組むための場を提供するなど、自分の健康は自分で守るという意識の促進を図るものでございます。報酬は、健康教育事業実施により雇用する会計年度任用職員の管理栄養士及び歯科衛生士への報酬、報償費は健康教室及び運動ボランティア養成セミナー開催に伴う講師謝礼、さむかわ元気プラン推進委員会委員への謝礼

でございます。旅費は、健康教育事業実施により雇用する会計年度任用職員の費用弁償、消耗品費は、健康増進事業に係るパンフレットや体操に用いるセラバンド等及び食生活改善推進事業で使用する洗剤等の購入費でございます。印刷製本費は、がん検診の記録票や窓付封筒の作成等、役務費は、主に健康診査及びがん検診の実施に伴う勧奨通知等の郵送料でございます。委託料は、食生活改善推進事業、歯科保健教育、健康診査、各種がん検診、歯科検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診を実施するためのものでございます。負担金、補助及び交付金は、骨髄等の移植を推進することを目的にドナー及びドナーが勤務する事業者に対し、交付する骨髄移植ドナー支援事業費助成金及びウィッグ購入費助成金、健康運動ボランティア行政ポイント負担金でございます。委託料の減は、がん検診、がん施設検診の単価見直しと、6年度に作成した計画策定のための調査分析委託の減によるものです。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は6ページ、予防接種事業費につきましては、高齢者の肺炎とインフルエンザ、新型コロナウイルスの重症化予防並びにその蔓延に防ぐために予防接種を行うものでございます。また、50歳以上の方を対象とした带状疱疹予防接種を行うものです。消耗品費は、予防接種事業に係る書籍の購入費、印刷製本費は、予防接種予診表の作成費、役務費は、予防接種実施医療機関及び肺炎球菌、带状疱疹定期予防接種対象者に接種券を送付するための郵送料、委託料は、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、带状疱疹、新型コロナウイルスワクチン予防接種実施のための委託料でございます。負担金、補助及び交付金につきましては、施設に入所しているなど特別な理由により、委託医療機関での予防接種が受けられない方に対し、償還払いにより補助するものでございます。委託料の増は、令和6年度は新型コロナウイルスワクチン予防接種を2号補正にて実施したため、当初予算比では増となっております。特定財源は記載のとおりですが、新型コロナ定期接種ワクチン確保に対する助成金は、歳出の説明と同様、令和6年度は、コロナウイルスワクチン予防接種を2号補正にて実施したため、当初予算では皆増となっております。

続きまして、資料は7ページ、予防事務経費につきましては、会議謝礼、会議に出席するための旅費、冊子を作成するための経費でございます。報償費は、健康被害認定審査会委員の謝礼、旅費は、予防接種従事者研修会などに参加するための旅費、印刷製本費は、全戸配布する健康だよりを作成するための経費でございます。委託料は、予防接種に係る健康情報システムの改修が6年度で完了したことによる皆減です。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は8ページ、地域保健医療体制充実事業費につきましては、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、耳鼻咽喉科及び眼科の休日救急医療を確保するため、茅ヶ崎医師会に交付する補助金、そして、寒川町民の医科及び歯科の夜間休日救急医療を実施している茅ヶ崎市地域医療センターを運営管理する茅ヶ崎市への負担金でございます。初期救急医療確保対策負担金につきましては、備考欄に記載のとおり、地域医療センターにおける診療報酬の増が見込まれるため減額となっております。特定財源の充当はありません。

続きまして、資料9ページ、感染症予防対策事業費につきましては、町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るためのものでございます。委託料は、厚生労働省のガイドラインにより、床下浸水家屋の消毒が必ずしも必要でなくなったことによる消毒委託の減。負担金、補助及び交付金は、

寒川町自治食品衛生協会の会員の知識、技術の向上を通じて、町民の食品安全確保や、食品衛生に関する知識の充実を図るために、事業費補助を行うものでございます。特定財源の充当はありません。

続きまして、資料10ページ、健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理に係る経費でございます。消耗品費は、駐車場及びゲートボール場用地借り上げのために締結する契約書の印紙代、役務費は、施設の火災保険料、委託料は指定管理者である社会福祉協議会への指定管理料、使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料でございます。特定財源の充当はありません。

続きまして、資料11ページ、歳入の一般財源分につきましては、ご説明いたします。行政財産使用料につきましては、健康管理センターに設置されている飲料水の自動販売機設置に係る使用料でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 ちょっと2点お伺いします。まず、6ページの予防接種なんですけど、これは各予防接種の予定人数がどのようになっているのかをお聞きします。それから、9ページの感染症予防対策ということで、説明の中で今委託料がなくなったわけで、これに関してはたしかこれ、床下浸水とか何か氾濫が起きたときなんかに対応するものかと思いましたが、これに関してももしそういうことが発生した場合は、そのときに補正予算で対応するのかどうかについてお聞きします。

以上です。

【小泉委員長】 原課長。

【原健康づくり課長】 それではまず1点目に、予防接種事業費についてお答えさせていただきます。まず、インフルエンザ、想定回数でお答えさせていただきます。5,428回でございます。肺炎球菌230回、新型コロナウイルスワクチン2,717回、带状疱疹1,320回でございます。

続きまして、2点目、感染症予防対策事業費につきましてはでございます。こちらの床下浸水のことにについてだと思んですけども、まず、説明でも少し申し上げたんですけども、厚生労働省のガイドラインで床下浸水をした場合の外、庭とか床下の消毒というのが必ずしも必要でない。必要なのは、清掃と乾燥というのが原則で対応ということで、ガイドラインが昨年度に変わったものでございます。ただ、山田委員おっしゃるとおり、感染症のほうでご相談とかありました場合は、保健所とも協力して感染症については健康づくり課の対応になりますので、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

【小泉委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、予防接種に関して、結構な数があるということで、これに関してこの件数、回数をオーバーした場合、また追加でやるということで、実際に今までの実績からいって、どの程度になるのかなど、もし傾向が分かればお願いします。そういった消毒に関してガイドラインが変わったということを了解しました。これに関してはすぐに保健所と一緒に相談しながら対応していただきたいと、

これは要望として。

【小泉委員長】 原課長。

【原健康づくり課長】 予防接種について傾向ということですが、こちら、今までの傾向によってでして、大体の回数を想定しております。それぞれの接種率の予定接種率が傾向になると思うんですが、予想接種率です。まず、インフルエンザについては接種率40%を見込んでおります。肺炎球菌については50%を見込んでおります。これは対象者です。新型コロナウイルスワクチンについては、20%を見込んでおります。带状疱疹については、実績での数字になりますので、見込みというか、実績の数値になります。

以上です。

【小泉委員長】 もし超えたらというところが、山田委員のほうから。

【原健康づくり課長】 失礼いたしました。こちらの想定回数を超えた場合でも、対応していくつもりでおります。

以上です。

【小泉委員長】 よろしいですか。ほかに質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 健康管理センターの維持管理経費ということで、委託料がここに計上されています。現状として健康管理センターの代替施設ということで、多分来年度、再来年度ですか、を考えていらっしゃるかなと思っているんですが、正式な場としてお伺いしたいんですが、移行をいつ考えているか、お伺いしたいと思います。

【小泉委員長】 原課長。

【原健康づくり課長】 健康管理センター代替施設の移行時期についてのお尋ねにお答えさせていただきます。健康管理センター代替施設、今現在、令和8年3月の竣工を目指して、建設を始めているところです。ですので、移行について、令和8年度の当初を目指しているところです。

以上です。

【小泉委員長】 山上委員。

【山上委員】 あとほぼほぼ1年というところだと思うんですが、代替施設のいわゆる運営方針の決定はいつ頃になりますでしょうか。運営方針というのは、指定管理なのか直営なのかというところでお答えいただければいいかと思います。

【小泉委員長】 原課長。

【原健康づくり課長】 代替施設の運営方針については、今年度の夏頃までに決定しようという考えでおります。

以上です。

【小泉委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 他になければ、ここで一般会計に関する質疑を打ち切ります。

続いて特別会計について、こちらは国民健康保険事業特別会計について執行部の説明を求めます。

原課長。

【原健康づくり課長】 引き続き、健康福祉部健康づくり課所管の令和7年度国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明させていただきます。なお、予算書の金額は、一部、保険年金課との合計額となっており、説明資料と合致しないところがございますが、よろしくお願いいたします。

資料をご覧ください。資料2ページ、国民健康保険運営事業事務経費につきましては、国保事務に関する事務経費で、旅費につきましては研修のための旅費でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は3ページ、診療報酬明細書共同電算委託事業費につきましては、県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して、共同で電算処理する費用でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は4ページ、医療費適正化事業費につきましては、医療費適正化のために実施しているもので、役務費は、年2回のジェネリック医薬品差額通知、重複投薬通知の郵送料でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料は5ページ、特定健康診査事業費につきましては、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に、6月から8月、そして2月に実施する特定健診の費用でございます。消耗品費につきましては、健診のパフレット代、プリンタートナーカートリッジ代、印刷製本費につきましては、特定健康診査受診券等の印刷製本費、役務費につきましては、受診券等の郵送料と国保連合会への審査支払手数料、委託料につきましては、医師会への健康診査委託料でございます。特定財源は記載のとおりです。

続きまして、資料6ページ、特定保健指導事業費につきましては、特定健康診査の受診結果において、生活習慣を改善する必要がある被保険者に対し、保健指導を行うものでございます。報酬、職員手当等、共済費につきましては、保健指導に携わる会計年度任用職員に係る費用でございます。報償費につきましては、生活習慣病運動教室の講師謝礼、旅費につきましては、会計年度任用職員の費用弁償、消耗品費につきましては、保健指導用の教材費、役務費は、郵送料と国保連合会へのデータ管理手数料でございます。繰出金は、一般会計で行っている成人の健康診査における国民健康保険加入者の負担分です。特定財源は記載のとおりです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【小泉委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 では、1点伺います。まず5ページですけど、特定健診なんですけど、どうでしょうか、特定健診を受ける方がこの予算から見ると見込み減ということなんですけど、これに対して増やすための方策って何か考えているのか。あとまた、その下のほうでの歳入のところで、保健者努力支援分ということで入ってきているわけなんですけど、これに関してもたしかいろんな対策をすると、支援金も入ってくる、増えるのかなと思いますけど、それについての関係性をお願いします。

【小泉委員長】 安藤主査。

【安藤主査】 特定健診の対象者のほうなんですけど、対象者のほうが国民健康保険に加入されている方のほうが減少しておりますので、ちょっとそちらのほうが増減となっております。ただし、受診率の

ほうは向上できるように、受診勧奨のはがきですとか、あとはショートメッセージなどを利用して、若い方にも、受診がしやすいような環境づくりをしたりですとか、受診勧奨の文章のほうもナッジを利用したりして、より対象の方の心に響くような通知を心がけております。

【小泉委員長】 努力支援のほうの関係はということもありました。

【安藤主査】 保健所努力支援のほうも、健診の受診率のほうが向上が見られますと、その分得点のほうが上がりますので、受診率の向上を同様に目指しております。

以上です。

【小泉委員長】 よろしいですか。他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉委員長】 以上で、健康福祉部健康づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【小泉委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは本日も審議2日目、お疲れさまでございました。

それでは、3日目は24日月曜日朝9時から、環境経済部産業振興課からの審議となりますので、また、引き続き委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて終了といたします。お疲れさまでございました。

午後5時52分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長